三五　燐寸ノ製造
三六　火薬、爆薬又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
三七　金屬ノ熔融又ハ精煉
三八　電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
三九　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
四〇　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
四一　動力ニ依ル製材
四二　電氣業（發電所、變電所、蓄電所及開閉所）
四三　電球ノ製造
四四　硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
四五　金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
四六　動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
四七　動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
四八　電氣用「カーボン」ノ製造
四九　石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
五〇　「カーバイト」ノ製造
五一　石灰ノ製造
五二　「フェルト」又ハ吹付羅紗（粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗）ノ製造
五三　起毛又ハ反毛ノ作業
五四　製綿

五五　麻ノ梳解
五六　古綿、落綿、古麻、屑紙、屑絹絲、屑毛又ハ襤褸類ノ選別
五七　骨炭又ハ血炭ノ製造
五八　毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
五九　毛髪又ハ羽毛ノ精製
六〇　其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

第二章　職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條　職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得
前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第五條　職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第六條　職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第七條　職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ揭クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

一　終身自用ヲ弁スルコト能ハサルモノ　　賃金五百四十日分以上
二　終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ　　賃金三百六十日分以上
三　從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康者ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ　　賃金百八十日分以上

四　身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ　　賃金四十日分以上

第七條ノ二　職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第八條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日分（其ノ金額二十圓ニ滿チサルトキハ二十圓）以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス　配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬ト其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條　前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　職工ノ家督相續人又ハ戶主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三　直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四　前二號ニ揭クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條　第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ揭クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ揭クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一　職工ノ家督相續人又ハ戶主

二　職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三　職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條　第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料又ハ障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク、遺族扶助料及遺族扶助料ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二　職工健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス　健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十四條　第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條　工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一　職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス　解雇前ニ又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二　扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條　扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一　職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二　職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前（賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前）三月間（雇入後三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一　業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間

二　産前又ハ産後ノ女子內務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間

三　試ノ雇傭期間

四　工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第三號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セラルル手當ニシテ內務大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條　前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ常時支給スルトキハ其ノ價額ノ賃金中ニ之ヲ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

第十八條　地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ揭クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條　工業主ハ遲滯ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ扶助規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條　官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章　職工ノ雇入及解雇

第二十一條　工業主ハ遲滯ナク職工名簿ヲ調製シ工場每ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條　職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ每月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條　工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ此ノ限ニ在ラス

賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滯ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條　工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

二　職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條　職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條　（削除）

第二十七條　未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若ハ第七條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸鄉スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸鄉スル場合亦同シ

第二十七條ノ二　工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ揭クル期間ハ之ヲ算入セス

一　業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス

二　産前又ハ産後ノ女子內務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間

三　工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日（工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日）ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條第十七條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條ノ三　職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滯ナク之ヲ交付スヘシ

第二十七條ノ四　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滯ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ就業規則ニ定ムヘキ事項左ノ如シ

一　始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項

二　賃金支拂ノ方法及時間ニ關スル事項

三　職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項

四　制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

五　解雇ニ關スル事項

地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四章　徒弟

第二十八條　工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一　一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト

二　一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト

三　品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

四　地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト

第二十九條　工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一　徒弟ノ員數

二　徒弟ノ年齡

三　指導者ノ資格

四　教習ノ事項及期間

五　就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間

六　休日及休憩ニ關スル事項

七　品性修養ニ關スル監督ノ方法

八　給與ノ方法
九　第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
十　徒弟契約ノ條項

第三十條　徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十六歳未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衞生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第三十一條　地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條　第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第五章　罰則

第三十三條　工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、貸金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條乃至第三十六條（削除）

附　則

第三十七條　本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條　第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行ノ際貸金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月內ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ敎科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間內ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條　現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限リ本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十一條　本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

附　則　（大正十五年勅令第百五十三號附則）

第一條　本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正十五年七月一日ヨリ施行）

第二條　從前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ

本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

第三條　本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用セス

前項ノ工業主ハ貸金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後二年以內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第四條　尋常小學校ノ敎科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定

第五條　附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以内ハ第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

前則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齢兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一項ノ期間内ニ附則第三條第二項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條　本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

●工場法施行規則

（大正五年八月三日農商務省令第十九號）

沿革　大正一五年六月内務省令第一三號改正

第一條　工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車及電動機トス

第二條　工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ屆出ニ付亦同シ

第三條　器械生絲製造ノ業務、紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輪出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ厳シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第五條　工場法第九條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪（クランク）、曲柄、連接桿（コンネクチングロッド）、聯桿器（クロスヘッドビストシロッド）、喞子桿（カツプリング）、發電機ノ「コンミユテーター」、轉子、鋭利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、檢査又ハ修繕スル業務

二　危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス業務

三　汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四　發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續

五　鋸機ニ木材ヲ送給スル業務

六　危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調索ニシテ安全ナル柵圍其ノ他危害豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七　完全ナル柵圍其ノ他ノ危害豫防裝置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條　工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黄燐、硫化燐、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

二　「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」石油ベンヂン、「アルコホル」、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務

三　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

四　火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

五　金屬、鑛物、土石、骨、角、甍殻、獸毛、棉、麻、藁等ノ摩埃、紛末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

六　砒素、水銀、黄燐、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

七　多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融若ハ煅燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條　工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ揭クル業務ニ關シ十六歲以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條　工業主ハ左ニ揭クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ揭クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染病豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　精神病

二　癩、肺結核、喉頭結核

三　丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

四　徵毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五　膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノニ限ル）其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、腳氣、關節炎、腱鞘炎、急性淤尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症增惡ノ虞アル場合ハ之ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　工業主ハ產後六週日以內ニ出產スルコトアルヘキ者ヲ休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ產後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

第九條ノ二　生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以內ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第十條　地方長官ハ前二條ニ揭クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ產婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十一條　工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ樣式第一號ニ依ル

第十二條　工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻竝休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十二條ノ二　工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スヘシ

第十三條　工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ

第十四條　職工就業中又ハ工場及附屬建設物內ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ運滯ナク醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第十四條ノ二　工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレサルモノ左ノ如シ

一　三月ヲ超ユル期間每ニ支給スル賞與

二　發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條　工場法施行令第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條　職工名簿ノ記載ハ樣式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條　職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條　工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

第十九條　職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ工場每ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入及解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條　工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ貯蓄金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一　職工カ一月以上ニ渉リテ歸鄉スルトキ
二　職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ
三　其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條　工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條　工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク地方長官ニ届出ツヘシ

一　工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ又ハ之ヲ解任シタルトキ
二　工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ
三　第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條　（削除）

第二十四條　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ樣式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條　職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滯ナク樣式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條　工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ揭クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク樣式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

一　火災又ハ爆發
二　汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂
三　勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂
四　起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損
五　工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壞
六　其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十七條　（削除）

附　則

第二十八條　本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條　本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條　工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條　本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

附　則　（大正十五年内務省令第十三號附則）

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（大正十五年七月一日ヨリ施行ス）

本令（樣式第二號ノ改正規定ヲ除ク）中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス

（様式第一號）

第　號　大正　年　月　日交付

官	社會局又ハ廳府縣印
	職氏名

工場法第十四條　當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

工場法第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

（様式第二號）

男女	氏名	生年月日	本籍	住所	履歴	雇入	解雇	雜

縦八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「工場臨檢票」ト記ス

職工名簿記載心得

一　職工名簿ハ職工毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハカード式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ

二　工業主ノ都合ニ依リ本樣式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス各欄ノ位置ハ本樣式ニ掲クル順序ニ依ルヘシ但シ本則施行ノ際使用スル職工名簿ニ付テハ新名簿調製ニ至ル迄ノ間從前ノ順序ニ依ルコトヲ得

三　職工名簿ハ職工ノ業務別、男女別又ハ女工及十六歳未滿ノ男工ト其ノ他ノ職工トヲ區別スル等便宜ニ從ヒ各別ニ之ヲ調製スルコトヲ妨ケス

四　履歴欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ職工十六歳未滿ノ者ナル場合ニ於テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

五　雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日、雇入期間ノ定アルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ

六　解雇欄ニハ解雇ノ年月日、事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ

七　職工死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ

雜欄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

イ　女工及十六歳未滿ノ男工カ同一日ニ於テ他工場ニモ就業スル場合ニ於テハ他工場ニ於ケル就業時間（工場法第三條第三項）

ロ　職工カ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ヲ豫告シタルトキハ其ノ氏名、住所、職工トノ關係及豫告ノ年月日（工場法施行令第十二條但書）

八　各票作成ノ當務者ハ雜欄其ノ他便宜ノ場所ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

（樣式第三號）

昭和　年　月分　職工負傷疾病月報

氏名	生年月	業務別 男女別	休業日數 結	病名又ハ負傷ノ種類 發病又ハ負傷ノ日	治癒ノ日 死亡ノ日 解雇ノ日	未治癒ノ爲翌月ヘ繰越

工場名

職工總數　内譯　男工　女工

職工負傷疾病月報記載心得

一　本月報用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス

二　本月報ニハ業務上ト否トヲ問ハス負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限リ記載スヘシ
但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ

三　負傷及疾病ハ各別ニ取纏メテ記載スヘシ負傷ト疾病ト用紙ヲ別ニスルモ妨ナシ

四　職工總數欄ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工ノ總數ヲ記載スヘシ

五　業務別男女別欄ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混棉部男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、繊布工場ニ於テハ整經部女工等ニ準シ記載スヘシ

六　休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ
月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シテ三日又ハ夫レ以上トナリタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ
未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入リ治癒シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿タスト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ

七　病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日附判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ

八　結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治癒シタル者ハ治癒ノ日附、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日附ヲ記載シ其ノ月内ニ治癒セサル者ニ付テハ未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ〇印ヲ附スヘシ

（様式第四號）

職工死傷報告

工場名	
事業ノ種類	
工場所在地	
職工數	男 / 女 / 計
事故發生日時	年　月　日午前後　時　分
事故發生場所	
當日被害者ノ作業開始時刻	年　月　日午前後　時　分
工業主又ハ工場管理人	

（年　月　日届出）

死傷者	氏名	性	生年月	業務又ハ職名	雇入年月	賃金	被害ノ部位及症狀	死亡ノ日時又ハ休業見込日數

災害ノ原因及發生ノ狀況	名稱	大サ又ハ能力	其ノ部分ノ速度、大サ等
動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項			

危害豫防裝置ノ狀況

職工死傷報告記載心得

一　本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス

二　本報告ハ職工死亡シ又ハ療養ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ

三　本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ

四　本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得

五　工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス

六　工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ

七　事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機械製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製絲業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ

八　職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ

九　事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱（例ヘハ機關室、鍛工場、木工場、乾燥室、原料粉砕室、苛性曹達煮詰釜場、卸解作業室、機關室ト貯炭所トノ間ノ軌道、入渠中ノ修理船何丸ノ足場等）ヲ記入スヘシ

十　當日被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ業ヲ爲セル場合ニ於テハ前日ノ開始時刻ヲ記入スヘシ

十一　死傷者欄中

（一）業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名（例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工、雜役夫等）ヲ記入スヘシ

（二）雇入年月欄ニハ當該工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ

（三）賃金欄ニハ被害者ノ日給（稼高ノ場合其ノ他收入一定セサル場合ニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額）ヲ記入スヘシ

（四）被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折、左第三指及第四指挫傷、電撃、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記載スヘシ

（五）死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死亡ノ日時、生命危篤ノ者ニ付テハ其ノ旨、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ

十二　災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害カ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ケテ其ノ顚末ヲ記載スヘシ但シ動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ付テハ簡略ニ記載スヘシ

第二十六條ニ規定セル事故ニ因リ死亡者又ハ治療ノ爲休業三日以上ヲ要スヘキ者ヲ生シタルトキハ其ノ原因ヲ簡略ニ記載シ樣式第五號ノ工場災害事故報告トノ關係ヲ明ニスヘシ

十三　動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項欄中

（一）名稱欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ名稱（例ヘハ蒸汽機關、旋盤、圓鋸機、車軸、調帶等）ヲ記入スヘシ

（二）大サ又ハ能力欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ大サ又ハ能力（例ヘハ何馬力、長サ何米、直徑何糎、幅何糎、厚サ何粍等）ヲ記入スヘシ

（三）災害ヲ生シタル部分欄ニハ例ヘハ曲柄（クランク）、齒輪、鋸齒、車軸接手、調帶、調帶車等ヲ記入スヘシ

（四）其ノ部分ノ速度、大サ等欄ニハ廻轉數何程、輪周速度何米、長サ何米、幅何粍、厚サ何粍等ヲ記入スヘシ

十四　危害豫防裝置ノ狀況欄ニハ災害ノ發生セル機械、設備其ノ他ノ場所ニ危害豫防裝置（例ヘハ高サ何米ノ木製柵圍、

何種ノ眞鍮丸棒ヲ使用セル高サ何米ノ手欄、金網製掩蓋、機械運轉中ハ開カサル樣爲シタル危險部ヲ蔽ヘル戸等）アルトキハ之ヲ記入スヘシ

十五　災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄中ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

十六　災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況ニ關シテハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ

（樣式第五號）

（　年　月　日　屆出）

工場災害事故報告

工場名	
工場所在地	
工業主又ハ工場管理人	
事業ノ種類	
職工數	男　女　計
事故發生日時	年　月　日午前後　時　分
事故發生場所	
災害ノ原因及發生狀況	

被害者數	男	女
死亡者		
二週日以上ノ休業ヲ要スル者		
其ノ他ノ負傷者		
計		

豫防施設狀況	
避難施設狀況	

災害ノ損害狀況		
被害建物ノ種類	坪數	損害見積金額
		圓
災害ニ因ル損害	機械、設備等ノ損害	圓
	原料、材料、製品等ノ損害	圓
	災害ニ因ル作業休止ノ損害	圓

工場災害事故報告記載心得

一　本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス

二　本報告ハ二通差出スヘシ

三　本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ屆出後五年間之ヲ保存スヘシ

四　本報告ハ災害事故一件毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ

五　工業主ノ都合ニ依リ本樣式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルヲ妨ケス

六　工業主又ハ工場管理人欄ニハ屆出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ

七　事業ノ種類欄ニハ例ヘハ賣藥製造業、セルロイド加工業、製綿業、機械類修理業、煙火製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ

八　職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ

九　事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱（例ヘハ汽罐室、瓦斯發生爐前、熔接作業場、硝化作業室、原料煮熱罐室、鑄込場、脫水作業場等）ヲ記入シ倉庫ノ場合ニ於テハ其ノ倉庫ニ

格納セラルル物品ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ綿花倉庫、石油貯藏庫等)ヲ記入スヘシ

十　災害ノ原因及發生狀況欄ニハ左ノ各號ニ從ヒ記載スヘシ

(一)　火災ノ場合ニ於テハ發火ノ原因、第一次ニ火氣ヲ傳播セシメタル料品ノ名稱、數量、狀態等及之ニ關係セル機械又ハ設備、作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ尙消火喞筒若ハ消火栓ヲ使用シタル以前ニ消火ノ爲取リタル措置アラハ其ノ狀況ヲ記載スヘシ

(二)　爆發ノ場合ニ於テハ爆發シタル料品ノ名稱、數量、爆發ノ原因、爆發ニ關係アル機械、設備、作業、操作其ノ他爆發ノ原因及狀況ヲ明ニスル必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

(三)　汽罐其ノ他內壓力ヲ有スル容器ノ破裂ノ場合ニ於テハ其ノ種類、型式、使用ノ目的、製造年月、大サ、常用壓力、附屬壓力計ノ容量、安全弁ノ種類及口徑、破裂當時ノ使用壓力、水壓試驗ヲ行ヒタルモノニ付テハ其ノ年月及試驗壓力、災害事故ニ關係アル作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

(四)　勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂ノ場合ニ於テハ勢輪又ハ高速廻轉機ノ種類、其ノ使用ノ目的、構成材料、大サ(直徑、厚サ等)、常用廻轉數、災害發生當時ノ廻轉數其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

(五)　起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索切斷シタル場合ニ於テハ其ノ常用荷重及事故發生時ノ荷重、事故ヲ惹起シタル部分(鎖、索、梁又ハ支柱ノ構造、材料、大サ及製造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

(六)　工場、附屬建設物、煙突、高架槽ノ倒壞ノ場合ニ於テハ倒壞ノ直接原因(風、地震等)、被害物件ノ構造、材料、構造ノ缺陷、構造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

五人以上ノ負傷者(職工以外ヲ含ム)ヲ生シタル場合ニ於テハ前各號ニ倣ヒ災害事故ノ原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顚末ヲ記載スヘシ

十一　前項ノ記載ニハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ

十二　死傷者數欄ニハ職工タルト否トニ拘ラス該當欄ニ記入スヘシ

十三　災害ニ因ル損害欄ニハ被害建物ノ損害ハ其ノ種類別ニ(例ヘハ木造二階建、石造平家建、木骨亞鉛引鐵板張平家建等)、坪數(延坪)及其ノ損害見積金額ヲ記入シ、機械、設備等ノ損害、原料、材料、製品等ノ損害又ハ災害ニ因ル作業休止ノ損害ハ各總見積金額ヲ記入スヘシ

十四　豫防施設狀況欄ニハ火災ニ對スル消火防火ノ施設(例ヘハ自働撒水(オートマチックスプリンクラー)裝置、消火喞筒、消火栓、消火器具等ノ種類及配置狀況又ハ防火壁ノ構造、防火戸等)ニ付記載シ特ニ發火ノ場所ニ於ケル施設狀況ヲ明ニスヘシ爆發ニ在リテハ爆發ヲ起シタル場所特ニ壁、圍壁其ノ他ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ

十五　避難施設狀況欄ニハ出入口、昇降口、非常口、階段等ノ配置、構造、扉ノ開閉等ノ不良ナリシ爲避難ニ支障ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ記載シ特ニ避難設備トシテ設ケラレタルモノアラハ種類及配置ニ付記載スヘシ

十六　災害ノ原因及發生狀況、豫防及避難施設ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

(大正十五年六月三十日
岐阜縣令第四十號)

●工場法施行細則

沿革　大正一五年九月勅令第一三九號改正

第一條　工場法工場法施行令工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ申請書又ハ屆書ハ正副二通ヲ調製シ工場所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二條　工業主ハ其ノ工場(新設竝ニ既設)ニシテ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ十日以內ニ知事ニ屆出ツヘシ屆出事項ニ變更ヲ生シタルトキ其變更事項ニツキ亦同シ

一　工場所在地
二　工場名
三　工業主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ主タル事務所所在地、其ノ名稱、代表者ノ氏名及定款
四　事業ノ種類
五　常時使用ノ年齢別（十六歳以上、十六歳未滿ノ別）、男女別職工數
六　建物ノ平屋建二階建等ノ別及用途別坪數（二階建以上ニ在リテハ各層ノ坪數ヲ明記スヘシ）、寄宿舍ニ在リテハ各室ノ收容定員
七　原動機ノ種類、箇數及馬力數
八　常時五十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ニアリテハ始業時刻、終業時刻、休憩時間竝其ノ配置、休日竝ニ其ノ配置及工場法附則第三項ノ規定ニ依リ職工ヲ二組以上ニ分チ就業セシムルトキハ附則第四項ノ規定ニ依ル就業時轉換ノ方法

前項第三號ノ工業主ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ屆書ニ當事者連署シ又ハ其ノ異動ノ事實ヲ證明スヘキ文書ヲ添付スヘシ

工業主ハ其ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由ヲ具シ十日以內ニ知事ニ屆出ツヘシ

工場ノ休業一年ヲ超エ開業ノ見込ナシト認メタルトキハ廢止シタルモノト見做ス

第三條　工業主工場法施行規則第三條ニ依リ告知ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申告スヘシ

一　絹織物ノ種別及輸出先
二　延長セムトスル就業時間及其ノ期間
三　就業時間延長ノ事由

前項各號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以內ニ知事ニ屆出ツヘシ

第四條　工場法第四條ノ但書ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名及事業ノ種類
二　時間延長ノ事由
三　就業時間延長ニ依リ實施セムトスル始業時刻、終業時刻、休憩時間及其ノ配置
四　就業時間ヲ延長セムトスル期間

第五條　工場法第七條第二項ノ但書ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名及事業ノ種類
二　一齊ニ休憩ヲ與ヘ得サル事由
三　始業時刻、終業時刻、休憩時間竝ニ其ノ配置
四　交替休憩ノ時刻及方法

第六條　工場法第七條第三項ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名及事業ノ種類
二　時間延長ノ事由
三　現行及就業時間ノ延長ニ依リ實施セムトスル始業時刻、終業時刻、休憩時間竝ニ其ノ配置
四　就業時間ヲ延長セムトスル期間

前項ノ申請ニ付テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一　許可ヲ受クヘキ期間ハ七月十一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ於テ定ムルコト
二　一時間ヲ超ユル休憩時間ハ正午ヨリ午後三時ニ至ル間ニ之ヲ定ムルコト

第七條　工場法第八條第二項ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名及業務ノ種類
二　避クヘカラサル事由

三　就業時間ヲ延長セムトスル期間
四　就業時間ノ延長ニ依リ實施セムトスル始業時刻、終業時刻、休憩時間竝ニ其ノ配置、休日竝ニ其ノ配置
五　賃金其ノ他ノ給與ノ增加率

第八條　工場法施行規則第四條ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一　工場所在地、工場名、事業ノ種類
二　原料又ハ材料ノ種類、數量、損失豫想金額
三　急速ニ腐敗シ又ハ變質シ損失ヲ生スル虞アリシ事實
四　延長シタル就業時間及其ノ日數、廢止又ハ變更シタル休日ノ月日
五　賃金其ノ他ノ給與ノ增加率

第九條　工場法第八條第三項ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ就業時間延長期日五日以前ニ提出スヘシ
一　工場所在地、工場名、事業ノ種類
二　臨時就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
三　就業時間ヲ延長セムトスル期間
四　就業時間延長ニ依ル始業時刻、終業時刻、休憩時間竝ニ其ノ配置
五　賃金其ノ他ノ給與ノ增加率

第十條　工場法第八條第四項ニ依ル認可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一　工場所在地、工場名事業ノ種類
二　季節ニ依リ繁忙ナル事由
三　就業時間ヲ延長セムトスル期間
四　就業時間ノ延長ニ依リ始業時刻、終業時刻、休憩時間竝ニ其ノ配置

五　賃金其ノ他ノ給與ノ增加率

第十一條　休憩時間中ハ其ノ作業場ノ機械ノ運轉ヲ停止スヘシ、但シ特種ノ業務ニシテ知事ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　工業主工場法施行規則第八條ノ規定ニ依リ就業セシムルコトヲ得サル疾病ニ罹リタル者ヲ發見シタルトキハ樣式第一號ニ依リ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

前項ニ依リ届出ニ係ル患者ノ轉歸又ハ解雇ノ場合ハ樣式第二號ニ依リ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十三條　工業主工場法施行規則第八條第一項第四號又ハ第五號ニ揭クル疾病ニ罹レル者ニ對シ傳染病豫防ノ措置ヲ爲シ之ヲ就業セシメタルトキハ樣式第三號ニ依リ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條　工業主工場法施行規則第八條第三項但書ニ該當スル者ヲ就業セシメタルトキハ樣式第四號ニ依リ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十五條　工業主工場法施行規則第九條第二項但書ニ依リ産後四週日ヲ經過シタル者ヲ就業セシムルトキハ樣式第五號ニヨリ就業前ニ知事ニ届出ツヘシ

第十六條　工場及附屬建設物竝ニ設備カ危害ヲ生シ又ハ衞生、風紀、其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ工業主ニ豫防又ハ除害ノ爲メ必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

工業主前項ノ命令ニ從ハサルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ工場又ハ附屬建設物若ハ設備ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十七條　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ職工ノ負傷疾病又ハ死亡ノ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムル醫師ヲ定メ其ノ履歷書ヲ添ヘ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ工業主ニ命シタル事項ニ付キ必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ命スルコトアルヘシ

前項以外ノ工場ノ工業主ニ於テ前項ノ醫師ヲ定メタルトキハ前項ニ準シ届出ツヘシ

前二項ノ醫師不適任ト認ムルトキハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條　工業主ハ工場毎ニ診斷簿（カード式トナスコトヲ得）ヲ備付ケ工場法施行規則第十四條ニ依リ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキハ遲滯ナク左記事項ヲ記載シ其ノ病名ニ變化アリタルトキハ月日及病名ヲ併記スヘシ

一　職工ノ氏名、生年月

二　發病、負傷又ハ死亡ノ年月日

三　診斷又ハ檢案ノ年月日及擔任醫師ノ氏名

四　病名又ハ負傷ノ程度及種類（負傷ノ場合ニ在リテハ其ノ部位ヲ明ニスヘシ）

五　處置ノ概要

六　轉歸ノ年月日

前項ノ外必要ナル事項欄ヲ設ケ記載スルコトヲ得

第十九條　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ毎年四、五兩月ニ於テ職工ノ健康診斷ヲ行ヒ翌月十日マテニ樣式第六號ニ依リ知事ニ屆出ツヘシ

前項ノ期間經過後ニ事業ヲ開始シタル工場ニ在リテハ前項ノ期間ヲ九、十兩月トス

第二十條　工場法施行令第七條ノ二ニ依ル認定ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ診斷書及職工名簿寫ヲ添付シ知事ニ申請スヘシ

一　職工ノ氏名及其ノ從事シタル業務

二　負傷又ハ發病ノ日時、場所及原因

三　扶助ノ種類及金額

四　職工ノ重大ナル過失有リト認ムル事實及證憑

第二十一條　工場法施行令第十三條第二項但書ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　障害扶助料又ハ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ノ住所、職業、氏名（遺族扶助料ニ在リテハ死者トノ續柄）

二　扶助料支給ノ原因

三　扶助料ノ種別及其ノ金額

四　分割シテ支給セムトスル事由

五　分割回數、金額、支給年月日及支給方法

第二十二條　工場法施行令第十八條第一項ニ依ル審査及調停ヲ受ケムトスル申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名及事業ノ種類

二　當事者ノ住所、職業、氏名

三　審査及調停ヲ受ケムトスル事實ニ關スル申請者ノ所見竝ニ主張

第二十三條　工業主ハ樣式第七號ニ依リ扶助簿ヲ調製シ工場毎ニ備付ケ、工場法第十五條ニ依リ扶助スヘキ事由ヲ生シタルトキハ其ノ都度之ヲ記載スヘシ

工業主ハ前項ノ事由ヲ樣式第八號ニ依リ毎月分ヲ翌月十日迄ニ知事ニ屆出ツヘシ

第二十四條　賃金ノ率及計算方法ハ平易ニ記述シテ休憩室若ハ食堂內其ノ他ノ見易キ場所ニ揭示シ又ハ平易ニ記述シタル文書ヲ職工ニ交付シテ之ヲ明示スヘシ

第二十五條　工場法施行令第二十四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　職工ニ貯蓄ヲ爲サシムル場合ニ在リテハ貯蓄ヲナサシムル事由、職工ノ範圍、一同ノ貯蓄金額又ハ其ノ賃金ニ對スル割合、貯蓄ヲナサシムヘキ期間、工業主ニ於テ貯蓄金ノ管理ヲ爲ササル場合ニ在リテハ其ノ貯蓄ノ方法

二　賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲ス場合ニ在リテハ職工ノ範圍、給付スル物品ノ種類及見積價格、給付ノ時期及職工ノ利益トナルヘキ事由

三　同條第二號ノ場合ニ在リテハ職工ノ範圍、職工ノ貴ニ歸スヘキ事由及貯蓄金中交付ヲ拒マムトスル部分ノ給與ノ種類

前項第一號ノ場合ニ於テ工業主貯蓄金ヲ管理スル場合ニ在リテハ許可ノ申請ト同時ニ第二十六條ノ認可ノ申請ヲ爲スヘシ

第二十六條　工場法施行令第二十五條ニ依ル認可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備シタル貯蓄金管理規程ヲ添付スヘシ

一　强制隨意ノ別

二　貯金ヲ爲サシメントスル職工ノ範圍

三　貯蓄金ノ管理方法

四　利率及計算期

五　拂戻方法

第二十七條　工業主職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ職工ニ貯蓄金通帳ヲ交付シ工場每ニ貯蓄金臺帳ヲ設ケ職工每ニ口座ヲ設ケ、各出納ノ都度記入スヘシ但シ職工每ニ工業主以外ノ者ニ對シテ爲ス貯蓄金ヲ管理スル場合ニ在リテハ此ノ限ニアラス

工業主前條ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ認可年月日及指令番號ヲ記載シタル貯蓄金管理規程ヲ前項ノ通帳ノ一部ニ記載シ又ハ休憩室、食堂其ノ他ノ職工ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十八條　必要アリト認メタルトキハ貯蓄金ノ一部若ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九條　工業主工場法施行令第二十七條ニ依リ職工ニ歸鄉旅費ヲ支給シタルトキハ每月分ヲ樣式第九號ニ依リ翌月十五日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依ラスシテ歸鄉旅費ヲ支給シタルトキ亦同シ

第三十條　工業主職工ニ貸金、扶助料、歸鄉旅費又ハ其ノ他ノ支拂ヲ爲シタルトキハ其ノ支拂ヲ證明スルニ足ルヘキ文書又ハ受領印ヲ徵シ三年間之ヲ保存スヘシ

第三十一條　工場法施行令第二十七條ノ二第三項但書ニ依ル試ノ雇傭期間ヲ延長セムトスル許可ノ申請書ニハ左ノ事業ヲ記載スヘシ

一　工場所在地、工場名、事業ノ種類

二　試ノ雇傭期間、延長ノ事由

三　試ノ雇傭期間中ニ於ケル一日ノ貸金其他ノ給與

第三十二條　製絲業ニ於ケル女工ノ雇傭契約期間ハ一年以內、養成女工ノ雇傭期間ハ三年以內トスヘシ

第三十三條　工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工業主工場管理人タラムトスル者ト連署シ且ツ其ノ選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第三十四條　工場管理人タラムトスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一　工場法第十八條第一項ニ規定セル權限ヲ有セサル者

二　未成年者、禁治產者、又ハ準禁治產者

三　家資分散又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ノ決定確定ニ至ラサル者

四　工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セサル者

五　性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムル者

工場管理人ニシテ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十五條　工業主ハ扶助規則及就業規則ヲ平易ニ記述シ食堂、休憩室、其ノ他ノ晴易キ場所ニ揭示スヘシ

第三十六條　工場法施行規則第十九條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ各別冊トシテ編綴スヘシ

第三十七條　工業主ハ工場每ニ樣式第十號ニ依ル工場監督指示簿ヲ備付クヘシ

第三十八條　工場又ハ其ノ附屬建設物其ノ他ノ設備ニ於テ災害其ノ他ノ事故ニ因リ死亡者、重傷者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者ヲ生シタル場合ニハ工業主ハ直ニ所轄警察署又ハ警察官吏ノ派出所駐在所ニ其ノ概況ヲ申告スヘシ工場又ハ附屬建設物其ノ他ノ設備カ火災ニ罹リ又ハ損壞シタル場合亦同シ

第三十九條　工業主工場法又ハ工場法施行令ニ依ル許可又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一　許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ニ違反シタルトキ

二　許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

附　則

第四十條　本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十一條　工場法施行令附則第三條第二項ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　工場法施行令第二十二條ノ規定ニ異ナル慣習

二　契約ノ内容

三　前號ノ契約ニ依ル支拂期

第四十二條　工場法施行令附則第四條ノ規定ニ依ル認可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　使用スル學齡兒童ノ住所、氏名、生年月日

二　前號ノ兒童ヲ尋常小學校ニ通學セシムル場合ニ於テハ其ノ學校名竝ニ授業ヲ受ケシムル毎日ノ時間數

三　工場其ノ他ノ場所ニ於テ特ニ教育ノ施設ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ教場ノ位置、學級ノ編制毎週ノ教授日數竝ニ時間數、休業日、教科目及教員ノ本籍、住所、氏名、年齡、履歷

第四十三條　前條第三號ノ施設ヲ爲ス場合ニ在リテハ國定教科書ヲ用ヒ仍學籍簿及出席簿ヲ備付クヘシ

前項ノ學籍簿ノ樣式ハ小學校令施行規則第十號表ニ依ルヘシ

（樣式第一號）（用紙半紙判）

岐阜縣知事　殿

病者發見届

工場法施行細則第十二條第一項ニ依リ及御届候也

工場所在地、工場名

工業主又ハ管理人　氏　名　㊞

氏名	生年月	業務	發見年月日	病名	處置ノ概要

（樣式第二號）（用紙半紙判）

岐阜縣知事　殿

病者轉歸解雇届

工場法施行細則第十二條第二項ニ依リ及御届候也

工場所在地、工場名

工業主又ハ管理人　氏　名　㊞

（様式第三號）（用紙半紙判）

發見届出月日	病名	異動	年月日
		全治	
		死亡	
		解雇	
		職工氏名	

岐阜縣知事　殿

病者就業届

工場法施行細則第十三條ニ依リ左記ノ通及御届候也

病名	處置ノ概要	就業セシムル業務	氏名	生年月日

工場所在地、工場名
工業主又ハ管理人　氏名　㊞

（様式第四號）（用紙半紙判）

岐阜縣知事　殿

病者就業届

工場法施行細則第十四條ニ依リ左記ノ通及御届候也

病名	處置ノ概要	就業セシムル業務	氏名	生年月日	醫就業ニ關スル意見	氏名	印
							師

工場所在地、工場名
工業主又ハ管理人　氏名　㊞

（様式第五號）（用紙半紙判）

岐阜縣知事　殿

産婦就業届

工場法施行細則第十五條ニ依リ左記ノ通及御届候也

出産年月日	氏名	生年月日	就業セシムル業務	醫就業ニ關スル意見	氏名	印
						師

（樣式第六號）（用紙半紙判）

工場所在地、工場名
工業主又ハ管理人 氏名 ㊞

岐阜縣知事 殿

職工健康診斷屆

工場法施行細則第十九條ニ依リ及御屆候也

工場所在地	
工場名	
診斷施行年月日	
診斷職工總數	男 人
	女 人
診斷醫氏名印	

發見患者數調

勤續年數	患者氏名	男女別	生年月	病名	勤續年數	患者氏名	男女別	生年月	病名

計				

記載心得

工場法施行細則第十二條ニ依リ病者發見屆ニ記載ノモノハ省略スヘシ

（樣式第七號）（用紙半紙判）

扶助簿

被扶助者			
職工	業務	住所氏名生年月	
遺族其他受給者	職工トノ續柄又ハ關係	住所氏名生年月	
扶助原因			
傷病發生年月日	年月日	病名又ハ負傷ノ部位	
治癒	年月日	解雇	年月日
死亡	年月日	扶助廢止ノ年月日	年月日

扶助料算出標準ニ依ル一日ノ賃金額		健康保險法ニ依ル	
		保險給付期間	自　年　月　日 至　年　月　日
		葬祭料	

療養費			休業扶助料			扶助種別	支給年月日	金額
支給年月日	金額		支給年月日	金額		(障害扶助料)		
						(打切扶助料)		
						(遺族扶助料)		
						(葬祭料)		
						(歸鄉旅費)		
						(、、、、)		
						總計		

備考

記載心得

一　療養ノ給付ヲナシタルトキハ月末ニ其實費ヲ記載シ實費明ラカナラサルトキハ其概算ヲ記載スヘシ

二　障害扶助料ヲ支給シタル場合ハ工場法施行令第七條各號ノ種別ヲ記載スヘシ

三　施行令第七條ニ依リ職工重大ナル過失ニ依リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルコトノ認可ヲ受ケタルトキハ其年月日及事由ヲ備考欄ニ記載スヘシ

四　障害扶助料及遺族扶助料ノ分割支給ノ許可ヲ受ケタルトキハ其年月日、支給回數竝ニ毎回ノ年月日、金額ヲ備考欄ニ記載スヘシ

五　扶助規則ニ依ラサル扶助ハ備考欄ニ記載スヘシ

六　本簿各欄ノ外必要ナル事項欄ヲ設ケ登載スルコトヲ得

七　工場法施行規則第十九條第二項ニ依リ保存スヘキ扶助書類ニシテ本簿ノ記載事項明カナルトキハ本簿ニ其記載ヲ省略スルコトヲ得

（樣式第八號）（用紙半紙判）

工場所在地、工場名

工業主又ハ管理人　氏　名　㊞

岐阜縣知事　殿

大正　年　月分　扶助月報

工場法施行細則第二十三條第二項ニ依リ及御屆候也

氏名	生年月	業務別	扶助ノ原因及日數	扶助ノ種類	扶助金額	支給月日
				(療養費)		
				(休業手當)		
				(障害扶助料)		

		（打切扶助料）	
		（療養給付）	
		（……）	

記載心得

一　同一職工ニ付同一月内ニ於テ異ナレル原因ニ依リ二回以上扶助シタルトキハ各別ニ記載スヘシ

二　同一職工ニ付同一原因ニ依リ一月以上ニ亘リ扶助チナシタルトキハ翌月以後ノ記載ハ朱書スヘシ

三　遺族ニ扶助料チ支給シタルトキハ氏名ノ欄ニ遺族ノ氏名チ朱書ニテ併記スヘシ

四　業務別ノ欄ニハ扶助チ受クヘキ原因ノ發生シタル當時ノ業務チ記載スヘシ

五　業務別ハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混綿部精紡部等織物工場ニ於テハ機織部、整經部等製絲工場ニ於テハ繰絲部、煮繭部、揚返部等ニ其ノ他之ニ準シテ區別スヘシ

六　療養ノ給付ニシテ精算額明カナラサルモノハ概算チ記載スヘシ

七　扶助ノ原因及日數欄ニハ扶助チ爲シタル事由チ詳記スヘシ、例ヘハ療養費ニアリテハ職工カ何々ノ爲メ火傷ナ受ケ又ハ何々ノ爲メ何々ノ疾病ニ罹リタルニ付キ何月何日ヨリ何月何日マテノ療養費チ支給スト記載シ休業手當ニ在リテハ何々ノ爲メ打撲チ受ケ又ハ何々ノ疾病ニ罹リ勞務ニ服スルコト能ハサルニ依リ何日ヨリ何日マテ一日ニ付貨金（算出標準貨金チ記載ノ事）ノ何分ノ何チ支給スト記載シ身體障害扶助料ニ在リテハ職工ノ負傷又ハ疾病カ治癒シタルモ何々ノ爲メ終身自用チ辨スルコト能ハサルニ至リ（其ノ他工場法施行令第七條各號ニ該當スル障害チ掲ク）タルニ付貨金何日分チ支給スト記載シ葬祭料ニ在リテハ何々ノ爲メ職工某死亡シタルニ付其子ニシテ喪主タル上記遺族ニ葬祭料チ支給スト記載スルカ如シ

（様式第九號）（用紙半紙判）

岐阜縣知事　殿

歸郷旅費支給届

工場法施行細則第二十九條ニ依リ及御届候也

工場所在地、工場名

工業主又ハ管理人　氏名　㊞

氏名	生年月	歸郷先	支給金額					支給月日	支給ノ事由
			汽車賃	車馬賃	辨當料	宿泊料	其他	計	

記載心得

工場法施行細則第二十九條第二項ニ該當ノモノハ其氏名ノ上ノ欄外ニ（二）ト記入シ第一項トノ區別チ明ニスヘシ

（様式第十號）

（表　紙）

縦 20 センチメートル

横 15 センチメートル

工場監督指示簿

工　場　名

（裏　紙）

○工場法抜萃

第二十條　工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

○工場法施行細則抜萃

第十六條　工場及附屬建設物竝ニ設備危害ヲ生シ又ハ衞生、風紀、其他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ工業主ニ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

工業主前項ノ命令ニ從ハサルトキ其他必要ト認ムルトキハ工場又ハ附屬建設物若ハ設備ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第一項ノ場合ニ於テ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ命スルコトアルヘシ

第三十七條　工業主ハ工場毎ニ様式第十號ニ依ル工場監督指示簿ヲ備付クヘシ

（表紙裏）

月　日	臨監者氏名	指示事項	工業主又ハ管理人氏名	處理ノ顚末
年　月　日		（内容）	年　月　日	

●工場法規適用ニ關スル件

（大正七年四月四日岐阜縣告示第百五號）

沿革　大正一五年七月告示第二八八號、同年九月第四二九號改正

第一條及第二條　（削除）

第三條　工場法第八條第四項ニ規定セル季節ニ依リ繁忙ナル事業ノ範圍左ノ如シ

一　生繭ヲ使用スル生絲製造業及繭ノ乾燥ヲ爲ス業務

二　製茶業

三　果物ノ罐詰ニ關スル業務

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ工場法第十五條ニ規定セル業務上ノ疾病トス

一　砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物其ノ他毒性又劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症

二　業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリー、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クローム化合物、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺戟性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍

三　生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」、「セメント」、チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹

四　業務ニ依ル筋ノ强直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、關節周圍炎其ノ他ノ眼病

五　高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎、脫腸

六　壓縮、獸毛、革皮其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ペスト」、痘瘡

七　前各號ノ外業務上ノ疾病ト認メラルルモノ

第五條　工場法施行令附則第四條ニ規定セル就學ニ關スル事項ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

工業主ニ於テ尋常小學校ノ敎科ヲ授クル施設ヲ爲ス場合

一　毎週教授日數　四日以上トスルコト
二　毎週教授時間　十二時間以上トスルコト
三　休業日　小學校令施行規則ノ例ニ準スルコト
四　教科目　教科目ハ少クトモ修身、國語、算術、裁縫（女兒ニ限ル）トシ日本歷史、地理及理科ニ關スル事項ヲモ併セ授クルコト但シ作業ノ種類等ニ依リ裁縫ヲ缺クヲ得ルコト
五　學級ノ編制及教員等　小學校令施行規則ノ例ニ準スルコト

市町村立尋常小學校ニ就學セシムル場合
市町村立尋常小學校ニ於テ教科ヲ修メシムル場合ニ於テハ當該學校ノ授業時間内ニ於テ通學ニ要スル時間ヲ除キ毎日少クトモ二時間以上修業時間ヲ與フルコト

（大正十五年七月九日
工第五〇〇五號通牒）
警察部長ヨリ各警察署長宛

●工業主指導ノ件

工場法令實施ニ關シ左記ノ方針ニ依リ工業主ヲ指導相成度此旨及通牒候也

記

一　工場法第七條ニ依ル休憩時間中ニ於テ食事ヲナス事ヲ認メラレタルハ元來一時間ノ休憩時間ハ晝食（夜業ノ場合ニ於テハ中夜食）ヲ主眼トシ今日製糸業ニ於テ行ハルルカ如キ朝食及夕食ヲモ包含セシムル趣旨ニアラサルノミナラス職工ノ衞生上ノ見地ヨリ考ヘ甚タ遺憾トスル所ニ付キ強制スル義ニアラサルモ晝食（又ハ中夜食）以外ノ食事ヲ法定ノ休憩時間中ニ於テ爲サシムル向ニ對シテハ之ヲ改メ法定ノ休憩時間外ニ一食事當リ少クトモ十五分間ノ食事時間ヲ設ケシメラレ度シ

二　食事ノ給與ハ工場法施行令第十七條ニ依リ賃金ノ一部ト見做スヘキモノニシテ其價格明確ナラサルニ於テハ健康保險法及工場法ノ扶助ニ關スル賃金ノ算出ニ支障ヲ生スヘク又食事ノ給與ハ代物給付トシテ工場法施行令第二十四條ニ依リ知事ノ許可ヲ要スルモノナルニ付キ製糸業ノ如キ食事ヲ給與スル工場ニ對シテハ食費ヲ徵收セシメ同額ヲ賃金ニテ增額セシムルカ又ハ代物給付トシテ知事ノ許可ヲ受ケシメラレ度シ

三　工場法第七條第二項ニ休憩時間ハ之ヲ一齊ニ與フヘシトアルハ全職工ヲ一齊ニ休憩セシムル意ナルニ往々一日ノ法定休憩時間ヲ一回ニ與フルヘキモノト誤解シ又ハ工業主ノ都合ニノミ重キヲ置キ之ヲ三回ノ食事時間ニ分割スル等其配置不適當ナルモノアリ休憩時間ノ配置ハ地方ノ情況及業態ニ依リ一律ニ定メ難キヲ以テ一定ノ標準ヲ示シ能ハサルモ休憩時間ヲ設定シタル趣旨ヲ考ヘ職工ノ疲勞ヲ回復スルニ適當ナル時間ニ配置スル樣指導セラレ度シ

●職工交替休日取締ノ件

（昭和二年三月二日
工第一七六二號）
警察部長ヨリ各警察署官長宛

製糸工場等ニ於テ循還休業ト稱シテ職工ニ交替ニ休日ヲ爲サシムル向キアリ之ハ法ノ直接禁スル處ニ非サレトモ往々弊害ヲ伴フヲ以テ將來此方法ヲ取ラシメサル方針ニ付現在此ノ方法ニ依ル工場ニ對シテハ一齊休日ニ改ムル樣指導シ若シ遽ニ改メ得サル事情アルモノ及將來ニ於テ交替休日ヲ爲スニ付當廳ニ於テ承認ヲ與ヘタル工場アルトキハ之等工場ニ對シ左記ニ依リ嚴重取締ヲ加行シ尙今後特別ナル事情ニ依リ交替休日ヲ爲サントスル屆出アリタルトキハ其ノ事情ヲ精査シテ進達相成度候也

記

一　交替休日ヲ爲サシムル職工ヲ組別ニ分チ其ノ組別氏名表ヲ作成シテ工場ノ晴易キ箇所ニ掲示セシムルコト
二　各組ノ休日ヲ一定シテ晴易キ箇所ニ掲示セシムルコト
三　現在交替休日ヲ爲サシムル工場ニ對シテハ
イ　組別名簿及人員

ロ　各組ノ定休日
ハ　交替休日ヲ行ハントスル期間
ニ　交替休日ヲ繼續スル事情ヲ届出シメ將來ニ於テ届出タルモノアルトキハ之ヲ届書ニ具備セシムルコト
四　組別人名及休日ハ濫リニ變更セシメサルコト
五　交替休日ノ承認ヲ與ヘアル工場ニ於テ法規及交替休日ノ方法ニ違背シタルトキハ此ノ承認ヲ取消スコトアルヲ以テ該當事實ヲ認知シタルトキハ警察署長ヨリ報告ノコト

●工場附屬寄宿舍規則

（昭和二年四月六日内務省令第二十六號）

第一條　本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ附屬スル寄宿舍ニ之ヲ適用ス
第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲寄宿舍ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スヘシ但シ除害、豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セス
一　爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場
二　煮爐ヲ使用スル作業場
三　瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場
地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危險ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得
第三條　寢室ハ建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ建物ノ外壁、床、屋根、階段及柱ヲ市街地建築物法施行規則第一條ニ規定スル耐火構造ト爲シタル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　寄宿舍ノ廊下ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スヘシ
寄宿舍ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル樣ニ爲シ置クコトヲ要ス
第五條　寢室、食堂、病室其ノ他職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第六條　寢室及病室ニハ屋根小屋組ヲ露出セサル樣天井ヲ設クヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋組ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第七條　寢室及病室ノ外窓ニハ少クトモ雨戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クヘシ寢室及病室ト廊下トノ間ニ戸、障子、壁ノ類ノ設ケナキ場合ニ於テ其ノ廊下ノ外窓ニ付亦同シ
寢室及病室ト廊下トノ間ニ紙障子ノミヲ設クル場合ニ於テハ其ノ廊下ノ外窓ニ雨戸又ハ障子戸ヲ設クヘシ
第八條　食堂及炊事場ノ床ハ土間（石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マス）ト爲スコトヲ得
第九條　寢室ハ收容人員一人ニ付室面積（押入又ハ床ノ間ヲ除ク）〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ス　但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十條　寢室ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニシテ構造上間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
寢室ニハ之ニ收容スル者ノ氏名及定員ヲ入口ニ揭クヘシ
第十一條　交替就業ノ爲就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ寄宿職工ヲ同一ノ寢室ニ收容スルコトヲ得ス但シ十六歲未滿ノ者及女子ヲ收容セサルモノニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第十二條　寄宿舍ニハ職工毎ニ專用セシムル爲必要ナル寢具ヲ備付クヘシ
寢具ハ少クトモ其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フヘシ
寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時々之ヲ日光ニ曝シ且其ノ白布及敷布ハ時々之ヲ洗濯スヘシ

第十三條　食堂ニハ職工ナシテ坐食ヲ爲サシムル場合ヲ除クノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備附クヘシ

第十四條　寄宿舍ニ於テ使用スル食器ハ常ニ清潔ニ保チ時々消毒スヘシ

第十五條　寄宿舍ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第十六條　寄宿舍ニ收容スル職工及寄宿舍ニ使用スル者ニ對シテハ少クトモ一年二回健康診斷ヲ施行スヘシ

前項ノ健康診斷ニ關スル記錄ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スヘシ

第十七條　寄宿舍ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

唾壺內ノ唾吠ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同シ

寄宿舍ニ於テハ唾壺以外ニ唾吠ヲ咯出スルコトヲ得ス

第十八條　寄宿舍ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス

「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ニ使用セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出裝置ト爲スヘシ

第十九條　工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號（流行性腦脊髓膜炎ヲ除ク）ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレハ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同シ

前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法施行規則第五章ノ規定ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ咯痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水（防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分）ヲ使用スヘシ

第二十條　寄宿舍ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應シ適當且十分ナル便所及洗面裝置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面裝置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ增設ヲ命スルコトヲ得

第二十一條　寄宿舍ノ管理ニ關シ規程ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　本令竝寄宿舍ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十三條　本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舍ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セス第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以內ニ之ヲ爲スヘシ

（大正十二年三月三十日　法：第三十四號）

●工業勞働者最低年齡法

第一條　本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ揭クル事業ヲ謂フ

一　鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

二　物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壞若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）

三　土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事

四　道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク

五　船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

第二條　十四歲未滿ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歲以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ敎科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條　十六歳未滿ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備付クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ノ備付アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第五條　工業ニ就業シ若ハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第六條　第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　使用者鑛業ニ關シ成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九條　使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條　本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第十一條　本法ハ罰則ヲ除クノ外國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用シタル場合ニ之ヲ適用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十五年勅令第百五十二號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際十二歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

●工業勞働者最低年齡法施行規則

（大正十五年六月七日　内務省令第十四號）

第一條　工業勞働者最低年齡法第二條第二項ニ規定スル行政官廳ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）、鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第二條　工業勞働者最低年齡法第三條ノ規定ニ依ル名簿中學歷ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三條　工業勞働者最低年齡法第四條ノ規定ニ依ル證票ハ別記樣式ニ依ル

附　則

本令ハ工業勞働者最低年齡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業勞働者最低年齡法施行ノ際同法附則第二項ノ規定ニ依リ十二歳以上十四歳未滿ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及雇入年月日ヲ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官又ハ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

（別記様式）

第　號　大正　年　月　日交付

社會局、廳府縣又
ハ鑛山監督局印
官職氏名

工業勞働者最低年齢法第四條　當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

工業勞働者最低年齢法第七條　第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

竪八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「工業臨檢票」ト記ス

●工業勞働者最低年齢法實施ニ關スル件

（大正十五年六月三十日）
（岐阜縣令第四十一號）

大正十五年六月内務省令第十四號工業勞働者最低年齢法施行規則附則第二項ニ依ル届書ハ正副二通ヲ作成シ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

●工場法及工業勞働者最低年齢法施行心得

（大正十五年七月七日
岐阜縣訓令甲第八八號）

第一條　警察署ニ於テ申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ具備スルヤ否ヤ其事項ハ事實ト相違ナキヤ否ヤ其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付キ調査シ若シ必要アルトキハ工場ニ臨檢シテ之ヲ調査シテ進達スヘシ

第二條　工場法施行細則第六條ニ依ル申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査シテ進達スヘシ

一　特ニ延長セムトスル休憩時間ニ適當ニ休憩シ得ヘキ設備又ハ方法在リヤ否ヤ

二　前號ノ休憩時間中ニ就業セシムル虞ナキヤ否ヤ

第三條　工業主ニ對スル指示事項ニ付キ監督方ノ通達ヲ受ケタルトキハ右ノ事項ヲ調査シテ進達スヘシ

第四條　工場法施行細則第三十八條ノ工場災害其他ノ事故アリタル場合ハ直チニ其狀況ヲ報告スヘシ

第五條　警察署ニ於テハ樣式第一號ノ工場臺帳ヲ調製シテ備付クヘシ

申請書又ハ届書ノ副本ハ左ノ分類ニ依リ警察署ニ保存スヘシ

一　許可又ハ認可アリタル申請書ノ副本及工場法適用届、扶助規則届、就業規則届、工業勞働者最低年齢兒童届、告知ア

タル輸出絹織物工場ノ申告ノ各副本其ノ他將來執務上ノ資料トナルヘキ文書ハ工場關係書編甲トシ樣式第二號ノ索引ヲ附シテ永久保存トナスヘシ

二　前號ニ該當セサル文書及永久保存ノ必要ナキニ至リタル文書ハ工場關係書編乙トシテ一年保存トスヘシ

（樣式第一號）

異動記錄

届出年月日	業務ノ種類	常時使用ノ職工數	始業終業ノ時刻	工場ノ所在地	工場名	工業主又ハ管理人	事項	許可認可届出年月日	永久書編索引符號

記載心得

一　異動記錄ハ許可又ハ認可アリタルモノ及届出事項ニシテ將來執務上ノ資料トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

二　永久書編索引欄ニハ工場書編甲ノ索引ト同一ノ符號ヲ記載シ其ノ文書ノ所在ヲ明ニスヘシ

（樣式第二號）

索引

符號	年月日	番號	件名	處分年月日

記載心得

永久保存ノ要ナキニ至リタル文書ハ處分年月日摘要欄ニ年月日及不要ノ事由ヲ簡略ニ記載シ一年保存ニ編綴スヘシ

●工場法規解釋例規

目　次

一、工　場　法……七三頁
二、工場法施行令……一〇三
三、工場法施行規則……一五四
四、工業勞働者最低年齡法……一六五

一、工場法

工場の意義

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一　常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二　事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衞生上有害ノ虞アルモノニシテ命令ヲ以テ指定スルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

(1)　工場法に所謂工場の意義如何

答　工場法規に所謂工場の意義に關しては適確なる定義を下すことは到底困難なり箇々の場合に於て各種の資料と四圍の事情とを參酌して決定するの外なきも大體工場とは職工を使用して製造（原料と名稱を異にする物品を製作すること）若は加工（原料と名稱を異にせさるも之を變造、修覆、裝飾、精製すること）又は仕上げ、仕別け、包裝、荷造（既に製造加工を終りたる物品にして單獨に又は集團的に一定の形態又は外裝を有せしむること）等の作業を或期間に渉り繼續して爲すを目的とする一定の場所を謂ふ（發電、變電及蓄電所は直に此の說明に該當せさるも工場とす）

工場なるや否や疑はしきものに付工場と工場に非さるものを區別したる事例左の如し

（大正五、一〇、一六　商局第一、一八二號）

甲、工場と認むへきもの

(一)　船渠及浮船渠

(二)　蓄積、紙、屑絲、屑繭の選別所

乙、工場と認むへからさるもの

(一)　建築場但し大建築を爲す場合に於て長期に渉り一定の設備の下に材料其の他に付製造加工を爲すときは其

の場所に限り又は建築場全體を通して工場と認むる場合あるへし

(二) 海岸其の他の場所に於ける露天の和船建造場但書前項に準す

(三) 土石の採掘場

(四) 獨立せる瓦斯又は石油の貯藏所

(五) 養畜所又は畜産製造所

(六) 屠獸場

(七) 鯨船

(八) 淡水船

(九) 商店其の他に附屬せる荷造場但し工場に附屬せるものは工場の一部とす

(十) 監獄の勞役場、養育院又は精神病院其の他特殊病院に於ける作業場

(十一) 學校及官公立試驗場に於ける作業場

(十二) 河原又は草野等に於ける晒場但し工場に接續し又は附屬せるものは工場の一部と認むることあるへし

(十三) 組合員のみか使用する生産組合の作業場

(十四) 鹽田（大正六、二、二八、商第二五六二號）

(2) 藥品又は化粧品の小分けを爲すか爲獨立したる工場を有し數種の藥品又は化粧品を袋入れ若は壜詰とし之を包裝し標紙の貼付及裝飾を施すことを專業とする者常時職工十五人(十人)以上を使用するときは工場法第一條第一項第一號に該當する工場と解すへきや

答　見解の通（大正六、一、一二、商局第二一號）

(3) 繭の乾燥場は工場なりや

答　獨立せる繭の乾燥場は繭の取引時期に於て一、二週間乾燥を行ふこと一年を通して二、三回に過きさるを普通とす斯る乾燥場は工場に非す（大正五、一二、七、商局第一三九三號）

(4) 私設鐵道會社に於て其の事業に使用する機關車其の他の車輛類を修繕するため特定の作業場に於て常時十五人（十人）以上の職工を使用就業せしむるときは工場法第一條第一項第一號に該當するものと認め差支なきや

答　見解の通（大正五、九、二六、商第一二六二六號）

(5) 漁獲物處理に關する捕鯨事業場、鯨漁業場は工場法の適用を受くへきや

答　捕鯨事業場にして製油所、鹽藏所等の工場的設備を有するものは工場法の適用を受け鯨漁業場にして〆粕、採油其の他の製造をなすも全然露天にして棚圍等の設備なき場合に於ては工場法の適用なし（大正六、三、一三、商局第二七五號）

(6) 廣大なる敷地を障圍し建築工事を爲すものあり其の工事の主たる種別はコンクリート工事、假枠工事、鐵筋工事、土工事、鑿井工事等なり工場と認めさるも差支なきや

答　建築場の一部に於て製造加工等を爲す場合例へは動力に依り製材を爲す場合に於ては其の部分に限り工場と認め工場法第一條の要件を具備する限り工場法を適用すへきものなるも建築工事自體は工場と認めす（大正一四、一二、三〇、岩一部第二號）

(7) 生茶製造場は工場なりや

答　生茶の製造のみを行ふ場所にして農家の副業的作業と認むへきものは工場法を適用する限に非す（大正六、四、一二、商第二三〇九號）

(8) 石材採掘場に於て採掘の際粗雜なりと雖も周圍五分乃至一寸位を削りて一定の寸法を有する立方形のものとし他へ搬出し需要に供するものあり此の如く採掘と同時に多少の加工を爲す場合には之に工場法を適用すへきや

答　例示の石材採掘場は主として採掘を爲すものと認められるるに付工場法を適用する限に非す（大正五、一一、二八、商局第二三五一號）

(9) 內灣に面せる一地方に百餘坪の釜場と稱する建物と二百町歩餘の鹽田を有し入濱鹽田臺取法と稱する方法を以て

製鹽作業を行ふ工場あり釜場には多き時は二名鹽田には多き時は三十名少き時は十五名の勞働者を使用しつゝあり鹽田作業は製鹽作業の前工程として勞働者全部を合して此の工場の職工と見做し之に工場法を適用すへき性質のものと認められるも工業主は鹽田作業は製鹽工程の一部に非すして準農業的作業なり製造又は加工の作業にあらすと主張せり右は兩作業を同一工程と見て法を適用すへきものなりや將た鹽出は之を工場と認めすして單に釜場にのみ適用すへきや

答　當該鹽田作業は海水を滿潮時に鹽田内の構築に導き之を適宜に撒布せられたる砂に撒き二日間天日に曝らし鹽分を砂に結晶せしめて鹽田内に設けられたる箱又は筵中に運ひ再び海水を加へて鹽分を溶解沈澱せしめ所謂鹹水を得て更に之を鹽田中に設けられたる樋を通して貯藏池に收むるものに有之右の作業を通して之に從事する勞働者は鍬を以て砂を配り海水を撒布し後之を掻き集めて箱中に入れ海水を擔ひ入るる等の勞務に服するものにして自然に對する加工、自然よりする採取にして農業、鑛業等と等しく原始産業に屬するものに外ならす自然力の影響を蒙むること大にして天候の如何に依り就業日の豫め定め得へからさるは勿論一日中に於ける勞働時間も極めて不規則なることを免れす其の作業の性質より云ふときは農夫の田園に於ける勞働に酷似し自然力の影響を蒙ること更に甚しきものあり從て鹽田は之を一般工場と同一に律することを得ず(1)項(十四)の適工場と認むへきものに無之又鹽田作業は釜場作業に從たる作業にあらさるか故に之に從事する者を工場法上の職工として釜場作業に從事する職工と合一して通算すへきに非す（大正一三、九、一三　千一部第四號ノ二）

(10)　既設亞鉛精煉工場に動力供給の目的を以て精煉工場の敷地内に工場主體及工場建物を異にして發電工場を設置せるものあり此の場合に於て發電工場に使用する職工十五人(十人)未滿なるときは之に對して工場法の適用なきものとして取扱ふへきや（大正六、九、一〇　商第一一九五五號）

(11)　答　別營の工場と認むるに付ては二工場を明瞭に區別し獨立したる區域を設立することを要す

電氣鑪應用の「カルシウムカーバイト」製造工場あり破碎と荷造人夫共職工十六人を使用し居り工場法を適用すへきは疑なき所なるか右工場は電燈用發電所の副業として創始したるものなりしに他に第二の發電所を設けたる以來第一發電所は平時豫備發電所となり且「カーバイト」製造擴大したるより主として該工場に送電しつゝあり而して右發電所は同一構内に在りて接近せり主任技手一名外六名の電工を有す右は發電所をも總括して工場法を適用すへきや（大正五、九、一五　商局第一〇六六號）

(12)　答　見解の通

(12)　同一工業主の經營する隣接工場

同一工業主か其の地域は異なるも隣接して二個の工場を建設して事業を營むものあり此の場合に於ても其の職工數は之を各別に計算して法の適用を定むへきや（大正六、二、一三　商第一三七三六號）

(13)　答　隣接せる工場と雖聯絡せる作業關係あるときは一個の工場として取扱ふへきものとす

(13)　同一工業主の經營に係る職工十名未滿の鑄物製造工場にして鑄型製造場と金屬の熔融又は熔液の注入場とを危險なき程度に分ち而して其の使用する職工も全然之を區別して作業せしむる場合其の全職工に對し法を適用すへきや

答　從來の解釋に依れは隣接せる工場と雖聯絡せる作業關係あるときは一個の工場として取扱ふへきものとする（前項參照）を以て況して同一構内に在るに於ては來意の通之を包括して法を適用すへきものとす

(14)　酒造業者に於て精米作業の一部に限り二三馬力の電動機及職工二三名を使用し其の精米所か釀造作業場と十數間又は國縣道を隔てて存在する場合に於ては同一工場と看做し使用職工十五人(十人)以上たるに於ては之に工場法を適用すへきや

答　二以上の作業場の距離著しく大なるときは之を同一工場と看做すは妥當を缺く場合あるへし然れとも單に國道を隔て居るか如きは同一工場と看るへき場合あるへし而して本問題の如きは各箇の場合に付四圍の事情を參酌し適用上公正を維持することに注意し決定するの外なし（大正六、一、三一　商局第一〇七號）

(15) 醬油醸造の事業に於て樽の製造工場を別區劃に移したる場合に於ても尙ほ同一工業主の管理に屬するときは兩者を合して法の適用を受くべきや

答　醬油製造の業務と樽製造の業務とか全然獨立せざる工場に於て營まるる場合に在りては法の適否は各別に之を決す　（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

(16) 電氣事業會社の支配の下に縣の內外に涉りて相距る數里の位置に數箇所の發電所あり各所專屬の職工を各別に數ふるときは十五人（十人）未滿なるも合計するときは十五人（十人）以上となる斯かる場合に於ては各發電所の職工を一括して工場法を適用すべきや

答　例示の場合には各別に法の適用を決すべきものとす　（大正五、一一、七　商局第一二七四號）

(17) 織物業主にして其の事業の一部を他へ讓渡し同時に其の職工の一部も使用主體を異にするに至りたるの故を以て爾後同工場は工場法の適用を受けざるものなりと主張し從前通り同工場に於て作業を繼續するものあり此等の場合に於て使用職工十五人（十人）以上集合同一作業に從事する場合なるに於ては其の使用主體の如何に拘らず工場法の適用すべきものと解釋し支障なきや

答　職工は之れを通算して法の適否を決定し工業主は各別に法律上の義務を負ふべきものなり　（大正五、一一、七　商局第一二七四號）

(18) 俗に「ガラ紡」と稱する綿糸紡績業を同一建物內に於て別段の區劃を設けすして數人の工業主か一の動力（主として水車）に依り各別に事業を經營し（全く經濟を別にす）其の使用する職工を通算するときは十五人（十人）以上となるも工業主各自に屬する職工數は何れも十五人（十人）未滿なり此の場合は通算して法を適用し工業主は各自單獨にて責任を負ふべきものと解し支障なきや

答　見解の通　（大正八、三、六　商第三三七九號）

(19) 數人の鑄造業主各自職工を有し同一場所に集合して作業を爲し各自獨立せる經濟を有するものあり如此は實質上數人各自鑄造業を經營するものと認むへく作業の場所を同一にせるは單に外形上の狀態に過きす故に右の場合は各獨立せる工業主と看做し工場法を適用し支障なきや

答　數人の工業主各自職工を有し獨立經濟にて同一場所に於て集合作業するときは全體を包括して一工場と看做し法規上の責任に付ては共適的のものは各工業主共同し各別のものは各工業主別個に之を負ふものとす　（大正九、二、九　工第六八三號）

(20) 職工十人未滿を使役し鑄型のみ製造する職工と他の適用工場の一部を借受け金屬の熔融を爲し又は熔液を自己の工場に於ては職工全部に對し工場法を適用すへきものなりや、又は他の適用工場に於ける職工ある工場あり、かかる場合に於ては職工全部に對し工場法を適用すへきものなりや、又かかる場合に於て前記工場主の作業の爲適用工場の職工か負傷したる場合は何れの工業主か扶助を爲すへきものなりや

答　文意判明ならさるも職工十人未滿を使役し鑄型を製造する工場（甲）と金屬の熔融を爲す工場（乙）とか工場主を異にするのみならす區劃ありて別工場と認むへきものにして甲工場の職工の一部か乙工場の一部を借受け金屬の熔融を爲し又は乙工場にて製したる熔液を甲工場に持ち來りて鑄造を爲す場合に關するものなりせは甲工場は工場法の適用なく乙工場の一部を借受け又は其の熔液を甲工場に持ち來りて鑄造する職工負傷したるときは甲工場の工業主は扶助の責任なく乙工場の工業主の責任の有無は該職工か同時に乙工場の職工と見るへきや否やに依りて決せらる

之に反し前記の甲工場と乙工場とか同一場所にありて適當の區劃なく一箇の工場と看做すへき場合に關するものなるときは全體を包括して工場法を適用し就業時間、休憩等の如き共通的のものは之を共同せしめ賃金、貯金、

扶助等各別のものは各工業主(傭主)に於て其の責任を負ふへきものとす（前項參照）

(21) 實業製造免許者か他人(所謂掛場帳主)と共同して自己名義の工場を設け自ら實業の製造を爲すと共に他の共同者をして自己の責任の下に其の(共同者自身の)計算に於て自己名義の實業を製造せしめ其の者(共同者)より工場の維持其他に要する費用として一定の時期に付一定の金額を徴收するものあり右共同者は免許者の使用する職工として取扱ふへきや

答　免許者のみ工業主として共同者は工業主又は職工として取扱ふ限に在らす（大正六、一、一一　商第一五七六八）

(22) 電動機を使用し引火性熔劑を用ふる處理を爲す試驗場は工場法の適用を受くるや

答　試驗場に工場法の適用ありや否やは單に試驗場の名稱のみにて決するを得す其實際の事情を見て決するの外なきも例へは工場の一部分にて試驗を行ふ場所又は工場組織にして常時職工を使用し物品の製造、加工又は材料の試驗(テスト)等を爲す場合には工場法の適用を受くるも獨立の營造物にして純然たる學術的試驗のみをなし又は技術者事務員のみ就業するものは工場に非す從て工場法の適用なし

貸工場

(23) 貸貸する目的を以て動力其の他の設備ある工場を所有する者あり附近の者各一定の貸貸料を支拂ひ自己の計算に於て此工場を利用し作業に從事す此場合に於ける工場所有者は職工を使用して工業を營むものにあらす作業に從事する者亦職工と看做すへきにあらす從て工場法適用外に在るものと認め可然哉

答　見解の通（大正、九、九、二七　工第五五四九號）

當時の意義

(24) 製業工場に於て製業に從事するもの常時十五人(十人)以上なる場合は毎年二月三月七月八月の四箇月位にして其の他の月は從事者の多くは他地に行商に出掛け工場内には僅か五六人の者か包裝等に從事し居るに過きす從つて該工場に工場法を適用する期間は毎年二月三月七月八月の四箇月と認め可然や

答　斯くの如きは常時十五人(十人)以上の職工を使用する工場に非さるを以て工場法の適用なきものとす（大正、六、一、一一　商第一五七六八號）

(25) 醬油又は清酒の製造業者にして毎年仕拂込時期に於て二箇月或は三箇月間職工十五人(十人)以上を使用し且其の期間原動機を使用するものあり此等は其期間中のみ常時職工十五人(十人)以上使用するものとして法の適用を受くへきや

答　醬油又は清酒製造業の如き業務の性質上其の常態に於て十五人(十人)以上を使用し且つ原動機を用ふる期間あるときは周年工場法の適用を受くへきものとす（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

職工の意義

(26) 工場法規に所謂職工の意義如何

答　工場法規に所謂職工の意義に關しては適確なる定義を下すこと到底困難なり箇々の場合に於て各種の資料と四圍の事情とを參酌して決定するの外なきも大體の標準を示すときは職工とは主として作業場内に在りて工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞役に從事する者及直接に其の業務を助成する爲勞役に從事する者を謂ふ即ち工場の主たる作業は勿論之に關係ある作業例へは場内運搬、工場設備の手入、修覆等に從事する者を包含す職工なりや否や疑はしき者に付職工に非さる者と區別したる事例左の如し（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

甲、職工と認むへきもの

(一) 勞役を直接に指揮監督する工長、伍長、職工長の類

(二) 工場建物の修繕の爲に常時使用し居る大工又は左官職

(三) 臨時職工、日傭職工

乙、職工と認むへからさるもの

(一) 專ら作業場外に在りて運搬に從事する人夫、便所、寄宿舍の掃除夫及賄方

(二) 門衛、給仕

(三)　生絲工場に於ける敎婦

(27)　常時工場事務室に在りて單に事務に從事する者(名稱は職工)にも工場法を適用せらるるものなりや

答　職工の名稱を附し職工の待遇を與ふるも常時工場事務室に在りて單に事務に從事するものは工場法上の職工に非す

(28)　石灰製造工場に於て工業主(甲)は燒陶(乙)と稱する者と契約して之に一二の石燒竈を擔當せしめ石灰石竝石炭を給し石灰の出來高に應し之に對し一定の率を以て報酬を支拂ひ乙は自ら主として石燒作業に從事すると共に家族(丙)他人(丁)をして作業に從事せしめ其の丁に對しては乙より日給を支拂ひ居れり工場法適用上左の通之を取扱ひ差支なきや

一　甲を事業主乙、丙、丁を等しく職工と認むること

二　乙か丁との間に契約せる賃銀は乙か甲の委任の下に丁と之を契約せるものと認むること

三　乙か甲より受くる報酬中乙と丁との間の契約に從ひ丁に仕拂ふものは甲の委任に依り丁に之を仕拂ふものと認むること

答　一　見解の通

二　及三　乙、丁間の關係か乙に對する甲の委任に依るや否やは當事者の意思解釋に俟つの外なく唯扶助料の如きは甲は工業主として之か支給の責任あるものにして甲の乙に對する求償權の有無は當事者の私法間題なりとす

(29)　入退船舶の船內掃除の爲造船會社の臨時傭使する人夫は職工として取扱ふへきや

答　單に船內に於て注水、雜巾掛等の如き普通掃除の業務のみを爲す者は職工に非す然れとも苟も機械其の他パイプ、器具等の取附け、取外し其の他之に準すへき業務を爲す者は職工とす　(大正五、一一、二八　商局第一三五一號)

(30)　入退船舶の汽罐掃除の爲造船會社の臨時傭使する人夫(俗に「カンカン」屋と稱する少年)は職工として取扱ふへきや

答　職工として取扱ふへきものとす　(同　上)

(31)　製絲工場に於ける繭の乾燥室は工場の一部なるを以て乾燥の爲臨時雇入るる勞働者は職工として取扱ふへきや

答　見解の通　(大正五、一二、七　商局第一三九三號)

(32)　工業主との間に雇傭關係の存在せさるのみならす工業主より賃金の支拂をも受けさる工業主の家族は職工として取扱ふへきや

答　例示の如き家族は職工に非す　(大正六、三、一三　商局第二七五號)

(33)　私設鐵道の停車場構內に於て檢車の際車輛の小修繕(大修繕は別に工場あり)を爲すため木工夫、萬力及鍊等右一個を備付け常時十人以上の修繕工(會社に於ては職員として取扱ふ)を使用し作業に從事せしめ居れり。右修繕工を職工と認め工場法を適用可然哉

答　見解の通り

(34)　職工と人夫との區別如何

答　(一)　職工と人夫との別は其の操る所の業務を以て標準とす即ち主として作業場內に在りて當該工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞役に從事する者及其の業務を助成する爲勞役に從事する者を職工として作業場外に在りて間接の補助作業に從事する者を人夫とす

(二)　前段に依り難きときは工業主若は被傭者の意思を參酌して之を分別す

尙ほ工場の業務に從事する者にして其の操業か性質上職工の業務たる以上は雇傭關係か直接工業主と職工との間に存すると或は職工供給請負者、事業請負者等の介在する場合とを問はす一切其の工業主の使用する職工として

取扱ふものとす（大正五、一一、七　商局第一二七四號）

（參　考）

(35) 會社との契約に基き特定の請負人に於て日々所要人員を雇入れ工場内に於て原料、石炭、製品類を運搬する業務に就かしむる場合に在りては其の就業者は之を會社に於て使用する職工と認め職工名簿に記載すへきや

答　工業主との契約に基き特定の請負人に於て日日所要人員を使用し作業場外（工場構外は勿論工場構内と雖）に於て原料、石炭、製品類を運搬する業務に就かしむる場合に在りては其の就業者は職工に非す（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

(36) 鐵工場に於て製品を運搬する際工場内より荷車等に積込迄の運搬及荷造を爲し停車場にて其の荷卸し貨車積を爲すを以て主業とし之を運搬仲仕と稱するも場合に依りては工場内に於ける仕事をも爲すことありて其の仕事は工場の内外相半するものの如し如何に之を取扱ふへきや

答　專ら運搬及荷積を爲す運搬仲仕は職工に非さるも作業場内に於ける勞役にも從事する場合は其の内容如何に依り職工と認むへき場合あるへし（大正五、一〇、二八　商局第一二四〇號）

(37) 自己所有の山林内に於て製材所を有し伐木したるものを數里間運搬し製材を行ふ工業主あり此の材木運搬に從事する勞働者は其の工業の目的とする作業の一部に使役せらるるを以て職工として取扱ふへきや

答　山林内に於ける材木運搬の業務にのみ從事する者は職工に非す（大正五、九、一四　商局第一〇五三號）

(38) 新聞社等に於て苦學生か新聞紙を賣捌店に運搬する爲印刷場構内の荷造場に運搬し之を包裝して直に賣捌店に運搬する者及紡績會社等に於て甲乙倉庫間に運搬することを專業とする者の如きは職工と看做すへきや

答　職工に非す（大正六、一、一二　商局第二一號）

(39) 電線路の保守は工場法規の適用を受くるや

答　工場外に於て電線路の保守のみに從事する者は職工に非す（大正五、九、一四　商局第一〇五三號）

(40) 履物商店に於て別に同一構内に木履製作工場を設け同工場にては主として履物臺を作り其の一部を自家商店に於ける雇人をして加工せしめ履物として販賣するものあり右商店に於ける雇人も亦同一工場の職工として取扱ふへきや

答　商店に於ける雇人は職工に非す（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

使用の意義

(41) 製材工場の職工長か枉割の仕事を工業主より請負にて引受け其の工場の職工と他より別に雇入れたる職工とを使用して作業に從事するものあり而して此の場合其の事業の損益は請負人たる職工長の責任となし職工長と工業主とは全く別箇のものなり兩者何れに工場法を適用すへきや

答　被傭者全部を工業主の職工として取扱ひ之に工場法を適用すへきものとす（(34)第三項參照）（大正六、一、三一　商局第一七〇號）

(42) 銅精煉事業を營む會社に於て精煉業に要する「コークス」を特定人と契約の上作業場を無料に貸附け請負製造せしむる所あり而して作業場及其の敷地は何れも會社の所有にして位置は精煉工場と僅に木柵を以て區別されあり此の場合に於て事業請負業者か「コークス」製造の爲に使用する職工(主として保護職工を使用す)は會社か使用する職工と見做すへきや

答　見解の通　(大正六、九、一〇　商局一一九五五號)

請負人の使用する職工

(43) 自己の材木を製材工場に委託して製材を爲す者其の出來上りの後製材工場内に十五人(十人)以上の職工を率ゐ來りて結束のみを自ら爲す場合に於て此等の職工は如何に取扱ふへきや

答　製材委託者の職工と雖常時作業場内に在りて勞役に服する場合には製材所の職工として取扱ふに及はす　(大正六、一、三一　商局第一〇七號)

(44) 麥楊子製造工場に於て其の女工中自己作業の補助として十二歳(十四歳)前後の幼者を同伴し來り其の傍に於て簡易なる楊子揃を爲さしむるものあり而して右幼者は獨立して就業するに非さるを以て工業主との間に特別の雇傭契約なし右の幼者は之を職工として取扱ふへきや

家族を職工として取扱ふ事例

答　見解の通　(大正五、一二、二七　商局第一四九〇號)

(45) 生産組合の作業場に於て組合(組合員各自にあらす)か組合員(其の家族を含む)以外の者を雇傭して作業を爲す場合は工場法に所謂工場と爲すへきは論を俟たさるも該工場に於て組合員の家族を職工の一部に雇傭し他の職工と同樣の條件にて就業せしむるときは該家族者と雖一般職工として取扱ふへきや

答　職工として取扱ふものとす　(大正六、七、五　商第八〇六五號)

(46) 家族は之を職工として取扱はさるものとするも其の者にして十二歳(十四歳)未滿の者なるに於ては尙工場法第二條(工業勞働者最低年齡法第二條)に該當し又十五歳(十六歳)未滿の者及女子なるに於ては工場法第三條等に該當するものとして取扱ふへきや

生産組合に於ける製絲工場

答　工場法(工業勞働者最低年齡法)の適用を受くる工場に於て就業する者は假令職工に非すと雖其の就業に付ては工場法(工業勞働者最低年齡法)の規定に依るへきものとす　(大正六、三、一三　商局第二七五號)

(47) 生産組合に於ける製絲場に於て組合員各自より原料を受付け組合に於て之を混合して一の原料と爲し主として組合員の婦女をして繰絲せしむる場合組合と從業員との間に賃金關係生す此の場合工場法の適用を爲すものと解し可然や

答　然り　(大正一四、一一、二八　社發第三四一號)

(48) 組合員各自か生産繭を組合に持寄り組合員は各自の婦女をして其の原料を繰絲し組合員自己の原料絲りを告くれは繰絲を止むものあり此の場合單に共同繰絲場と認め工場法の適用なきものと解し可然や

答　然り　(同　上)

請負作業

(49) 前號の場合に於て原料の所有權か組合に歸屬せす組合員各自に在る關係上組合は單に作業場閉鎖を一齊に爲さむか爲原料少量の組合員の繰絲婦女を原料多量の組合員に貸與し繰絲せしむることあり此の場合當然賃金關係生す故に工場法の適用あるへきものと解し可然や

答　然り　(同　上)

(50) 鑄物工場に於て請負にて作業に從事する俗稱「コブツキ」、「センドメ」(熔鑛爐より熔鑛を流出せしむる際其の流出口を塞く作業に從事するもの)「ズクワリ」(銑鐵を槌にて打割る作業に從事するもの)なる者あり數個の工場に於て時を異にして請負作業を爲す右は各其の工場の職工と認め工業主に於て凡て法規上の責任を負擔すへきものと決定可然や

答　見解の通（大正九、二、九　工第六八三號）

第二條　（削除）

第三條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

就業時間の分割

(51)　工場法第三條規定の就業時間は連續したる時間にして不可分のものなりや又は分割し得へきや

（イ）機械工場の就業時間十四（十二）時間が連續したる時間にして分割を許さるものとすれは規定の休憩一時間の外通勤職工か賃食の爲自家に往復するに一時間を要する如き場合に在りては正味の就業時間は十二（九）時間となり工業主の打撃少からす

（ロ）就業時間十四（十二）時間は分割を許すものとすれは假に午前五時より正午迄の間に三十分の休憩時間を設け別に通勤職工の晝食の爲に要する一時間を置き午後一時より午後八（五）時迄の間に三十分の休憩時間を設くるときは就業時間は正味十三（十）時間にして休憩時間は午前午後を通して一時間を與ふることとなるを以て規定に抵觸せさるか如く解せらる

答　例示されたる工場の就業時間は之を通算せは一日十五（十二）時間の就業となり明に法規に抵觸す（大正五、九、一五　商局第一〇六六號）

(52)　甲工場に於て午前六時より午後三時に至る九時間の就業を爲したる女工を乙工場に於て午後六時より同九時に至る三時間就業せしめんとす（但し休憩は甲工場に於て一時間を與ふ）此の場合就業時間は中斷したる部分を除けは十二時間労働となる工場法第三條第一項及第三項竝第七條に抵觸することなしと認め差支なきや

答　見解の通（大正八、三、六　商第三三七九號）

就業時間の起算點

(53)　暑中晝寢を爲す習慣ある工場に於て女工の就業を午前六時始業正午より二時間晝寢奥に午後二時就業午後八時に終業し午前、午後に於て各三十分宛休憩を與ふ如斯は勞働效程著し〳〵進捗し健康保持上に於ても利益少からす此の場合中斷の部分を除き十二時間就業と認め差支なきや

答　同一工場に於ては就業時間の分割を許さす故に例示されたる工場の就業時間は之を通算せは十四時間就業となる（大正八、三、六　商第三三七九號）

(54)　就業時間前に作業場に入場し各自受持の場所に着かしむるは從來之を作業の一部と見做し相當取締り來たれる所なるか近時就業規則中に左の如き事項を設くるものあり之等は當然違反と認め可然哉

一　工手ハ就業時間前ニ入場シ各自受持ノ場所ニ付各科責任者ノ指揮ヲ受クヘシ

答　就業規則の規定に依り直接作業準備の爲作業開始數分前に各自受持の場所に着き責任者の指揮を受くる場合に於ては此の行爲は作業準備工程と認むへきものにして工場法の就業時間中に通算すへきものなるも單に作業場に入場し部署に着するに留まるは就業と見るへきに非す

第四條　工場主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條　削除

第六條　（削除）

第七條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以內就業

時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

一齊休憩の意義

(55) 同一工場構内に棟を異にする甲乙丙の作業場あり各作業場は原動機竝動力傳導裝置ヲ各別となし連絡を有せざるも食堂は各作業毎に設けすして一ヶ所なる場合に其の食堂狹き爲め全作業場の職工を一時に食事を爲さしむる能はさるに依り甲作業場は午前十一時より乙作業場は午前十一時三十分より丙作業場は正午より各一時間の休憩時間を設け各作業場毎に動力運轉を休止し休憩時間中に食事を爲さしむる紡織工場あり此の場合之を一齊に休憩を爲さしめさるものと認め法第七條第二項但書に依り許可申請を爲さしむへきものなりや

答　一齊休憩に爲さるものと認め許可申請を爲さしむる場合にも之を一齊休憩と認めさるや

夏季の範圍

(56) 休憩を爲さしむる場合にても同樣許可を受けしむへきものとす

工場法第七條第三項の夏季と稱するは普通季節に依る自六月至八月期間を指すものなりや九州地方の如き九月に至るも尙暑氣減退せす故に九月迄と認め可然哉

答　夏季とは通常六月より八月に至る期間を謂ふも酷暑の場合に於ては本條の夏期は九月に及ふものと解し差支なし

休日の配置

(57) 月末日大祭日に相當したる場合は工場の規定せる翌月一日の休日を繰上け翌月の休日一回を廢し得るや

答　繰上たる休日は翌月の休日とは認め難し　（大正五、一〇、二五　工商第一二二五號）

(58) 八月（盆月）は十五日十七日を公定休日とし十六日は職工の任意休業する結果實際に於て三日連續休業となる場合の如き之を以て其の月二回の休日となし差支なきや

答　差支なし但し事實に於て職工が十六日に於て任意に休業したる場合に限る　（大正五、一一、二五　商第一二二五號）

休憩時間

(59) 休憩時間と食事時間との關係

工場法に依り器械生絲製造の業務に付ては十五（十六）歳未滿の者及女子と雖一定時間內には一日に付就業時間を十四（十二）時間迄延長し得へきことは工場法第三條及同法施行規則第三條の規定に明示しあり然るに斯種事業者中工場法第七條第一項後段の規定を楯とし右十四（十二）時間の就業時間中最少限度たる一時間の休憩時間を與ふるを以て法定の義務を終へたりとなし右一時間內に於て三度の食事其の他の用辨を爲し能はさるを理由とし更に相當の休憩時間を追加し其の追加したる時間を規定の十四（十二）時間に加へ即ち始業時より終業時迄を十四（十二）時間以上に延長せむとする者あり右は全く法規を曲解したるものにして工場法規に違反するものと解し然る可きや

答　工場法第七條の休憩時間（食事時間を含む）は就業時間中に包含するものなるを以て器械生絲製造の業務に於て十四（十二）時間就業せしむる場合に於ては一時間の休憩時間內に食事其の他の用辨を爲し得すとせは休憩時間を延長するの外途なし之れか爲始業時より終業時迄か十四（十二）時間を超過するに於ては工場法第三條及同法施行規則第三條の違反なり　（大正五、九、一五　商局第一〇六六號）

(60) 紡織織物工場に於ける休憩時間の配置は大體午前九時、午後三時より各十五分正午三十分製絲工場は午前六時半及午後五時二十分より各十五分正午三十分の者多數を占め就中製絲工場の如きは休憩時間の大半を食事時間に充當し居るの現況に有之尤も休憩時間中に食事時間を包含せしむることは差支なきことに相成居るも現今の如く各種工場を通して機械力の利用著しく進歩し職工をして終日作業に追及せられ常時緊張を要するのときに於ても尙食事時間を休憩時間中に包含せしむるに於ては職工が實際休養の爲利用する休憩時間は一日中僅に三十分乃至二十五分に過きさるの狀態に有之就ては食事時間を休憩時間中に包含せしめさることに改め度

答　從來工場法の規定する休憩時間中に於て食事を爲さしむることを認め來りたるも元來一時間の休憩時間は晝食（夜業の場合に於ては中夜食）を主眼とし今日製絲業に行はるるか如き朝食々食をも包含せしむる趣旨に非さるのみならす職工の衞生上の見地より甚た遺憾とする所に有之就ては法規を以て直に强制すへきには無之も晝食（又

は中夜食）以外の食事を法定の休憩時間中に於て爲さしむる向に對しては可成之を改め休憩時間外に爲さしむる樣措置相成度尙無條件に食事時間を休憩時間外と爲さしむるは食事時間を極度に短縮せしむる虞あるに付一回十分乃至二十分等適當に一定せしむる方可然（大正一四、一一、一九岐一部第五號）

第八條　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歲以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限リ行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ屆出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間二時間以內延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以內延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間內ハ前項ノ規定ヲ適用セス

季節に依り繁忙なる事業

(61)　季節に依り繁忙なる事業

工場法第八條第四項に依り季節に依り繁忙なる事業として就業時間延長の認可の申請ありたる場合に於て同一性質の事業に付假令は一地方に於て之を認可し他地方に於て之を否認可するか如き各地其の取扱區々に渉らさるを要するを以て左記以外の業務に付認可を與ふる必要あるときは其の事由を具し豫め本省に伺出相成度

一　生絲製造業

一　製茶業

一　果物の罐詰に關する業務以上三件（大正五、八、一九商第五八八七號）

其の後追加せられたるもの左の如し

一　魚貝の罐詰業（筑後地方に於て主に玉珧貝、蟶、鰻、彌靱貝、牡蠣を以てする罐詰）福岡縣（大正五、一〇、一六商局第二八二號）

一　松蕈、筍の罐詰業、廣島縣（同　上）

一　魚貝の罐詰業（蟹、海老、北寄貝、鱒、鮭）北海道（大正六、五、一六商第三〇七五號）

一　長鮫を原料とする竹輪燒蒲鉾の製造業　青森縣（大正一四、一一、一九青第一部第二號）

(62)　製絲業に對する工場法第八條第四項運用に關する件

工場法第八條第四項季節に依り繁忙なる業務中に製絲業を認め來り候處（大正五年八月十九日商第五八八七號商工局長通牒）工場法施行當時と今日とは生產技術に多大の變化を見、乾燥繭を使用するを原則とする今日に於ては製絲業を季節業務と爲すの根據乏しきを以て大正十六年より製絲業中生繭を使用するもの及繭の乾燥を爲す業務の外は工場法第八條第四項の季節に依る繁忙なる業務と認めさることに決定相成候條御了知相成度

(63)　工場法第八條第四項の運用に關し製絲業中生繭を使用するもの及繭の乾燥を爲す業務の外は季節に依る繁忙なる業務と認めさることに決定せられたるか當業者間に在りては五分乾燥以上のものを乾燥繭とし又鐵道省に於ても輸送上五分乾燥迄は生繭として取扱居る趣尙最近生繭の儘又は單に殺蛹せる程度にて冷藏し一年中に渉りて原料繭の供給を爲すものありて生繭の範圍及冷藏生繭の取扱に付疑義あり何分の指示ありたし

答　生繭の意義及範圍に付ては工場法第八條第四項の例外の適用は嚴正に解釋し必要なる限度に止むへきものに有之且つ督監上適確なる識別の標準を必要とする次第なるを以て生繭とは殺蛹せさる繭と解釋し處理相成度又生繭を使用するものと雖も冷藏其の他の方法に依り保存に堪え天候又は季節の影響を受けさるか若は受くること少なきものは季節事業として處理すへき限に在らす

(64) 季節に依り繁忙なる業務と認めさるもの

工場法に所謂季節に依り繁忙なる業務とは業務自體か天候其の他自然の支配を受け或る季節に限り多忙なるもの又は原料處理の關係より或る期間繁忙なる業務を謂ひ單純なる需要供給又は原料輸入の關係より或る期間繁忙なるか如き左記業務の如きは工場法の所謂季節に依り繁忙なる業務と認め難し

一　足袋業　自八月至翌年一月期間繁忙なりと云ふ　（大正五、一一、八　商局第二二七號）

一　製蠟業　自十二月至翌年二月期間繁忙なりと云ふ　（大正六、一、一二　商局第二一號）

一　毛織物　原料輸入の關係上多忙なりといふも原料は何時にても準備を爲すことを得　（大正二三、八、一四　社發一部第八〇號）

(65) 工場法第八條第四項中一年に付百二十日を超えさる限りとは曆年に依り其の年一月一日より十二月卅一日迄の間に於て合計百二十日を超えさる限りの義なりや又一定の期間中に於て就業時間を延長し得へき日數と其の比例を示せるものと解すへきや

答　一定の期間とは其の期間中に於て就業時間を延長し得へき日數との比例を示せるものなり　（大正五、九、二六　商第一二六二六號）

(66) （一）　生絲製造業に付て工場法第八條第四項の認可を與ふる場合には一年中の操業期間（例へは二月十五日より十二月廿五日に至る三百十四日間）を以て所謂一定の期間と認定すへきや

（二）　同條同項に依る認可は一定の期間に付てのみ與ふへきものなりや

（三）　同條同項末段に所謂其の認可を受けたる期間とは前の一定の期間を指すものなりや又は延長し得へき實日數を指すものなりや

答　（一）　生絲製造業に付工場法第八條第四項の認可を與ふる場合に於ける一定の期間は大體六月より十月迄の間に於て地方の狀況に依り其の期間を定むること

（二）　同條同項に依る認可は一定の期間に對して與ふるものなるも取扱上としては認可申請書の事由、一定の期間及延長を爲す日數等を詳記せしめ該申請に對し認可するを可とす

（三）　前段見解の通　（以上大正五、一一、二八　商局第二三五一號）

(67) 水災に因る被害工場にして其の後事業開始と共に罹災前の注文品を急速製產上特に就業時間延長を必要とする場合法第八條第二項に依り該水災事變を避くへからさる事由と認め就業時間の延長を許可し差支なきや

答　就業時間の延長許可差支なし

(68) 官公署の請負業にして成功の期間を延引すること能はさる事由あるものは工場法第八條第二項の事由あるものと認めて取扱ひ然る可きや

答　工場法第八條第二項の事由あるものと認め難し　（大正六、一、一二　商局第二一號）

(69) 左記の場合は工場法第八條第三項の規定に依る臨時必要ある場合と認め差支なきや

一　生絲製造工場に於て生絲先賣の約定を爲したる場合に繭の解舒良好ならさる等の事由に由り豫定の數量を製造すること能はさるとき

二　繭の解舒頁好にして豫定以上に繰絲工程增進し爲に製絲揚返工場に於て小枠著しく停滯したるとき

三　動力又は機械の故障に依り豫定數量の製品を製造し能はさるとき

答　差支なし

(70) 法第八條第三項に於て一月に付七日を超えさる期間とは繼續せる七日たることを要せす二回又は三回に分ち差支なきや

答　見解の通

(71) 管内輸出絹織物業者中注文品納入期日遅の故を以て法第八條第三項の規定に依り二時間の時間延長を届出つるものあるを以て時間延長か濫に流れさる樣所轄署長をして同業者に注意を與へ置き居候處今回同組合長名を以て別紙寫の如き陳情有之水害其の他の事故に依り一時操業不能となりたる爲め約定品を期日迄に納入不能の場合に於ける法第八條第二項に依る延長竝改正工場法施行前に注文を受けたるものか改正の結果時間短縮の爲め生産能率減少し爲に納入期日に間に合はさる場合に於ける延長は已むを得さるものと思料せられ候も陳情か法第八條第三項に該當するものなりや疑義有之

（別紙）　陳情書

（前略）約定品期日遅れの最大原因を擧くれは本年七月より工場法改正の爲め從來よりも一時間の短縮に相成営業者は其の割合に能率減少せさるものと豫想したるに夫に反し能率の減少を來せしのみならす本年八月中當地大洪水の際約一週間休業の止むなきに至り加ふるに十月中當地方に於て陸軍機動演習行れたる際三日間の臨時休業をなしたる等にて自然製織遅れに相成居候而して吾か輸出絹織物は需要變動激しく需要多き時は充分の努力を以て之に應し其の滯らきたる時は自然調節を計るの成行に相成居り且當組合員の使用職工の九分は通勤工なるか故に寄宿職工に比し疲勞少きも出勤時間の如きは規律正しく相成難く從つて生産能率割合に擧らさる次第に有之候間茲暫くの間工場法第八條第三項に依り一ヶ月の中一週間を起えさる期間に於て就業時間二時間以内延長の儀當組合員當業者より其の都度御届可申答に御座候間前件の事情御洞察被成下度

答　職工出勤時刻不規律の爲生産能率の擧らさるの故を以て就業時間延長の事由と爲すへからさるは勿論の義に候得共其の他は臨時必要ある場合と認め差支無之

第九條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、檢査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置に調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條　工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條　前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ之ヲ適用セサルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ病者又ハ産前、産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建築物竝設備ヲ危害ヲ生シ又ハ衞生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條　當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

(72) 工場寄宿舍收容職工に熱性患者多數發生し診斷の結果「パラチフス」と決定し工場は遂に一時閉鎖の止むなきに立ち至りたり之か豫防上職工に對し採血を爲し細菌學的檢査を爲す必要あり衞生法規に基き之を爲し得るは勿論の義なるも工場法第十四條の檢診に是等の權限をも包含するものと解釋し可然哉

答　見解の通

(73) 警察署長に對し諸種の經由願届書類の調査を爲すことを命したるを以て該官は當該事項に對し工場に臨檢して調査を爲すか如き所謂工場法施行の任に當る場合あり此等の場合には當該官吏として工場法第二十一條の適用を受くへきや

答　警察署長に委任したる場合は當該官吏と認む（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

檢診の權限

當該官吏の範圍

軍需工業動員法との關係

(74) 軍需工業動員法に依る保護工場に對する工場法第十四條の運用如何

答　軍需工業動員法第十七條は工業的發明に係る物又は方法に關し豫め政府の承認を得たる事項又は設備に付ての報告、檢査其他從業員に對する質問を禁止し居るも同條は同法第十一條乃至第十三條及第十六條に依り工場事業場等の所有者、管理者、從業員等に對し負はしめたる負擔の一部を解除するものにして工場法第十四條に基く權限を制限する義に非す然れとも工場臨檢の實際の運用に付ては軍需工業動員法第十七條の精神を尊重し當該發明の保護に必要なる限度に於ては工場法施行上必要止むを得さる場合の外工場法第十四條の權限を行使せさるを可とす（大正一四、一〇、一四　社發一部第八五號）

戸籍證明の取扱

第十五條　工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十六條　職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

(75) 工場法第十六條の規定に依る戸籍證明方に付市町村長に於て左記の通取扱ふことに協定す（大正七、三、一二　商第八三六五號）

記

一　申請は口頭又は書面（往復葉書を含む）にて差支なし

二　申請に不備又は誤謬ある場合には便宜訂正補充し其の訂正補充したる事項を證明す

三　同條に依り證明を求むる者をして强て其の資格を證明せしむることなし

戸籍謄本又は抄本

(76) 工場法第十六條に所謂職工徒弟又は職工徒弟たらむとする者の戸籍の證明に關しては戸籍に記載したる事項に付き證明を求むる場合竝戸籍法第六十七條の届出受理の證明書及届出書類に記載したる事項に付證明書を請求せし場合は無償受付すへきものにして戸籍法第十四條の戸籍の謄本若は抄本の交付に付ては手數料を徴收すへきものと解し然る可きや

戸籍證明の範圍

答　市町村長か職工徒弟又は職工徒弟たらむとする者の戸籍に關し證明を與ふるときは手數料を徴することを得さるも届出受理の證明書又は戸籍の謄本若は抄本の交付を爲す場合には手數料を徴すへきものとす（大正五、八、二二　商第一一五四三號）

(77) 工場法第十六條中職工徒弟又は職工徒弟たらむとする者の戸籍に關し云々とあるは職工徒弟たらむとする者自身のみに屬する戸籍記載事項を指すの趣旨なるや又職工徒弟たらむとする者自身在る總ての者の戸籍記載に關する事項をも包含するや

答　後段見解の通（大正五、九、二五　商第一二五三一號）

第十七條　職工ノ雇入、解雇、罰旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(78) 工場法第十八條の「本法施行區域内」とは如何

答　本邦領土内にして植民地（臺灣、朝鮮及樺太等）を除く

(79) 工場管理人は工場法施行地域内に居住する場合には外國人にて差支なきや

答　差支なし

(80) 工場管理人に代理人を認むるや

答　然り

第十九條　前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ

付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條　工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　本法又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齡ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條　主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正五年五月勅令第百五十六號ヲ以テ九月一日ヨリ施行ノ旨定メラル）

大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十五年六月五日勅令第百五十二號ヲ以テ大正十五年七月一日ヨリ施行ノ旨定メラル）

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス前項ノ規定ニ依リ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

(81) 職工を二組以上に分ち交替に午後十時より午前四時（午前五時）に至る間に就業せしむる場合に於て營業を營む組の保護職工に對しては臨時必要ありと認むるときは商工場法第八條第三項に依り就業時間を二時間以内延長し得へきや

答　工場法第八條に依り時間の延長をなすことを得す（大正六、一、三一、商局第一〇七號）

(82) 工場法第七條第一項中（附則第四項）職工を二組に分ち交替に云々及同條第二項中職工二組以上に分ち云々とあるは十五歳（十六歳）未滿の者及女子のみを謂ふものなりや

答　見解の通（大正五、九、一四、商局第一〇五三號）

(83) 一般工場に於て註文輻輳し就業時間の延長臨時必要なる場合に法第六條（大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則第三項）に依り第四條の除外を認め差支なきや

答　差支なし（大正五、一〇、二五、商局第一二二五號）

休日

(84) 休日の意義

職工を二組に分ち交替に夜間就業せしむる場合各組をして一日十二時間宛就業せしめ晝夜連續作業を爲す工場に於て休日に當る日に工場か十二時間休業するときは職工は兩組共其の一就業時と一就業時との間に連續せる二十四時間の休養時間を得るも其の二十四時間の中十二時間は工場法第三條に依り職工か就業日一日中に於て當然得へき休養時間にして之を右の如く休日時間中に算入するを許すときは右工場に於ける職工の一月間を通しての總休養時間（就業日に於ける就業時間を除きたる殘餘の休養時間及休日に當る休養時間を合したる者）は月四回の休日あるに拘らす十二時間の晝業のみを行ひ月二回を與ふる工場の職工の一月間を通しての總休養時間と全然同一となり斯の如きは工場法第七條（大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則第四項）に於て夜業を爲す工場の職工に月四回の休日を與へしむる趣旨に合せさる者と認めらるるを以て同條に所謂休日は假令曆日に依る完全なる一日なることを要せす連續せる二十四時間を以て足るとするも工場法第三條の反面として職工就業日一日中に於て當然得らるへき十二時間の休養時間は各別に之を與ふへき者と解すへきやや

答　工場法第七條　大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則第四項）の休日の意義につきては紡績業の狀態に鑑み工場法第三條の反面として職工か當然得らるへき十二時間の休養時間は之を休日二十四時間に算入することを得るものとす　（大正一一、一〇、三〇　工局第一三五四號）

(85) 工場法第七條（大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則第四項）中四回の休日とあるは毎回の休日は繼續したる二十四時間又は其以上と解釋すへきや

答　休日とは繼續せる二十四時間なり　（大正四、一二、七　商第一三四八號）

(86) 織物工場に於て午前六時より翌午前二時迄の間に於て午後四時を交替時間として各十時間の晝夜交替作業を爲し書間は全運轉を夜間は半運轉を爲す規劃にて之か爲職工を三組に分ち晝間は二組を夜間は一組を就業せしめ月四回に晝夜を漸次轉換せしむ從つて三組の內一組は月二回の夜業を二組は月一回の夜業を爲すことゝなる此の場合に於て組數は三組なるも就業は二組となるものなるを以て法第七條（大正十二年三月二十九日法律第三十三號附則第四項）に依り月四回の休日を將又三組と認め月二回の休日を與ふへきものなりや

答　右の場合は職工を二組に分ち就業せしむるものと認むへく從つて月四回の休日を與ふへきものとす　（大正七、三、二七　商局第四〇九號）

二、工場法施行令（勅令第百九十三號）（大正十五年六月五日勅令第百五十三號改正）

第一條　左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ內務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麩類又ハ麩ノ製造

二　行李、籠、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、竹ノ皮ノ編製

三　經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製

四　「アタン」、「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製

五　扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造

六　紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造

七　形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造

八　手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

令第一條の意義

九　手工ニ依ル組紐ノ編製

一〇　刺繍、「レース」、「バテンレース」又ハ「ドローンウォーク」ノ業

(87)　工場法施行令第一條は工場法第一條第二項に依る適用除外の規定にして同施行令第一條但書の場合も使用職工十五人(十人)以上の工場を前提とするものと解せらる從て同條列記の事業のみを營む工場にして原動力を用ふる工場と雖使用職工十五人(十人)に滿たさるときは工場法の適用なきものと解すへきや將又原動機を用ふる工場は職工十五人(十人)に滿たさる場合と雖工場法の適用を受くへきものと解すへきや

答　使用職工十五人(十人)未滿の場合には適用なし(大正五、九、一五　商局第一〇六六號)

醬油工場に於ける樽の製造

(88)　醬油製造工場に於て醬油製造職工の外に容器として樽を製造する職工を常時使用するものあり右兩者を合し其の職工十五人(十人)以上に達する場合は原動機を使用せさるも法の適用を受くへきや

答　工場法施行令第一條に依りて工場法の適用を除外せらるへきものは同條掲記事業のみを營む場合なるを以て醬油製造工場に於て併て樽の製造を爲す場合に在りては兩者を合し常時使用する職工十五人(十人)以上に達するときは法の適用あり　(大正五、一二、二七　商局第一四九〇號)

經木の範圍

(89)　木絲織又は木片織と稱し木絲を以て經緯絲一本宛互に組合する平織組織にして手織機械を以て織成するものあり右は織物なりや或は經木の手工品なりや

答　木絲織は工場法規に所謂織物及經木の手工品に包含せす從て常時使用する職工十五人(十人)に達するときは工場法の適用あり　(大正五、一一、二八　商局第一三五一號)

(90)　薄く削りたる幅六寸長七寸位の木を用ゐて鉛筆の心に卷き付け鉛筆を製造する工場あり斯る業務は工場法施行令第一條中の「經木の手工品」の製造をなす業務と認むへきや尙工場法施行令中「經木」の意義如何

紙を材料とする玩具の製造

答　經木の手工品に非す經木とは木材を鉋にて削りたるものを謂ふ　(大正五、一二、七　商局第一三九三號)

(91)　諸色紙を鉛又は之と同效の金屬芯に捲纏したる投花(造花)を職工三十數人を使用し製造するものあり其の形狀及用途等に依り普通造花の事業に該當せさるものとして取扱ふへきや

假りに之を非適用工場とすれは其の一隅に半馬力電力砥石を設置し投花斷截に用ゐる包丁を砥く爲め砥專業者をして一日一、二時間宛使用せしめ居るときは之を原動機を用ゐるものとし取扱ふへきや

答　紙を主たる材料とする玩具製造場として工場法施行令第一條列擧の事業に該當し工場法の適用なし　(大正一三、八、八　阪一部第五四號)

織物工場に於ける足袋業

(92)　同一敷地上に設置せる工場内に於て二十人以上の職工を使用し織物工業を爲す外二十二名の職工を使用し原動力を用ゐすして足袋の裁縫業を爲すものあり此の場合に於て織物工業をなす所か工場法の適用を受くへき工場たることは論を俟たさるも足袋裁縫業に對しても工場法施行令第一條の所謂左に掲くる事業のみを營む工場に非すと認め之に對しても工場法の適用あるものとして取扱ふへきや

答　一括して工場法の適用を受く　(大正五、九、二六　商第一二六二六號)

(93)　洋服製造業者にして十人以上の職工を有し「ミシン」を使用するものは工場法施行令第一條第一項第八號の「手工に依る」と區別し工場法適用相成可然哉

答　見解の通り

鑛業附屬工場

第二條　鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

(94)　工業主自己所有の鑛山より採掘せし鑛石を數里を距つる地に在る自己經營の精煉工場に運搬し該所に於て他より買入たる鑛石と混合して精煉作業を爲す場合に於ては自鑛より供給する鑛石の數量か他より買入るる鑛石の數量と

殖んと同量の程度に在る場合と雖らず該精煉事業は鑛業法第一條に所謂附屬に非すと認め之に工場法を適用すへきや

答　工場法を適用せず（大正七、三、二七　商局第四〇九號）

(95) 甲鑛業權者の鑛區を乙か借受け又は更に乙より丙か借受け表面甲の名義（甲は相當料金を徴するのみにして採掘等に一切關係するものにあらす）にて製藥の目的を以て砒鑛を掘採し之を原料とし乙又は丙は藥品營業竝藥品取扱規則又は毒物劇物營業取締規則に依り地方廳の許可を得て自己（乙又は丙）の名義にて砒素を製造するものにして採鑛と製造とは自ら別個の事業と認むるを以て鑛業法第一條の所謂鑛業の附屬事業に非すとし該工場に對し工場法を適用し可然や

答　工場法は鑛業法の適用なき工場のみに適用あるものなるを以て該工場に付鑛業法適用の有無所轄鑛務署鑛山監督局に照會の上鑛業法適用なきに於ては工場法を適用すへし（大正一三、四、一五　社一部第二八號）

(96) 砂鐵製錬場を設置し砂鑛法第二條に依り砂鐵採取の附屬事業と爲す意思を以て砂鑛法施行細則第二十一條の規定通り鑛業警察規則第五十五條以下の手續を履み置きたり然るに工場法施行令第二條に依るときは單に鑛業法の適用を受くる工場に付ては工場法の適用を除外せらるるも砂鑛法の適用を受くる工場に付ては除外無之砂鐵製錬場にも工場法の適用あるか如く解せらるる次第なるも同一事實に同一目的を有する二ヶの法律の適用あるは疑義有之

答　工場法施行令第二條の鑛業法の中には砂鑛法を包含せさるは勿論砂鑛法と工場法とは立法の目的を異にするを以て砂鑛法に依る工場と雖とも工場法を適用することを妨けさるものとす

第三條　左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

一　毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造

二　動物ノ剝製

三　水銀ヲ用フル計器ノ製造

四　水銀喞筒ヲ用フル寫眞法鏡ノ製造

五　鉛ヲ用フル鑛ノ製造

六　琺瑯鐵器又ハ琺瑯藥ノ製造

七　塗料、顏料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造

八　亞硫酸瓦斯、「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業

九　硫黄ノ精製

一〇　「チアン」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理

一一　「ファクチス」ノ製造

一二　脂肪油ノ精製

一三　「ボイル」油ノ製造

一四　乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

一五　溶劑ヲ用フル護謨製品ノ製造

一六　溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護謨製品ノ貼合

一七　溶劑ヲ用フル油脂ノ採取

一八　溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造

一九　溶劑ヲ用フル野草莚ノ捺染

二〇　溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造

二一　溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」單ニ拂拭スルモノヲ除ク）

二二　溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造

二五　「ダンニン」酸ノ製造
二四　合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
二三　「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
二六　硝化綿ノ製造
二七　「コロヂウム」ヲ用フル紙擦製品ノ製造
二八　「エーテル」ノ製造
二九　酒精ノ製造又ハ變性
三〇　「ヴイスコーズ」ノ製造
三一　「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
三二　鑛油ノ蒸溜、精製又ハ罐詰
三三　「アスファルト」ノ精製
三四　瀝青物ヲ用フル建築用ノ「フェルト」又ハ紙ノ製造
三五　燐寸ノ製造
三六　火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
三七　金屬ノ熔融又ハ精煉
三八　電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
三九　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
四〇　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
四一　動力ニ依ル製材
四二　電氣業（發電所、變電所、蓄電所及開閉所）

四三　電球ノ製造
四四　硝子ノ製造、磨蝕、砂吹又ハ粉碎
四五　金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
四六　動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
四七　動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
四八　電氣用「カーボン」ノ製造
四九　石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
五〇　「カーバイト」ノ製造
五一　石灰ノ製造
五二　「フエルト」又ハ吹付梱紗（粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗）ノ製造
五三　起毛又ハ反毛ノ作業
五四　製綿
五五　麻ノ梳解
五六　古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ纖維類ノ選別
五七　骨炭又ハ血炭ノ製造
五八　毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
五九　毛髪又ハ羽毛ノ精製
六〇　其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

水銀を用ゐる計器の製造

度量衡器製造中單に水銀を使用して木の目盛のみを爲す業務は工場法施行令第三條中の水銀を用ゐる計器の製造に包含せざるや

答　包含せず　（大正五、一〇、二八　商局第一二四〇號）

塗料の製造

(98) 漆器製造業は塗料の製造に該當するや

答　該當せず　（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

鹽素瓦斯を用ゐる事業

(99) 工場法施行令第三條中に所謂鹽素（クロール）瓦斯を用ゐる事業中には漂白粉を包含するや

答　包含せず　（大正六、一、一二　商局第三一號）

鋸機

(100) 手工に依る絲鋸又は普通鋸挽作業は工場法施行令第三條第二十五號に規定する鋸機を用ふる加工に該當するや

答　手工に依る絲鋸及び手鋸は本號の鋸機にあらず

セルロイド

(101) 「セルロイド」工場に於ける「セルロイド」製「フイルム」の熱氣乾燥「アセトン」蒸氣に依る艶揚、鉗子の尖端を直接火氣に依り加熱し之を以て小金具を挾みて熱を移し「セルロイド」の生地に押入るる工程及沸湯にて加溫せる金型を用ひ「セルロイド」の加工を爲す工程は工場法施行令第三條第二十五號に規定する加熱加工に該當するや

答　（イ）「セルロイド」製「フイルム」の熱氣乾燥は該當せず

（ロ）「アセトン」蒸氣に依る艶揚工程は該當するものとす

（ハ）鉗子の尖端を直接火氣に依り加熱し之を以て小金具を挾み熱を移し「セルロイド」の生地に押入るる工程は加熱加工に該當するものとす

（ニ）沸湯にて加溫せる金型を用ひ「セルロイド」の加工を爲す工程中沸湯又は蒸氣を當該作業場より相當隔る場所より適當なる配管を以て其の作業場に導き金型の加溫に使用する場合の如く作業に使用する火氣より「セルロイド」に引火する危險なき場合を除き其の他の加熱工程は本號の加熱加工に該當するものとす、火氣を以て直接金型に加熱する場合は勿論然り

火藥の製造

(102) 火藥及其の他のものを用ゐて煙火を製造する所にして工場的設備あるときは工場法施行令第三條第六號（第三六號）に該當するや

答　煙火の製造は工場法施行令第三條中（第三六號）の火工品製造に該當す　（大正五、九、二六　商局第一二六二號）

金屬の熔融又は精煉

(103) 工場法施行令第三條中の金屬の熔融又は精煉には鍛冶業を包含するや

答　金屬の熔融又は精煉には鑄造場の如き金屬を熔融する業務を行ふことなく單に鍛冶業のみを營むものは之を包含せず　（大正五、九、一四　商局第一〇五三號）

酸素「アセチリン」瓦斯

(104) 酸素「アセチリン」瓦斯を應用して金屬品の熔接又は切斷を爲すものは工場法施行令第三條中の金屬の熔融に包含するや

答　包含せず　（大正五、一〇、二五　商局第一二二五號）

(105) 活版工場に於て「カスチングマシン」一臺を据へ付け活字を鑄造し自家用活字の不足を補ふか如き鑄造專門業者に非さるものも工場法施行令第三條中の金屬の熔融をなす事業と看做すへきや

答　見解の通　（大正六、一、一一　商局第二一號）

(106) 自己の工場に熔鑛爐を有することなく從て自ら熔融作業を爲すことなきも他工場より熔鐵を買入れ鑄造業を營む者あり唯金屬の熔融なる文字を狹義に解釋するときは恰も金屬の熔融作業其のものを意味し從て前記買熔鑄造業は工場法施行令第三條（第三七號）に該當せさるか如きも鐵類を熔融する工場は高熱物體を取扱ひ同時に有害瓦斯の發散多きか故に危險にして且つ有害なるを以て工場法第一條第一項第三號（第三七號）に該當するものと指定せられたるものと思料す故に之を廣義に解釋し右買湯鑄鐵業に工場法を適用し可然哉

答　所謂金屬の熔融とは必しも金屬の熔融作業自體のみを指稱するに非すして之に直接關連せる高熱物體の取扱等をも包含するものとす　（大正九、二、九　工第六八三號）

動力に依る製材

(107) 施行令第三條第四十一號の「動力に依る製材」の範圍如何

答　圓鋸機、帶鋸機又は竪鋸機等を運轉し原木、角材、角物又は板子を角物、板子、羽柄物(貫、小割板割、板類、敷居木等)又は大さ之等に類する材木に挽く業務を云ふ

木工作業例へは下駄、箱、家具、木細工場等の製造及大さ羽柄物程度以下の木材を更に挽く作業のみを行ふ工場は之を含ます

電氣業

(108) 工場法施行令第三條第四十二號規定の發電所、變電所、蓋電所、開閉所等に詰め居り常に電纜路の巡視及纜路の修繕をのみ爲し居るものは危險の作業を爲し居るも工場に於て從業し居るものに非さるを以て職工と認めさるや

答　電纜路の保守のみに從事する者は職工に非す　(39)大正五、九、一四　商局第一〇五三號參照)

(109) 施行令第三條第四十二號電氣業の開閉所は工場の組織を有し常時職工の作業するものに限り送電纜路中に於ける開閉所にして碍子の取替及纜路の故障の時等にのみ臨時に使用せらるるか如きものは工場法を適用せさるものと解すへきや

答　見解の通

(110) 令第三條第四十二號の電氣業は電氣事業者の行ふものに限るや

答　電氣業は電氣事業法第一條に揭くる電氣事業と必しも一致せす一般需要に應し電氣を供給するもの及一般運送の用に供する鐵道又は軌道電氣を供給する事業の外工場及其の附屬建築物に電氣を供給するもの及特定の會社等に電氣の卸賣をなすものをも包含す但し職工を使用し工場の組織を有するものに限る

(111) 發電所、變電所、蓄電所及開閉所は遞信省電氣工作物規定の用語によるものなるや、「ラヂオ」の蓄電所は充電のみにて放電を行はさるにより除外すへきものなりや

答　發電所、變電所、蓄電所及開閉所は遞信省電氣工作物規定の用語に依る但工場法の適用あるは其の場所に於て常時職工を使用するものに限る、「ラヂオ」用電池の充電所には工場法の適用なし

(112) 施行令第三條第四十二號電氣業の變電所、開閉所等の中には各地に散在し一ヶ所に使用する職工極めて小數にして事務員を使用せす扶助、雇入及解雇、賃金支拂等は凡て是等を管轄する事務所に於て爲すを通例とするもの多し斯かる場合に於ては扶助規則の屆出、工場管理人の選任、死傷報告、災害報告等は各工場毎に爲すことなく管轄事務所に於て取纏め保管する事を妨けす

答　同一廳府縣管轄區域内に在る場合には便宜上各工場に關する職工名簿扶助に關する書類等を共同事務所に於て取纏め保管する事を妨けす

工場管理人の選任及死傷報告、災害報告、扶助屆出等は各工場毎に爲すことを要するも手續を一括することを妨けす

(113) 左に揭くる業務を營む工場は工場法施行令第三條中の金屬の乾燥研磨を營むものと看做すへきや

(一) 單に鍛冶のみを營むものか併せて其の製品を鑢其他の器具にて削磨するもの

(二) 仕上鐵工を營むものか旋盤等の機械にて防熱劑(水、石鹼水、油等)を用ゐす鑄鐵の如きものを仕上くる場合又は金剛砂砥石にて刃物其他の金屬を削磨するもの

答　(一) 主さして鍛冶業を營むものか其の工程の一部として鑢其他の器具にて削磨する場合は工場法施行令第三條中に所謂金屬の乾燥研磨の事業に包含せす

(二) 仕上鐵工を營むものか研磨機等の機械にて防熱劑(水、石鹼水、油等)を用ゐす鑄鐵の如きものを仕上け或は金剛砂砥石にて刃物其他の金屬を削磨するか如き事業は工場法施行令第三條中に所謂金屬の乾燥研磨の事業に包含す

旋盤にて切削に依り仕上げを爲すものに付ては防熱劑を用ゐさる場合と雖金屬の乾燥研磨の作業に包含せす　(同上　大正五、一〇、二五　商局第一二二五號)

金屬又は貝殼の乾燥研磨

(114) 貝釦製造業中貝殻を足踏機械にて釦大に切り抜く業務又は俗に「ボールバン」と稱する機械を用ゐて單に釦の縁拔のみを爲す業務は工場法施行令第三條中の貝殻の乾燥研磨に包含するや

答　何れも包含せず（大正五、一二、七　商局第一三九三號）（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

(115) 研磨機を使用せざる金銀細工業務は乾燥研磨の業務と認めざるや

答　然り（大正六、三、一三　商局第二七五號）

(116) 金剛砂を以て造りたる研磨機を動力を以て運轉するに防熱劑を使用せずして挽材用鋸機の目立を爲すものあり金屬の乾燥研磨に該當するものと認め得へきや

答　該當せず（大正八、一二、五　商第三三八號）

(117) 獸骨を蒸罐に入れ揮發油を注入し獸骨を洗滌し四十磅の壓力を以て蒸氣汽罐より蒸氣を通して蒸上け之を日光にて乾燥し臼に入れ電動力を以て粉末となし蒸製骨粉を仕上くるものあり骨の乾燥研磨中に包含するや

答　包含せず（大正七、一二、一九　商第二三七三六號）

(118) 自轉車の機械器具を電氣に依り「ニツケル」鍍金する場合に於て鍛鑄物磨き臺を用ひ電動力を以て金物を磨く事業は金屬の乾燥研磨中に包含するや

答　鍍金工場に於て研磨機、金剛砂、砥石等にて防熱劑を用ゐす鑄鐵其の他の金屬を仕上げ又は削磨するか如き事業は工場法施行令第三條中に所謂金屬の乾燥研磨の事業に包含す（大正八、五、九　商第七七三七號）

(119) 令第三條第四十七號中「鑛石」とある「鑛物、岩石」の意なりや

答　見解の通

(120) 「ベルベツト」製造に關し製織後表面の緯糸を切斷する作業竝「ベルベツチン」の製造に關し製織後表面の經糸を切斷して製織の際緯に織込みたる銅線を除去すると共に「毛切り」と稱する作業は織物の起毛中に包含するや

答　包含せず（大正七、七、五　商第一二六七三號）

(121) 令第三條第五十四號製綿には木を原料とする「パンヤ」又は屑繭屑絲を原料とする絹綿（眞綿に非す）の製造をも含むや

答　見解の通り

(122) 木材を原料とし長さ一尺二寸乃至一尺五寸に挽き更に之を立割たる後機械力に依り極めて細き紐樣のものと爲す其の製品を木綿と稱す該事業は工場法施行令第三條第十九號（第五四號）に包含せざるものとして取扱可然哉

答　見解の通り（大正八、三、一三　商第二五二六號）

(123) 松樹の根株を長さ約二尺に切斷し細割して竈中に裝置しある釜中に詰込み蓋を被ひ尚外部より土を以て之を密閉し竈の焚口より木炭又は薪を焚き釜を熱すれは釜中の松材は蒸燒となり含有の樹脂は蒸發氣と共に釜底中央の排泄口より流出す之を冷却凝結せしめ「テーム」油及木醋を採收するの業務は工場法施行令第三條各號の何れかに該當せさるや

答　該當せず（大正八、五、九　商第七七三七號）

第二章　職工又は其の遺族の扶助

第四條　職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ

受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

業務上の疾病

(124) 前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

業務上の疾病の種類如何

答　左記各號に該當するものは之を業務上の疾病として取扱ふ可し（大正五、八、九　商第五八八七號）

(一)　砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、鉛、鉛化合物、チアン化合物、燐、燐化合物、チアン水素酸、チアン化合物其の他毒性又は劇性料品を取扱ふ業務に於ける其の中毒諸症及業務の過程に於て發生したる毒性又は劇性物質に因る中毒諸症

(二)　業務上使用する鑛酸、苛性アルカリー、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クロール化合物、テール其の他腐蝕性又は劇戟性料品に因る腐蝕又は潰瘍

(三)　生絲工の手指蜂窩織炎、研磨工の水疹及業務上使用する「テール」、「セメント」、チアン化合物等に因る皮膚潰瘍

(四)　業務に因る筋の强直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脫腸

(五)　高熱物體の取扱、刺戟性瓦斯又は異物に因る結膜炎其の他の眼病

(六)　濕疹、獸毛、革皮及其他古物を取扱ふ業務に因る丹毒、炭疽、ペスト、痘瘡

(七)　前各號列記以外の疾病にして業務上の疾病と認めらるるもの

(125) (一)　工場内の職工又は賄方及人夫等に法定傳染病患者若は病源保菌者あり之か爲飮食物は勿論其の他業務に使用する材料又は設備を介し若は業務上連〳〵へからさる接觸等の原因に依り他の職工か同種病毒に感染したる場合に於ては之を業務上の疾病と看做すへきや

(二)　前項若し之を業務上の疾病と看做すときは他の慢性傳染病にして感染の徑路前項と同一にして且明に之を立證し得る場合は同し〳〵之を業務上の疾病と解すへきや

答　工場内に於て傳染病（法定の傳染病たると否とを問はす）に感染したる職工を業務上の疾病に罹りたるものと認むへきやに付ては當該職工か工場内に於ける業務として傳染病毒に感染したる材料を取扱ふ場合其の他作業が直接に傳染の原因たること明なる場合は之を業務上の疾病と認むへきも之か決定を爲すには其の實際の情況に依り具體的事實を精査して判斷すへきものにして(二)亦之に準す（大正五、一〇、二五　商局第二二二五號）

出張就業の場合に於ける扶助義務

(126) 甲工場に於て管轄外の某地の乙工場より汽罐の注文を受け之を製作したり依て工業主は職工を引率して乙工場に赴き右汽罐の組立中なりしか其の職工の一人鐵板の「カヱリ」を伸ふる爲「ハンマ」を使用中之を打損したる爲「ハンマ」の破損にて左眼を負傷したり斯の如き出張就業の場合に於ても甲工業主は尙扶助義務を負ふへきものなりや

答　職工の扶助に關する工場法第十五條の規定中「業務上」とは、職工が工業主の指揮監督の下に勞務を遂行する爲」の義と解すへく而して其の字義に就き法第一條との關係上或は工場内の事故にのみ適用あるか如き疑なきに非さるも第一條の規定は工場法の施行の範圍を場所的に制限する趣旨に非すして工場法に依り制限を受くる工場換言すれは工場法の制限を受くる工業主及之に依り利益を受くる工場の範圍を定めたる者に過きさるものなるを以て工場法第十五條の所謂「業務上」とは敢て當該工場區劃内に生したることを必要とせさるを以て苟も工場法の適用を受くる工場の職工の爲す仕事か工業主の指揮監督の下に爲すへき義務に關する限り工場の内たると外たるとを問はさるなり本件に於て職工か汽罐の取附作業に從事せるは其の工業主の指揮命令に基くものなるを以て之れに因りて生したる負傷は法第十五條に謂ふ「業務上負傷し」に該當し從て甲工業主は其の扶助義務を負ふへき者とす（大正一三、一二、四　社發一部第一二六號）

扶助請求權の拋棄

(127) 現實に發生せる扶助債權は一種の私權なるを以て權利者に於て之を拋棄するは其の自由にして何等差支なきも災害發生後に於て將來に對する扶助（負傷未治解雇の際其の後の扶助）を拋棄するの契約をなすは扶助請求の權利を豫

め抛棄すへき契約に屬し當然其の効力を有せさるものとして取扱ひ差支なきや

答　見解の通り（大正一一、七、一四　工第二五五二號）

(128) 燐製造工場の職工にして入場當時既に齲齒を有せしか其の後齲齒の數增加し終に下顎骨々膜炎及下顎骨壞疽等の燐中毒症を來せりかかる場合業務に基因する疾病として取扱ふへきや

答　然り（大正七、一〇、四　商第一九三八五號）

(129) 請負業者か工場擴張工事を請負ひたるため其の使用する職工及人夫か當該作業場にて其の作業に從事中負傷したる場合各の扶助義務は請負業者か工場に於て規定せる扶助規則に依り扶助すへきものなりや

又當該工場主か自己の使役する職工として扶助すへきものなりや

答　工業主に於て扶助する義務なく又請負業者は何等當該工場に規定する扶助規則に羈束せらるることなし（大正一一、一〇、一三　商局第一八八一號）

(130) 工場法施行前業務上の疾病に罹り同法施行後引續き工場に出勤し居る者に對しても工場法施行令第二章の扶助を爲すへきものなるや

答　工場法施行前業務上の疾病に罹たる者には扶助の義務なし然れとも工場法施行後未治癒の者を引續き使用せる場合は扶助の義務あり（大正六、一、三一　商局第一〇七號）

(131) 工業主か自ら保險契約者となりて保險料を支拂ひ職工を被保險者として傷害保險契約を爲したる場合に於て職工か負傷し之に對し保險會社か保險金額を支拂ひたるときは工業主は工場法に依り職工又は遺族に支拂ふ療養費又は扶助金額より右傷害保險金を控除することを得るや

答　保險會社より職工に支拂ふ保險金は工場法第十五條に依る扶助金に非す又民法上の損害賠償にも非さるを以て扶助金額より右金額を控除することを得さるものと認む（大正五、九、一五　商局第一〇六六號）

(132) 工業主か工場法に依り職工の扶助を爲すか爲蒙る損害（即ち扶助金を支出）を塡補せむかため之れを目的として一般損害保險の如く工業主自ら被保險者となり職工の身體に普通傷害保險の團體契約を爲し團體員か負傷したるときは工業主か支拂ひたる扶助金額を限り保險會社より保險金額の支拂を受くる傷害保險契約を爲すも差支なきや

(133) 答　質問の如き保險契約は傷害保險契約と認め難し（同　上）

職工を被保險者として工業主を契約者及保險金受領者とし傷害保險又は生命保險に加入せる場合職工の負傷又は死亡に因り工業主か受領したる保險金を以て障害扶助料又は遺族扶助料に供し得るや

答　工業主は保險金を以て扶助料に充當することを得へし但し保險金額か扶助料金額より小額なるときは工場主は其の不足額を負擔すへく保險金の支拂遲延する場合に於ては工場法に基き遲滯なく自ら扶助料の支拂を爲すことを要す

(134) 試の雇傭期間中の職工は工場法に所謂職工ならさるや否や、若し職工ならすとせは工業主に於て扶助の義務なきことゝなるも苟も工場内に在りて工場の目的とする作業の本體たる業務に從事し負傷し又は疾病に罹りたる場合は當然工業主に於て扶助の義務あるものと認め差支なきや

(135) 答　試の雇傭期間中の職工も工場法上所謂職工にして工業主に於て扶助の義務あり

臨時職工

健康保險法第十三條に依れは臨時に使用せらるる者にして勅令を以て指定するものは之を被保險者とせさるる規定なるも工場法に於ては工業主の扶助義務は臨時職工と否とを問はす廣く一切の職工に及ふ義に有之候處勳もすれは誤解を爲し臨時に雇傭する職工又は試期間中の職工に對しては扶助を爲ささるもの往々有之趣に付右等の職工と雖も總て扶助を要するものなることを明にし嚴重監督相成樣特に御留意相成度

追而請負人の介在する職工に付ては大正五年十一月七日商局第一二七四號通牒（本例規三四）の通職工として取扱ふへきものに付爲念申添候

第五條　職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

休日と休業扶助料

(136)　職工業務上の外傷に因り關節炎を起し治療中なるも醫師は將來治癒の見込なしと診斷す此の場合扶助に關し、（一）は現今の醫學上治療の方法なく且つ將來治癒の見込なしと診斷したるときは之を治癒に準して考察し其の程度に應する障害扶助料を支給すへしとし、（二）は滿三年に達する迄の休業扶助料と打切扶助料とを支給すへしとの二說あり何れを採るへきや

答　右は障害扶助料を支給すへき場合と異り假令治癒の見込なき場合に於ても工業主は之か療養に關し最善の措置を施すの義務あり療養給付又は療養費を支給すへく且つ當該疾病の爲め休業したるときは休業扶助料を支給すへきものにして三年を經過したるとき打切扶助料を支給し以後扶助義務を免れ得るものに有之尙右の打切扶助料の取扱に關しては本年九月二十三日附發勞第一〇五號通牒問七（本例規一四六）に對する答に準し處理相成可然

(137)　工場法施行令第五條に「職工負傷し又は疾病に罹りたるとき」とあるは業務上の負傷又は疾病に限るや又は業務に基かさる場合をも包含するや

答　業務上負傷し又は疾病に罹りたる場合に限る

第六條　職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

(138)　工場法施行令第六條の休業扶助料は工場に於て休日には賃金を支給せさる定ある場合に於ては療養中其の休日には相當する分に限り之を支給せさるも可なるや

答　休日と雖支給すへきものとす（大正六、一、一、三一、商局第一〇七號）

第七條　職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

一　終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ　　賃金五百四十日分以上

二　終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ又ハ女子　　賃金三百六十日分以上

三　從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ　　賃金百八十日分以上

四　身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ　　賃金四十日分以上

(139)　身體障害の程度に關する件

工場法施行令第七條（及鑛夫勞役扶助規則第二十條）の身體障害の程度に關しては法規の規定か極めて抽象的なるため何れに屬するや決定困難なること多く別に身體各部の障害につき具體的標準を定むるもの少からす而して有標準は區々に流れ近時有障害程度に關して紛議も尠からさるやに被存候に就ては身體障害程度に關しては今後大體左記標準に依ることゝ致度此段依命及通牒候尤も本解釋に依りて法令の規定を變更するものに非さるを以て法令の規定に依りて明白なる場合に於ては法令の規定に依るものに有之爲念申添候

工場法施行令第七條（及鑛夫勞役扶助第二十條）の身體障害の程度に關する標準

第一號

一　兩眼を亡失若は失明し又は兩眼の視力〇・〇一以下に減したる者

二　兩眼の視力〇・〇四以下に減したる者

三　一眼を亡失若は失明し、他眼視力〇・四以下に減したる者

四　一眼を亡失若は失明し又は視力〇・〇四以下に減したる者　三　號
五　兩眼の視力〇・〇五乃至〇・四に減したる者　四　號
六　前號に該當し眼鏡を以て補正し得る者　四　號
七　一眼の視力〇・〇五乃至〇・六に減したる者　三　號
八　兩眼に半盲症を貽す者又は視野の狹小を貽す者　四　號
九　一眼に半盲症を貽す者又は視野の狹小を貽す者　三　號
一〇　兩眼の眼瞼を缺損したる者　四　號（女子に在りては　三號）
一一　一眼の眼瞼を缺損したる者　四　號（女子に在りては　三號）

三　一眼又は兩眼に睫毛禿を貽す者　四　號

一二　一眼又は兩眼の眼球又は眼瞼に運動障碍を貽す者　三　號
一三　一眼又は兩眼に調節機能障碍を貽す者　四　號
一四　九、十一、十三及十四に該當する者にして障害特に甚しく從來の勞務に服することを能はざる者　三　號

第二　耳

一　兩耳を全く聾し又は兩耳の聽力が耳殼に接せざれば大聲を解し得ざるに至りたる者　二　號
二　一耳を聾したる者　三　號
三　兩耳の聽力が四十センチメートルにては尋常の話聲を解し得ざるに至りたる者　三　號
四　一耳の聽力が一メートル以上にては尋常の話聲を解し得ざるに至りたる者　四　號
五　片側の耳殼の全部又は一部を缺損したる者　四　號（女子に在りては　三號）

第三　鼻

一　鼻の全部又は大部分を缺損したる者　三　號
二　鼻の機能を失ひたる者　三　號
三　鼻の一部を缺損したる者　四　號（女子に在りては　三號）

第四　口

一　咀嚼及言語の機能を廢したる者　一　號
二　咀嚼又は言語の機能を廢したる者　二　號
三　咀嚼及言語の機能に著しき障碍を貽す者　二　號
四　咀嚼又は言語の機能に著しき障碍を貽す者　三　號
五　咀嚼又は言語の機能に障碍を貽し前號より輕き者（但し義齒を以て補足し機能に妨げなきものを除く）　四　號

第五　精神及神經

一　精神又は神經系統に著しき障碍を貽し常に介護を要する者　一　號
二　精神に障碍を來したる者　二　號

三　神經系統の機能に著しき障碍を貽し終身勞務に服すること能はざるに至りたる者　二號
四　神經系統の機能に障碍を貽し從來の勞務に服すること能はざる者　三號
五　神經系統の機能障碍又は神經症狀を貽すも從來の勞務に服し得る者　四號
第六　頭、顏及軀幹
一　頭蓋骨又は顏面骨の一部を缺損したる者　三號
二　頭、顏面又は頸部に醜痕を貽す者　四號
三　脊柱に著しき畸形を貽す者　三號
四　脊柱に畸形を貽すも前號より輕き者　四號
五　前各號以外の骨に畸形を貽し又は缺損したる者　四號
六　頸又は腰に著しき運動障碍を貽す者　三號
七　頸又は腰に運動障碍を貽すも從來の勞務に支障なき者　四號
第七　胸腹部臟器
一　胸腹部臟器の機能に著しき障碍を貽し常に介護を要する者　一號
二　胸腹部臟器の機能に著しき障碍を貽し終身勞務に服すること能はざる者　二號
三　胸腹部臟器の機能に著しき障碍を貽し從來の勞務に服すること能はざる者　三號
四　胸腹部臟器の機能に障碍を貽すも從來の勞務に服し得る者　四號
第八　上　肢（女子に在りては　三號）
一　兩上肢の腕關節以上を失したる者又は十指の全部を失ひたる者　一號
二　一上肢の腕關節以上を失ひたる者又は一手の指全部を失ひたる者　二號
三　兩上肢の用を全廢したる者　一號
四　一上肢の用を全廢したる者　二號
五　一上肢の肩胛關節、肘關節又は腕關節に著しき運動障碍を貽す者　三號
六　一上肢の關節に運動障碍を貽すも其の程度輕く從來の勞務に服し得る者　四號
七　一手の拇指、示指又は二指以上を失ひ其の缺損が末節以上に達する者　三號
八　一手の拇指、示指又は二指以上に著しき運動障碍を貽し從來の勞務に服することを能はざる者　四號
九　一手の拇指及示指以外の一指以上の運動に著しき障碍を貽す者　三號
十　一指の骨の一部を失ひたる者　四號
第九　下　肢
一　兩下肢の足關節以上を失ひたる者　一號
二　一下肢の足關節以上を失ひたる者　二號
三　兩下肢の用を全廢したる者　一號
四　一下肢の用を全廢したる者　二號
五　股關節、膝關節、足關節に著しき運動障碍を貽す者　三號
六　一下肢の關節に運動の障碍を貽すも其の程度輕く從來の勞務に支障なきもの　四號
七　一足を跗骨より蹠骨に至る間にて失ひたる者又は第一趾若は第二趾の全

部を失ひたる者　三號
八　第一趾若は第二趾の骨の一部を失ひ又は他の一趾以上を失ひたる者　四號
九　一足の第一趾又は第二趾に著しき運動障碍を貽す者　四號
第十　皮膚
一　土肢又は下肢の露出部に於て半掌面大以上の醜痕を貽す者　四號
二　前號以外の皮膚に掌面大以上の廣汎なる瘢痕を貽す者　四號
第十一　泌尿・生殖器
一　睾丸を失ひたる者　三號
二　泌尿生殖器の機能障碍を貽す者　三號
第十二　併合の場合
以上列擧したる障碍の二以上を併合するものに付ては併合により著しく身體障害を大ならしむる場合に於ては重き障碍に相當するものに更に一號を繰上く

(140)

職工業務上の傷害に因り一眼を失明せるもの數名あり負傷程度に關し工場法施行令第七條第二號に依るへきものなりや將又同條第三號に依り扶助すへきものなりや固より勞務の種類に依りては一眼を失ひたるものと雖も引續き從來の勞務に服し得る場合あるへし然れ共苟も五官機能中最重要なる視力半滅せる結果生理上殘存せる一眼に影響を及ほす虞あるのみならす他面鐵道省の共濟規定等を參酌するに工場法施行令第七條二號以上を適用し居るを以て本件は單に從來の勞務に服し居るの事實のみに依り之を同條三號に遞下すへき筋合のものに非すと解し差支なきや又「一眼三分の一米突の近距離に於て指數を辨識し能はさるもの」に對し之を前述の一眼失明と同一程度に取扱ひ差支なきや

答　各官廳に於ける共濟規定を參照するに三等とするもの又は四等となすもの多く何れも工場法施行令第七條第三號に該當するものとして取扱可然

第八條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ
第九條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日分（其ノ金額二十圓ニ滿チサルトキハ二十圓）以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ
第十條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス
配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス
第十一條　前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル
一　職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
二　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
三　直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス
四　前二號ニ揭ケタル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス
第十二條　第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ揭クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ揭クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ
一　職工ノ家督相續人又ハ戸主
二　職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
三　職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

(141)

工場法施行令第十二條の遺言は法定の形式を具備するを要するや

答　然り（大正六、二、一三　商第一三七三六號）

(142) 遺族扶助料を受くへき者の中に内縁の妻は含まれさるや含まるるとせは其の順位如何

答　令第十二條第三號は内縁の妻を含むものとす其の順位は令第十二條各號に列擧せるものの中より工業主に於て選定し得るものなり但し職工の豫告又は遺言に依り遺族扶助料を受取るへき者の指定ありたるときは之に從ふ（同條各號規定の順序は遺族扶助料を受取るへき者の順位を定めたるものに非す）

第十三條　第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月　回以上之ヲ支給スヘシ障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滯ナク、之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二　職工健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

(143) 扶助と健康保險との調和に關する件（大正一五、九、一五、發勞第一〇一號）

工場法又は鑛夫勞役扶助規則に基く扶助規則中に賃金の百分の六十を超ゆる休業扶助料又は賃金二十日分若は二十日を超ゆる葬祭料を支給すへき旨を規定せるもの多數有之勞働者保護上適切なる施設と存候然るに右扶助義務は工場法施行令第十三條の二又は鑛夫勞役扶助規則第二十六條の二の規定に依り勞働者健康保險法に依り傷病手當金を受くへきときは其の期間中休業扶助料の支給義務を免せられ埋葬料を受くへきときは葬祭料の支給義務を免せらるることゝ相成健康保險の給付を受くるか爲勞働者は却て其の受くへき利益を失ひ且つ健康保險の被保險者たる者と然らさる者の間に不均衡を生する虞有之候に就ては扶助規則に上記の如き規定を有する事業主に對しては扶助規則中に左記主旨の一條を挿入し産業の機性者に對する保護の精神を貫徹する樣貴官に於て御勸奬相成度

扶助規則第　條　本則に依り休業扶助料を受くへき職工（鑛夫）健康保險法（第四十八條第一項第二號の規定を除く）に依る傷病手當金を受くへき場合に於て本則の休業扶助料と傷病手當金との差額を支給す埋葬料を受くへきとき葬祭料の支給に付亦同し

（以上地方長官及鑛山監督局長宛）

(144) 再扶助と扶助期間の計算

工場法施行令第五條又は第六條に依り扶助を受くる職工歸鄉するときは同第二十七條に依り歸鄉旅費を受くるも健康保險法の被保險者として同法に依り療養を受くる場合に於ては健康保險法施行令第七十四條に依り移送料として歸鄉旅費を受くる場合あるも歸鄉旅費を受けさる場合も尠からさるやに被存候に付ては其の傷病か少くとも業務上に起因するときは歸鄉旅費を支給する樣扶助規則又は就業規則中に記入せしむる等貴官に於て適宜御勸奬相成度

（以上地方長官宛）

第十四條　第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

(144) 工場法施行令第十五條第一號但書に依り解雇後一年を經過したる者再扶助を受けたる場合同令第十四條に所謂療養開始後三年云々の起算は最初の療養開始の時よりすへきや又は新に療養を開始せし時よりすへきや若し最初の療養開始の時よりすとせは實際療養を施さゝりし一年（解雇後の經過期間）は之を除外して計算すへきや

答　最初の療養開始の時より起算す後段に付ては事實療養を施さゝりし一年を通算す（大正六、二、一三　商第一三七三六號）

(145) 工場法施行令第十四條の賃金は何時の賃金なりや

答　令第十六條の規定に依る即健康保險の被保險者に在りては扶助の打切當時に於ける其者の標準報酬日額に依り其の他の場合に於ては第十六條第一項第二號の規定又は同條末項の規定に依る

(146) 工業主か工場法施行令第十四條の扶助を爲すに當り療養開始後三年を經過せさるも被扶助者たる職工の希望あるに於ては工業主は同條の規定に基き打切扶助料を支給し以後同令第二章の扶助を爲さゝることを得るものと解し取扱支障なきや

事　例

某工場に於て一職工出荷係として就業中足部及腰部に打撲傷を受け同工場の扶助規則に基き治療を受くること七ケ月餘なるも傷は其の性質上大なる治療を要せさると雖も全癒迄には相當長日月を要すへく然るに本人には妻子四人の扶養を要する家族ありて工場より受くる休業扶助料にては其の日の生活を爲し能はす仍て該職工は工業主に對し事情を具陳し此の際打切扶助料の給與を受け之を資本として小商業にても營み其の生計を支へむとするものなり

答　工場法施行令第十四條に依り打切扶助料を支給し以後扶助を爲さゝる爲には職工療養開始後三年を經過するを要するものなるも職工の利益の爲扶助料の前拂を爲すことを禁止するものに非す唯此の場合に於ても療養開始後三年間に於て必要となるへき療養費及休業扶助料を支給する義務は之を免れさるものとす尚右の場合に於て療養開始後三年に至る迄の休業扶助料額を豫め支給することを妨けさる次第なるも療養又は療養費に付ては事情に依り變化を生し易きを以て豫め一定額を支給して打切ることを得さるものなり

第十五條　工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一　職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保健法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二　扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條　扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一　職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二　職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前（賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前）三月間（雇入後三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一　業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間

二　産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間

三　試ノ雇傭期間

四　工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セラルル手當ニシテ内務大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

(147) 令第十六條第一項第一號の健康保險法に依る被保險者たる場合算出すへき賃金は七月一日健康保險法施行と同時に該標準報酬日額に依り算出すへきや將又被保險者たる資格を生したるとき即ち十一月一日より該標準報酬日額に據るへきや

答　令第十六條第一項第一號の適用は健康保險給付開始の大正十六年一月一日以降と承知ありたし

(148) 令第十六條第一項第二號に依り賃金の計算を爲す場合に於て左の事案は何れを採るへきや
某六月二十日に甲會社に雇はれたるか同社は毎月二十五日を以て賃金締切日と爲せり某は六月三十日に業務上の負傷を爲したり此の場合賃金締切日あるを以て六月二十五日に締切りたる賃金を其の期間の日數を以て除したる金額と解し差支なきや將又雇入後三月に滿ちさるに付六月二十日より三十日に至る期間に於ける賃金總額を其の日數を以て除したる金額と解すへきや

答　雇入後賃金締切日迄の期間に於ける賃金總額を其の日數を以て除したる金額とす

(149) 工場法施行令第十六條第一項第二號の規定する「三月間」の意義は當然曆に依り計算すへきものと認めらるるも尚規定との關係上或は一月を三十日として計算せしむる義なりや

答　曆に依る月にして例之二月二十五日より五月二十四日迄を三月と指稱す

(150) 令第十六條第二項第四號に工業主の都合に依り職工臨時に休業したる期間とあるも本號の休業は全休は勿論、全休にも非す全就業にも非さる場合をも含むものなるや

例之二時間就業せしめ賃金半日分を支給することあり此の場合職工の利益の爲之を本號に包含せしめ賃金算定の期間及賃金の總額より之を控除し差支なきや

答　本條に休業とは全休を謂ふ

(151) 工場法施行令第十六條第二項の場合に於て控除日數を七日なりと假定せは前項の三ヶ月の日數九十日なりし場合夫より七日を控除(此の間受けたる賃金をも控除)して八十三日を以て除したる金額を標準賃金とすへしとの義なりや

答　見解の通

(152) 令第十六條第二項四號の「工業主の都合に依り」とは如何なる意義なりや

答　「工業主の都合に依り」とは例へは工業主か市場の景氣、設備の關係其の他業務上又は經營上等の事由に依り自ら休業する場合を指すものにして大體に於て天災、不可抗力又は職工の都合に依り休業する場合に非さるの意なり

(153) 石灰製造工場に於て(甲)は燒師(乙)と稱する者と契約して之に一二の石灰竈を擔當せしめ石灰石竝石炭を給し石灰の出來高に應し之に對し一定の率を以て報酬を支拂ひ乙は自ら主として石燒作業に從事すると共に家族(內)他人(丁)をして作業に從事せしめ其の丁に對しては乙より日給を支拂ひ居れり工場法適用上左の通之を取扱ひ差支なきや

扶助料及葬祭料算出の標準とすへき賃金は丁に就ては右乙ー丁間の契約に基き受くる賃金額、乙、丙に就ては乙か甲より受けたる額より丁に與へたる分を控除したる額を慣習に從ひ均分若は適當に按分して算出したる額に據ること

答　見解の通取扱差支なし

第十七條　前條第一項第二號の規定に依り賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ常時支給スルトキハ其ノ價額ハ賃金中ニ之ヲ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

(154) 令第十七條の「其の他の給與」とは如何

答　衣服等の實物給與なり

(155) 生絲工場に於て食費を徵することなくして食事を支給する場合に食事の價格は令第十七條に依り扶助料算出の標準たる賃金中に加算すへきや

答　見解の通り

(156) 令第十七條食事其の他の給與中には食費として實費以下の金額を徵する場合に其の差額を含むものとし之を扶助料算定の標準賃金中に加算すへきや

診察醫師指定

答　見解の通り

(157) 令第十七條の「食事」の場合に於て其の價格を評價するに當り全職工の一ヶ月の平均に依り之を定め而して食費の範圍は食事費用と一般工場費との區別至難なる場合に於ては直接所要の材料（米肉、野菜等）費のみを食費として算入するも支障なきや

答　支障なし

第十八條　地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ揭クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條　工業主ハ遲滯ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ扶助規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

(158) 工場法施行令第十九條に依り工業主か作成すへき扶助規則中左記の意味を規定するも差支なきや

工業主は職工か負傷したるとき之か療養及扶助を爲すか爲に職工を被保險者とし自ら保險契約者となりて保險料を支拂ひ保險會社と傷害保險契約を爲すことを得此の場合に於て被保險者たる職工か負傷し保險金額の支拂ひを受けたるときは工業主は其の職工又は遺族に支給すへき扶助金額より右保險金額を控除することを得

答　質問の如き趣意を扶助規則中に規定することを得す（大正五、九、一五商局第一〇六六號）

(159) 扶助規則中に職工か扶助を請求する場合には工場醫又は工業主の指定したる醫師の診斷を要する旨を規定し差支なきや

答　差支なし（大正五、一一、一六商第一四七三五號）

職工の範圍

(160) 工業主の規定する扶助規則中「本則に依り扶助を受くる者正當の理由なくして療養に關する指揮に從はさる場合に於ては休業扶助料の一部を支給せさることあるへし」との規定を設けて之を屆出つる者あり右の如き免責規定は法令の規定を待て之を爲し得へきものに有之之を變更せしむへき義と被存も健康保險法第六十三條との均衡上多少疑義有之

答　右の如き規定を設くるは現行法規の解釋上容認し難きも工場法施行令第十三條の二の規定に依り扶助を受くる職工重大なる過失に因り負傷又は疾病か重きを加へたる場合には地方長官の認定を受け休業扶助料又は障害扶助料を支給せさるは差支なし

第二十條　官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

(161) 官立工場の意義如何

答　官立工場とは官制上一定の工業的作業を行ふ所は勿論官廳が便宜の爲に其の構内に設置したる印刷所等の作業場をも包含す（大正五、一一、一八商局第一三三七號）

(162) 工場法施行令第二十條の別に定むる規定とは海軍にありては海軍共濟組合規則工務規則（業務傷病者に休業中實錢十分の八を給することを規定す）及海軍給與令（業務傷病の治療費は官費支辨）等を意味するものなりや

答　然り

第三章　職工雇入、解雇及周旋

第二十一條　工業主ハ遲滯ナク職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ル

(163) 工場の目的作業に關係ある作業（荷造、包裝、運搬、工場掃除）を爲す所謂補助職工は本職工と異り就業者の移

動頗る頻繁なるも苟も職工と認むる以上は雇入解雇の事實ある毎に一々職工名簿に記載を要するや

答　見解の通り（大正五、九、二六　商第一二六二六號）

第二十二條　職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

賃金の前拂

(164)　數箇月分又は數箇年分の賃金を一時に前拂又は假拂することを得るや

答　工場法施行令第二十二條は工業主か不當に賃金支拂義務の履行を遷延することを防くの趣旨なれは賃金の前拂又は假拂を爲すことを妨くるものに非す（大正六、一、一二　商局第二一號）

一月の意義

(165)　毎月一回以上支拂ふへき賃金は少くとも一箇月分たるを要するや二十五日又は二十七日分たることを得さるや尚毎月とあるは暦に依る月を指すものなりや

答　二回以上の支拂期日を定めたるときは一月分なることを要せさるは勿論其の他支拂期日の變更期日前の支拂等正當の理由あるときは假令支拂は毎月一回なりとするも其の金額は必すしも一月分たることを要せす。毎月の月は暦に依る（同上）

賃金との相殺

(166)　職工に對し賃金の支拂を爲すに當り豫め契約に基き左記の金額を控除することを得へきや

（イ）食料

（ロ）家賃（例へは工業主に於て職工に住宅を貸與する場合に於て其の家賃）

（ハ）米炭等の給與品代

（ニ）旅費支度金等の前貸金の月賦額

（ホ）職工か他人に對し賃金を支拂ふへき場合其の他人に對する支拂を工業主に委託したるときは其の金額（例へは工業主か職工の合宿料を宿主に支拂ふことを委託せられたる場合）

答　賃金の支拂に關し豫め契約を以て定めたるときは掲記の場合に於て賃金中より當該金額を控除して支拂を爲すことを得るや否やに付ては工場法規は民法の規定以外に於て何等別段の事項を定めたるものに非す（大正六、一、一二　商局第二一號）

(167)　工業主か職工を簡易生命保險に加入せしめ其の保險證を工業主に於て保管し賃金中より保險料金を拂込み其の殘部を職工に支拂ふは工場法施行令第二十二條に牴觸することなきや若し牴觸するとせは同令第二十四條但書に依り許可すへきものなりや

答　前號の答に依るへし（大正六、一、二一　商局第一〇七號）

(168)　職工の加入せる簡易生命保險料の拂込を貯金認可に準し取扱可然被存候得共保險と貯金とは其の性質を異にするを以て疑義あり

答　豫め契約に基き工業主か職工の加入せる簡易生命保險の保險料を拂込み之を賃金中より控除するは工場法施行令第二十四條の規定に依り許可を受くることを要せす（大正六、九、二七　商第一四五一〇號）

(169)　賃金の支拂に際し其の一部を強制的に差引きて共濟組合費として拂込ましむるは工場法施行令第二十二條及第二十四條本文に依り一般的には禁止せられ令第二十四條但書第一號に依り許可を受けしむるものと解すへきや

答　本件の如きは工場法施行令第二十二條乃至第二十四條の規定に關する所に非す一般私法の原則に依り解決せらるへきものとす（大正一一、一〇、三〇　工局第一三五四號）

(170)　定額を支給すへき職工出勤後業務に因らさる疾病負傷其の他自己の都合に依り中途早退を爲せる場合に事實其の勤務せる時間割にて賃金を支給すへき契約を爲すも差支なきや

答　差支なし（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

第二十三條　工業主ハ職工ノ死亡者ハ解雇ノ場合又ハ内務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滯ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滯ナク之ヲ返還スヘシ

(171)　寄宿職工が歸鄉して其のまゝ歸場せず他人を介して入場當時の所持品の返還を求めたる場合に工業主は本人の直接取りに來るへき旨を以て引渡を拒絶し得るや

答　所持品の返還を求むる者が本人の法定理人又は本人より正當に授權せられたるものなるときは本人の直接に受取に來るへき旨を以て引渡を拒絶することを得ず

第二十四條　工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト

二　職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

(172)　職工に關する制裁の一方法として賃金の割引をなすは差支なきや

答　工場法施行令第二十四條に職工の雇入に關し工業主の受くへき違約金を定め若は損害賠償額を豫定する契約をなすことを得すとあるは職工の雇傭關係其のものに付規定したるものにして工業主か不當に職工の雇傭關係の繼續を强要せむとするを防くの趣意に外ならさるを以て斯の如き場合は差支なし　（大正五、一〇、一六、商局第一二八二號）

(173)　工場法施行令第二十四條中工業主の損害賠償額を豫定する契約を爲すことを得すとあるは單に職工を相手方とする契約のみを謂ふものなりや又は身元保證人を相手方とする場合をも包含するや

罰金制

契約の相手方

禁止の範圍

答　身元保證人を相手方とする場合をも包含す　（大正五、九、二六、商第一二六二號）

(174)　損害賠償豫定を爲すことを得すとあるも單に損害あるときは之を賠償すへき旨の契約は差支なきや

答　本條に依り禁止せらるるは損害賠償の金額を豫め確定する趣旨に非す　（大正五、九、二六、商第一二六二號）

(175)　積立金信認金は多くの場合に於て之を强制し所謂賃金中より控除して積立て工場法施行令第二十三條同法施行規則第二十條の場合にのみ拂戻を爲すか如き實例尠しとせす此等は總て貯金と看做し工場法施行令第二十四條第一號に依り許可を受けしむへきや

答　見解の通り　（大正六、一、一二、商局第二二號）

割增金の管理

(176)　工業主に於て奬勵法の一法として毎月賃金支拂の際各職工に對し其の收得高の百分の二に相當する割增金を給與し該金は工業主に於て之を保管し職工の請求に依り何時にても之を返還するも若し職工雇傭契約に違反し其の他職工の責に歸すへき事由に依り解雇せらるる場合には該金は之を沒收せさる旨雇傭の際契約を爲さむとするときは工業主は强め地方長官の許可を受くるを要すへきや

貯蓄管理の標準

答　地方長官の許可を受けしむることを要す　（大正七、三、二七、商局第四〇九號）

(177)　工場法施行令第二十四條及第二十五條の職工貯蓄金に關する規定の運用に付て大正十五年九月二十二日付を以て左記の通社會局勞働部長より地方長官に通牒せられた

記

一　强制貯蓄金を認むる場合に於ては貯蓄金の率は一般職工に就ては賃金の百分の五以下寄宿舍に在る女工に就て

は賃金の一割以下とすること
二　任意貯金に付ては豫め職工の申出たる一定の金額又は一定の割合に依ること、し金額又は割合に制限を設くるを要せざるも此の場合には職工の要求あるときは何時にても返還せしむること、すること
三　貯蓄金を工業主又は工場管理人に於て保管する場合には其の利率は強制貯蓄金に在りては七分以上任意貯蓄金に在りては六分以上とすること
四　現狀を急激に變更し難き事情ある場合には大正十六年より右に依り實行のこと

(178) 令第二十四條第二號中の工業主の給與とは工業主か貯蓄奬勵の爲貯蓄金として給付したるもののみと思料するも賃金以外に給與したる賞與金或は奬勵金等の一部若は全部を貯蓄したる場合にも夫れを工業主の給與と解し得へきや

答　後段の場合は令第二十四條第二號の工業主の給與に係る部分に該當せず

第二十五條　職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

(179) 工業主か職工に郵便貯金を爲さしめ其の通帳を工業主に於て保管し賃金中より郵便貯金をなし其の殘部を職工に支拂ふは工場法施行令第二十四條但書及第二十五條に依り許可及認可を受くへきものなりや

答　見解の通　（大正六、一、三一　商局第一〇七號）

(180) 工場法施行令第二十五條の規定に依り工業主より職工貯蓄金管理に關する認可申請ある場合之か助援上其の管理方法の確否に付審査し尚左記に準據し職工をして法令上認められたる自己の權利を充分に意識せしめ法の精神を徹底せしむること　（大正九、七、二二　工第三八八一號）

記

一　工業主をして管理規程を作製せしめ之に工場法施行令第二十三條同施行規則第二十條の規定の趣旨を明記せしむること
二　工業主か工場法施行令第二十四條第二號の許可を受けたるときは之を規程中に明記せしむること
三　管理規程は之を貯蓄職工に配布せしめ且工場内適當の場所に掲示すること

(181) 職工との契約に依り身元保證金として毎月賃金の百分の五宛を積立せしめ得る場合工場法施行令第二十五條に依り認可申請を爲さしむへきや

答　然り　（大正六、二、一三　商第一三七三六號）

第二十七條　未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若ハ第七條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸鄉スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸鄉スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

(182) 歸鄉旅費は應募地の如何を問はす本人の必要とする到著地迄の實費を支給する意義なるや

答　歸鄉旅費とは應募地の如何を問はす本人の到著地、父母、後見人、戸主其の他親族等の保護を受くる場合に於ては其の者の居住所迄の實費額を謂ふ　（大正六、一、一二　商局第二二號）

(183) 職工か同盟罷業をなしたる場合に工業主か其の者を解雇したる者とて歸鄉旅費を支給すへきや

答　同盟罷業を爲したる場合は歸鄉旅費を支給するに及はす　（大正六、一、三一　商局第一〇七號）

第二十七條ノ二　工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス

歸鄉旅費の意義
同盟罷業と歸鄉旅費
解雇豫告

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ掲クル期間ハ之ヲ算入セス

一　業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス

二　産前又ハ産後ノ女子內務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間

三　工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日（工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日）ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ賃金ニ、第十八條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(184) 甲工場ニ職工ノ過剩ヲ生シタルトキ乙工場ニ於テ之ヲ雇受ケンコトヲ其ノ場合甲工場ノ工業主ハ解雇ノ豫告ヲ爲シ又ハ解雇手當ヲ支給スル義務アリヤ

答　甲工場ト乙工場トカ同一工業主ニ屬スル場合ニハ職工名簿ノ記載方ニ付テハ解雇ニ準スヘキモ解雇手當等ノ關係ニ於テハ解雇ト見ルノ要ナシ甲工場ト乙工場トカ別ノ工業主ニ屬スル場合ニ於テハ職工中乙工場ニ於ケル就業ヲ承諾シタル者ニ對シテハ解雇ノ豫告ヲ爲シ又ハ解雇手當ヲ支給スル義務ナキモ之ヲ承諾セサル者ニ對シテハ豫告又ハ手當支給ノ義務アリ

(185) 職工無斷缺勤シ其ノ行方不明ナル場合工業主ハ之ヲ解雇セントスル此ノ場合ニ於ケル解雇ノ豫告ハ如何ニ爲スヘキヤ

答　揭示、其ノ他本人ニ對スル意思表示トシテ適當ナル方法ヲ採ルヲ以テ足ル

(186) 前貸金アル職工ヲ解雇スル際其ノ解雇手當ヲ前貸金ト相殺シタル場合ハ工場法違反トナルヤ

答　民法上ノ問題ハ別トシ直接工場法違反トナラス

(187) 解雇豫告後二週間經過前ニ負傷休業シタル場合工場法施行令第二十七條ノ二ニ依リ二ケ月間ハ解雇スルコトヲ得

サルモ二ケ月後更ニ十四日ノ豫告ヲ爲スヲ要スルヤ又ハ負傷日迄ノ豫告期間ヲ通算シ差支ナキヤ

答　後段見解ノ通リ通算シ差支ナシ

(188) 工場法施行令第二十七條ノ二豫告解雇ノ場合ニ初メヨリ五日ノ豫告ヲ爲シ且九日分ノ手當ヲ支給シテ解雇シ得ルヤ又始メ十四日ノ豫告ヲ爲シタル後五日經過シテ後九日分ノ手當ヲ支給シテ即時解雇シ得ルヤ

答　何レニテモ差支ナシ

(189) 令第二十七條ノ二第三號ノ期間中ニハ罷業ニ因ル工場閉鎖期間ヲ含ムヤ第十六條第二項第四號ノ期間中ニハ如何ナル場合モ同樣ナリ

答　罷業ヲ爲ス職工ニ關スル限リ其ノ罷業期間ハ令第二十七條ノ二第三號ノ期間中ニ包含セス第十六條第二項第四號ノ場合モ同樣ナリ

(190) 令第二十七條ノ二但書括弧內ニ「工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日」ト規定シアルカ本規定ハ試ノ雇傭期間ヲ原則トシテ十四日トシ二十一日迄ノ延長ヲ認メ夫レ以上ノ試ノ雇傭期間ハ可成認メサルモノト解シ可然哉將又、試ノ雇傭期間ハ一月又ハ二月ノ如ク長期ニ亘ルモ差支ナキヤ

答　令第二十七條ノ二第三項ハ試ノ雇傭期間ヲ制限スル趣旨ニ非ス唯同項ニ規定スル期間ヲ超ユル場合ニ於テハ豫告又解雇手當ヲ要スル義ナリ

(191) 工業主ヨリ試ノ職工ノ雇傭期間（十四日）ヲ更ニ一週間延長セムコトヲ願出ツルモノアリ其ノ理由ハ技術習練ノ必要ニ出ツルモノノ如シ試ノ期間二週間存スレハ當該職工ニ於テ眞ニ勞働意思ヲ有スルヤ否ヤ判斷スルニ充分ナリト認メラルルノミナラス雇傭契約締結ヲ徒ラニ未了ノ儘永ク不確定ナル狀態ニ在ラシムルハ不可ナリト認メラルルヲ如何ナル場合ニ於テ之ヲ聽許スヘキヤ

答　工場法施行令第二十七條ノ二第三項但書括弧內ノ期間ノ延長ノ許可ニ就イテハ其ノ職務ノ特殊ナルカ爲メ、技術、人格又ハ經歷ヲ審査スルニ特ニ時日ヲ要スル場合又ハ試ノ職工トシテ雇傭セラルルモ就業後間モナク本條第二項ニ揭ケタル以外ノ事由ニ依リ休業シ十四日ヲ經ルモ採否審査ノ目的ヲ達スルコトヲ得サリシ場合等特殊ノ事情ア

る場合に限り右の許可を與ふるものなり

第二十七條ノ三　職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滯ナク之ヲ交付スヘシ

第二十七條ノ四　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滯ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ就業規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

就業規則ニ定ムヘキ事項左ノ如シ

一　始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項

二　賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項

三　職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項

四　制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

五　解雇ニ關スル事項

地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

(192)　令第二十七條の四第一號及則第十二條第二項の始業及終業の時刻休憩及休日は保護職工の外一般職工に關するものをも指すや

答　見解の通り

(193)　就業規則中雇入解雇の條に「職工は雇傭期間中に於て自己の都合に依りては一切解雇を求むることを得す但し疾病其の他已むを得さる事情の爲勤續し能はさるときは事情を具し二週間前に解雇の申出を爲すへし」の如き規定を爲し之に對し制裁の規定を設くるは適當ならさるものと認め相當訂正方指示可然哉

答　當事者か雇傭の期間を定めたるときと雖も已むことを得さる事由あるときは各當事者か直に契約の解除を爲し得へきことは民法第六百二十八條の明に規定する所に有之、之に反する契約は無效なるのみならす已むことを得

さる場合に於て即時解除の權を雇主に於てのみ留保し職工に付ては之を認めさるか如き就業規則は甚た不當なる必すしも列記せしむることを要せす、列記する場合には相當廣く認むる樣取計はれ度

(194)　就業規則に關する件（大正一五、一二、一三　發勞第七一號）

工場法施行令第二十七條の四第三項に依り地方長官は就業規則の變更を命し得ることと相成居候處大體左記標準に依り處理相成度

倘地方又は業務の特別なる事情に依り之に據り難き場合には適宜御處置相成差支無之

記

一　貯蓄金に關する事項

工場預金に對しては任意貯金には年六分以上強制貯金には年七分以上の利子を附すること

強制貯金を認むる場合に於ては貯蓄金の率は一般職工に就ては賃金の百分の五以下寄宿舍に在る女工に就ては賃金の百分の十以内とすること（本例規一七八項參照）

二　制裁に關する事項

イ　譴責に付ては別に制限せさること

ロ　減給又は過意金は一回の過失に對し一日に付賃金の半額總額に於て賃金三日分を超えさること但し已むを得さる事情ある場合には五日分迄認むること

ハ　出勤停止は職工の出勤か工場の秩序を亂し又は事業の安全を危くする場合又は本人の反省を促すに必要なる場合等已むを得さる場合に於て之を認むるも七日を限度とすること

ニ　懲戒解雇

即時（無手當）解雇は不當に廣く認めさること但し左の如き場合には之を認むること

1. 氏名又は履歴を詐り其の他詐術を用ひて雇傭せられたるとき
2. 工場の物品を窃かに持出し又は持出さんとしたるとき
3. 営業上の秘密を漏洩し又は曝露したるとき
4. 暴行を敢てし又は不法に強迫を為したるとき
5. 故意に工場の設備又は器具を破壊し工場に損害を加へたるとき
6. 故意に工場の秩序を亂し又は工業主に損害を蒙らしめたるとき
7. 故意に危害豫防に關する規則又は指揮命令に違反したるとき
8. 數回制裁を加ふるも尚改悛の見込なきとき
9. 正當の理由なくして無斷缺勤十四日以上に及ひたるとき
10. 其の他職工の責に歸すへき事由に依り已むを得さるとき

其の他の制裁に付ては實際必要の限度に止め濫りに過酷なる制裁を規定せしめさること

三　矢の如き主旨の規定は削除又は修正せしむへきこと

1. 勞働組合に加入せさること又は組合より脫退すること雇入の條件となすものは之を削除せしむること
2. 早出、殘業、徹夜又は休日に臨時出勤を命せられたる者之を拒みたるとき制裁を加ふるものは自己及家族の病氣其の他已むを得さる事由あるときは此の限に在らすと改めしむること
3. 工場内外に於ける職工の集會又は揭示等を禁止し之に制裁を加ふるものは許可なき工場内の揭示又は集會に限り工場外の場合を除外せしむること
4. 事由の如何を問はす同盟又は結束して請願又は抗爭をなし或は事業上支障を來すか如き所爲を嚴禁し違反するものは懲戒解雇すとするものに付ては穩健なる方法に依り請願する場合を除外せしむること

第四章　徒　弟

徒弟を收容し得る規模

第二十八條　工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一　一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト

二　一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト

三　品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

四　地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト

(195)　現在職工二十一人なるも内十六人は弟子なるを以て此の弟子を徒弟として收容することを認むるときは工場法の適用なきに至る取扱上稍穩當ならさる嫌ひあり

答　徒弟の收容を認可する結果工場法の適用を受けさるか如き小規模の工場には工場法施行令第四章に規定する徒弟の收容を認めす　（大正六、七、三一　商局第九二號）

(196)　製絲業に對し徒弟の制度を認むるは工場法の趣旨に至當なりや

答　製絲女工に對しては徒弟を認めす　（大正七、一〇、一九　商第一九二三七號）

第二十九條　工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一　徒弟ノ員數
二　徒弟ノ年齡
三　指導者ノ資格
四　教習ノ事項及期間

五　就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
六　休日及休憩ニ關スル事項
七　品性修養ニ關スル監督ノ方法
八　給與ノ方法
九　第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
十　徒弟契約ノ條項

徒弟の年齢

(197) 徒弟は十歳未滿の者と雖差支なきや

答　工場法上徒弟の年齢に關しては職工の年齢と同樣に取扱ふべきものなり（大正六、二、一〇商第一三四八五號）

第三十條　徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十六歳未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衞生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第三十一條　地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ違ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハストト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條　第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第三十三條　工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、貸金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

(198) 工場法施行令第三十三條中（第五號）「不正に（扶助義務）、貸金支拂の義務、職工の貯蓄金返還の義務（又は）（若は）

第二十七條第一項云々」中「不正に」なる文字は「貸金支拂の義務」職工の貯蓄金返還の義務及第二十七條第一項」に係るや否や

答　「不正に」なる文字は全文に係るものなり（大正一三、一二、二六群一部第二四三號）

第三十四條　（削除）
第三十五條　（削除）
第三十六條　（削除）

附　則

第三十七條　本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條　第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

貸金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月內ニ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間內ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條　現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限リ本令施行ノ爲其ノ努力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十一條　本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル細事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則

第一條　本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　從前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

(199)　改正工場法施行前に治癒したる傷害に對する障害扶助料の支拂か手續遲延し現實の支拂は改正工場法施行後となりたる場合は舊法に依るや

答　見解の通り

第三條　本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用セス

前項ノ工業主ハ賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後二年以內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第四條　尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

學齡兒童就學認可標準

(200)　工場法施行令(第二十六條)(大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則第四條)に依り學齡兒童の就學に關し認可申請ある場合大體左記標準に依り取扱ふこと　(大正六、四、一八　文部省發普第三八號)

工業主に於て尋常小學校の教科を授くる施設を爲す場合

一　修學時間　尋常小學校の教科を修了するに足るへき相當期間とし必しも畫一に定めさること

一　毎週教授時數　十二時以上とすること

一　休業日　小學校令施行規則の例に準し相當の休業日を設くること

一　教科目　教科目は少くとも修身、國語、算術、裁縫(女兒に限る)とし日本歷史、地理及理科に關する事項をも併せ授くること但し作業の種類等に依り裁縫を缺くを得ること

一　教科書　國定教科書を採用すること

一　學級の編成及教員等　小學校令施行規則に準すること

市町村立尋常小學校に就學せしむる場合

市町村立尋常小學校に於て教科を修了せしむる場合には尋常小學校の教科を修了するまでの相當年限當該學校の授業時間內に於て通學に要する時間を除き毎日少くとも二時間以上修業時間を與ふること但し當該學校に於て夜間授業をなす場合は夜間に於て晝間同樣本文の修業時間を與ふるも差支なきこと

尙施行方に關しては左記事項注意すへきこと　(大正六、八、九　文部省發普三〇〇號)

工業主に於て尋常小學校の教科を授くる施設を爲す場合

一　授業時間は就業時間の法定制限外に之を設くるも差支なしと雖事業の許す限り可成就業時間の法定制限內に設けしむること

二　工場に於ける一定の休日は可成休業日に充つること

三　授業は毎日之を爲すを常例とす但特別の事情あるときは便宜の日に於て之を行ふも妨けさるも毎週三日より少なきを得さること

四　休業日に於て裁縫唱歌等を課するも差支なきこと

市町村立尋常小學校に就業せしむる場合

一　工業主其の他より寄附等あるときは授業時間外と雖も特別學級を設け授業を爲すも差支なきこと

工業主に於て施設する場合毎週教授時數十二時間以上とあるも現今の工業狀態に於ては之か實行甚た困難にして

若し之を施行するに於ては學齡兒童を解雇し其の結果却て浮浪の徒を增加するの虞あるものなきにあらす殊に紡績工場の如く晝夜交代作業を爲さしむるものに在りては夜勤當日に於て更に教授の負擔を課するは衞生上却て有害なりと認むへき場合尠からす故に漸次之か實施を期するは勿論なれとも當分地方の事情に應し適宜斟酌を加へ差支なきや

答　每週教授時間十二時間迄は出來る丈之を實施したき見込なり　（大正六、七、二六　文部省發普第七三號）

學齡兒童就學認可申請手續

(202) 學齡兒童認可申請の手續に關し雇傭の都度必之を爲すことを要すとするものあり或は一度就學方法を定め認可を受けたる以上は爾後に於ては之を爲すを要せすとするものあり又或は豫め就學方法人員等を豫定して認可申請を爲し置かは豫定人員に達する迄は雇傭の事實あるも認可申請の要なしとするものあり如何

答　就學事項及豫定人員を定め認可を申請せしめ差支なし此の場合其の職工雇入解雇に付ては屆出を爲さしむることを便とす　（大正七、三、二七　商局第四〇九號）

本條の小學校令との關係

(203) 工場法施行令（第二十六條）（大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則第四條）に所謂就業に關し必要なる事項を定めとは如何

答　小學校令第三十五條に規定せる工業主か雇傭に依りて兒童の就學を妨くることを得さる義務を履行すへき方法を定むるものなり　（大正六、七、二六　文靜普第七三號）

(204) 小學校令に所謂就學とは同令第三十六條に規定せる場合を稱するのみなる故工場法施行令（第二十六條）（大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則第四條）に依り地方長官に於て認可を與ふる場合に於ても兒童を市町村立尋常小學校に入學せしむるものの外は凡て別に家庭又は其他に於て就學せしむるに付市町村長の認可を受くることを要する義なるや

答　然り（同　上）

(205) 每週十二時以上の修學時間を與ふることを認可の標準となせるは小學校令との關係に付如何に解すへきや

答　成規の方法に依り就學するを得さる兒童に對する特別の施設なり　（同　上）

朝鮮人に對する就學義務

(206) 朝鮮人兒童を雇傭する場合に於ては工業主は工場法施行令（第二十六條）（大正十五年六月五日勅令第百十三號附則第四條）に依り就學する必要なる事項を定め認可申請を爲すの義務なきものと認むへきや

答　然り　（大正六、七、三一　商局第九一一號）

(207) 義務教育は小學校令に依り一般的に教科を定めて之を修了せしむるものにして個々の學齡兒童に付各別に其の心身の狀況等を審査して修學認可を要するものに非さるか故に工場法施行令（第二十六條）（大正十五年六月五日勅令第百五十三號附則第四條）の規定も亦尋常小學校の教科を修了せさる學齡兒童を雇傭する場合に於ては各個の兒童に付認可を受くへきことを要求するものに非すして義務教育の本旨を完了する爲其の工場に雇傭せらるる兒童全體に對し一般的に就學に關する必要事項を定め認可を受けしむるの趣旨なりと解すへきものとす

令第二十六條違反判決例

工場主又は之に代る者に於て此一般的の認可を受けたる後上掲の學齡兒童を雇傭する場合に於ては別に認可を受くることなしとするも工場法施行令第三十三條第七號の罪を構成せさるへく反之上掲の必要なる認可を受けたることなきに拘らす尋常小學校の教科を修了せさる學齡兒童を雇傭する場合に於ては上掲の罪を構成するものとす　（大正八、一一、一七　工第四九一九號）

第五條　附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以內ハ第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間內ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ

例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一項ノ期間内ニ附則第三條第二項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條　本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

三、工場法施行規則

第一條　工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車及電動機トス

蒸汽機關の範圍

(208)　工場法施行規則第一ノ蒸汽機關ノ內ニハ「ボイラー」ト「エンヂン」トヲ包含スルヤ

答　蒸汽機關ハ「エンヂン」ヲ指スモノニシテ「ボイラー」ヲ包含セス　（大正六、一二、一三　商第一三七三六號）

第二條　工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ屆出ニ付亦同シ

第三條　器械生絲製造ノ業務、紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

器械生絲製造の業務の範圍

(209)　器械生絲製造の業務中には單に日本形水車又は其他の動力を用ゐる木炭を用ゐる場合をも包含するや

答　包含す　（大正五、一二、七　商局第一三九三號）

(210)　玉絲製絲及足踏製絲は工場法施行規則第三條の器械生絲製造の業務の中に包含するや

答　生絲製造業にして作業臺を連結して煮繭し其の繰絲用蒸汽を汽罐より共通に供給するか如き連絡したる設備に依り蒸汽其他の裝置を共用するものは玉絲にても足踏製絲にても工場法施行規則第三條の器械生絲製造の業務の中に包含す　（大正五、八、三〇　商局第九七〇號）

輸出絹織物の範圍

(211)　則第三條の紡績の業務中には紡績業と同一工場內に存する織物の業務を含むものと解し得へきや

答　同一工場內に存するものと雖織物業は紡績業の中に含ます同條に依り就業時間の延長を爲すことを得す

(212)　職工を二組に分ち晝夜交替に就業せしむる紡績工場に於て紡績の業務の一部例へは綛部のみに付職工を交替せしめすして晝業に從事せしむる場合は其の職工に限り就業時間を十二時間迄に延長し得るや

答　工場法施行規則第三條の規定は當該工場の全部又は主要部分か二交替に依らさる場合に限るものにして其の一部分の職工を二組以上に分ち交替に就業せしめさるの故を以て其部分に付同條本文の適用あるものに非す

(213)　尙本條に於て紡績業の就業時間に一時間の延長を認めたるは二交替制に依り晝夜作業を爲すを常習としたる紡績業か晝業のみと爲したる場合に於て其の能力の減殺を幾分補ふ主旨を有するものにして伺出の如き場合に延長を認むるは本條立法の精神にも反す

(214)　晝業のみを爲す紡績工場中の撚糸部は十一時間作業を爲し得るものなりや

答　紡績工場に於ける Double spinning の業務を指す意ならは紡績の業務として同一に取扱ひ差支なし

工場法施行規則第三條第一項の輸出絹織物の範圍如何

答　一輸出絹織物の範圍左の如し　（大正七、八、九　商第一三〇七五號）

羽二重、縮緬、綾絹、琥珀、タフタ、甲斐絹、絽、紗、繻子、緞子、縮緬、壁、絹紬、天鵞絨、シフホン、サロン、スカーフ地、手巾地但し輸出の目的を以て經緯純絹絲（節絲、絹紡績絲を含む）を使用し製織するものに限る、富士絹

二　前號に揭くるもの以外の名稱を有する輸出絹織物に付ては豫め主務大臣の指揮を請くへし

三　同一工場内に於て全部輸出絹織物を製織するものは勿論全部に非すと雖も獨立又は區畫したる作業場に於て輸出絹織物を製織するものは工場法施行規則第三條の告知を爲さゝるを得

四　同一作業場に於て輸出絹織物と其他の織物との間に區畫を設けす製織するものに在りては輸出絹織物の製織に使用する機械臺數が同一作業場に於けろ總機臺數二分の一を超過する場合に限り工場法施行規則第三條の告知を爲すことを得

前項の場合に於て輸出絹織物以外の業務に付ては工場法施行規則第三條に依る時間の延長を爲すことを得さるは勿論とす

五　前號の工場に於ける輸出絹織物の準備工程に付ては輸出絹織物と其他の織物とに付作業場を區別し若は作業の日割を區分し又は作業場を區畫したる場合に限り時間の延長を爲すことを得

六　前號に依り區分又は區別を爲し難きときは輸出絹織物のみに關する工程のみに從事する職工と其の他の職工とを區別したる場合に限り時間の延長を爲すことを得

(215)　工場法施行規則第三條の規定に依り告知せらるへき輸出絹織物の業務の範圍には人造絹絲を交織するものを包含するや

答　輸出絹織物は大正七年八月九日附商第一三〇七五號通牒（前項）の通り經緯共純絹絲を使用して製織するものに限る

(216)　工場法施行規則第三條の規定に依る輸出絹織物の業務の告知に關しては告知を受けむとする者に對し之か申請を爲さしめ而して之か申請に依り其の工場に對し告知の處分を爲し縣報を以て告知を爲したる旨告示せんとす差支なきや

答　差支なし

第四條　工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歲以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第五條　工場法第九條ニ揭クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪、曲柄（クランク）、連接桿（コンネクチングロッド）、聯桿器（クロスヘッド）、唧子桿（ピストンロッド）、發電機ノ「コンミュテーター」、轉子、銳利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手（カップリング）又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、檢査又ハ修繕スル業務

二　危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス業務

三　汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四　發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續

五　鋸機ニ木材ヲ送給スル業務

六　危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍其ノ他危害豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七　完全ナル柵圍其他ノ危害豫防裝置ナキ車軸道、足場其他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

(217)　工場法第九條及之に關聯する同法施行規則第五條第四號に依れは保護職工をして電動機の取扱を爲さしむる事を得すとあり然るに左記の如き電動機の取扱は實際に於て何等の危險なきのみならす之を禁止するときは新式設備の力織機及「リング」精紡機の運轉に根本的の改良を加ふることとなり女工を全部成年男工に改むる如きは事實不能の問題なり右は如何に取扱ふへきや

（イ）「リング」精紡機一臺毎に電動機を取附け之に依りて運轉せしめ管上けの都度電動機は五五（「ボルト」八馬力半にして廻轉中の馬力は普通四馬力内外なり「ハンドル」は「エボナイト」にて絶緣し電動機には危險防止の裝置完備し取扱上何等の危險なし

（ロ）力織機一臺毎に二三〇「ボルト」半馬力の電動機を床下へ備へ付け「ハントル」に依り床下の「スイッチ」を開閉

して綿機を運轉す而して之に從事するものは女子なりや

答　右は工場法施行規則第五條第四號に該當せざるものとして取扱ひ差支なし（大正五、一、一八　商局第一二七七號）

木材送給業務

(218) 製材工場に在りては俗に耳摺と稱し十五歳（十六歳以上の女子をして比較的小形なる圓鋸を使用し板の兩耳を切斷する作業を爲さしむるは工場法施行規則第五條第五號の業務に該當するや

答　製板に關し其の兩耳を切斷する迄の作業は工場法施行規則第五條第五號に包含するものとして取扱ふへし然れども小形の木片を小なる圓鋸に送給し例へは小箱等を製作するか如き作業は工場法施行規則第五條第五號に所謂木材を送給する業務として取扱ふに及はす（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

(219) 製材工場に於て男工は木材を鋸機に送給し女工は其の反對側の鋸臺に在りて板となれる部分を保持し之を受取る業務あり右女工の業務は工場法施行規則第五條第五號の業務に包含するや

答　製板中に其の板となりたる部分を保持し之を受取る作業は施行規則第五條第五號に包含す（大正五、一二、二七　商局第一四九〇號）

第六條　工場法第十條ニ揭クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黄燐、硫化燐、チアン水素酸、「フルオール」水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

二　「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ベンヂン、「アルコホル」、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務

三　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

四　火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

五　金屬、鑛物、土石、骨、角、齒牙、獸毛、棉、麻、藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

六　砒素　水銀、黄燐、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

七　多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融若ハ燒燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

塵埃粉末飛散工場

(220) 紡績工場織布工場絹絲紡績工場に於ける打綿室、混綿室等は纖維の塵埃粉末を著しく飛散する點に於て製綿工場、麻の梳解工場等と何等擇ふ所なく從て此等作業室に於ける業務は工場法施行規則第六條第四號（五號）に該當するものとして取扱ふへきや

答　打綿室、混綿室等にして著しき塵埃粉末を飛散し其の程度に於て製綿工場廠の梳解工場と異ならさる場合には工場法施行規則第六條第四號（五號）を適用すへきものとす（大正七、三、二七　商局第四〇九號）

漂白作業

(221) 紙及桐經木を原料として桐紙を製造する工場に於て桐經木を漂白する爲格替兒加爾基を用ひ斷えず微量なる鹽素瓦斯を發散す其の作業には女子及十五歳（十六歳）未滿の者の就業を禁止すへき性質のものなりや

答　當該工場に於ける格替兒加爾基を以てする漂白作業は換氣不良なる屋内に於て操作をなし「クロール」瓦斯中毒の虞あるに於ては同瓦斯の定量的檢査をなし空氣十分の中〇、〇一以上の「クロール」を含有する場合には女子及十五歳（十六歳）未滿の者の就業を禁止すへきものにして作業中呼吸器を用ゐしむる必要あるものとす（大正七、三、二七　商局第四〇九號）

高熱物體を取扱ふ業務

(222) 工場法施行規則第六條第六號（七號）の業務中に硝子業の型押、玉取、玉吹の業務を含むや

答　包含せす（大正五、一一、二八　商局第一三五一號）

第七條　工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ揭クル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條　工業主ハ左ニ揭ク疾病ニ罹レル者チシテ就業セシムルコトチ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ揭ク疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置チ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　精神病
二　癩、肺結核、喉頭結核
三　丹毒、再歸熱、痲疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病
四　微毒、疹癬其ノ他傳染性皮膚病
五　膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノニ限ル）其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症增惡ノ虞アル場合ハ之チ就業セシムルコトチ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ囘復セサル場合ハ之チ就業セシムルコトチ得ス但シ醫師ノ意見チ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(223)　工場法施行規則第八條第一項第一號の精神病中には癲癇は之を包含せさるものと思料せらるるも何時發作を起すやも難計本病に付きては之を制限する規定の必要なきや

答　癲癇は精神病中に包含せす但癲癇性精神病は此の限に在らす癲癇中には其の症狀輕微にして就業を制限すへき程度に達せさるものあるを以て癲癇に對しては特に就業制限規定を設けさるも著名なる癲癇發作ある者は平素工業主をして之を使用せしめさるか若は兔險なき個所に於て就業せしめ可然

（大正八、一、三〇　商第一五六三九號）

(224)　工場法施行規則第八條第二項中「其の他の疾病」とは急性泌尿生殖器病及之に關係ある又は之を原因とする其他の疾病を指すものなりや

答　同條に揭けたる肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病等は工場勞働者に於て屢遭遇する主なる疾病なるか故に之を列擧したるに止まり其の他の疾病とは以上の疾病に類似又は準すへき疾病に限定するものに非す（大正一四、二、二三　社發一〇號）

第九條　工業主ハ四週日以內ニ出產スルコトアルヘキ者休業チ求メタルトキハ其ノ者チシテ就業セシムルコトチ得ス

工業主ハ產後六週日チ經過セサル者チシテ就業セシムルコトチ得ス但シ產後四週日チ經過シタル者就業セムコトチ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトチ妨ケス

(225)　工場法施行規則第九條及鑛夫勞役扶助規則第十五條の所謂出產とは何月以上の出產なりや

答　姙娠四ケ月以上の出產（生產死產を問はす）を謂ふ

第九條ノ二　生後滿一年ニ達セサル生兒チ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以內チ限リ其ノ生兒チ哺育スヘキ時間チ求ムルコトチ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子チシテ就業セシムルコトチ得ス

第十條　地方長官ハ前二條ニ揭ク場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ產婦ノ就業ノ制限又ハ禁止チ命スルコトチ得

第十一條　工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ樣式第一號ニ依ル

第十二條　工業主ハ就業規則チ適宜ノ方法チ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻竝休憩及休日ニ關スル事項チ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

(226)　工場法施行規則第十二條第二項に謂ふ各作業場とは各作業室の意なりや將又一以上の作業室を包含する建築物と解すへきや

答　作業場とは作業室を包含する建築物を謂ふ、尤も何を以て各別の作業場と見るやは工場法施行規則第十二條第二項に揭示を命したるは職工の周知を圖る法意なるに鑑み必らすしも棟別に依らす實際の場合に應し判斷するの外なし

第十二條ノ二　工業主ハ職工ニ就業前後ノ賃金ノ率及計算方法チ明示スヘシ

診断又は検案の費用

第十三條　工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ

第十四條　職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滯ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

(227)　工場法施行規則第十四條は業務上と否とに拘らず職工が負傷し疾病に罹り又は死亡したるときは遲滯なく醫師をして診断又は檢案をなさしむへき義務を工業主に命したるものなるか疾病負傷又は死亡か業務上に起因する場合は疑なきも若し然らさる場合は診断又は檢案に要する費用は職工又は其の遺族に於て負擔すへきや

答　工場法施行規則第十四條は職工就業中又は工場及附屬建設物内に於て負傷し疾病に罹り又は死亡したるときは醫師をして診断又は檢案を爲さしむへき義務を工場主に命したるものなるを以て其の結果負傷疾病又は死亡か業務上に起因すると否とを問はす診断又は檢案に要したる費用は工業主の負擔とす（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

第十四條ノ二　工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレサルモノ左ノ如シ

一　三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與

二　發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

(228)　精勤に對する賞金、增產若は材料節約に對する賞金、時間外の勤務に對する手當等は工場法施行規則第十四條の二第二號に該當するものと認めて可なりや

答　該當せす賃金中に含む

第十五條　工場法施行令第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分ノ一月ヲ以テ定メタルトキハ三十分ノ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條　職工名簿ノ記載ハ樣式第二號ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第十七條　職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條　工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ニ於テハ職工名簿ノ

工場間の業務

職工名簿の記載

記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノト看做ス

(229)　工場法施行規則第十八條の工場間とは甲乙の工場なと構内の建物なき作業場を謂ふものなりや

答　前段に付ては同一の工業主か其の職工に付或る工場より或る地の工場に移動を行ひたる場合にして後段に付ては或る工場の職工を職工に非さる者とし或は職工にするか如く所屬の移動を行ひたる場合をも包含す（大正六、二、一三　商第一三七二六號）

(230)　新に適用を受くる工場に於ける從來使用の職工名簿か樣式に示す各樣の全部を具備せるも其の順序異なるものあるときは規定違反とすへきや

答　職工名簿記載心得第二の二項但書の規定に依り新名簿調製に至る迄は各樣の位置樣式の順序と異るも差支なし（大正五、一〇、二五　商局第一二二五號）

第十九條　職工ノ雇入、解雇及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入又ハ解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條　工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依リ工業主カ貸金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

一　職工カ一月以上ニ渉リテ歸鄉スルトキ

二　職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

三　其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第二十一條　工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條　工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク地方長官ニ屆出ツヘシ

一　工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキ

二　工場管理人死亡シ又ハ解任シタルトキ
三　第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

第二十三條　（削除）

第二十四條　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ樣式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ

負傷疾病月報の記載

(231)　工場法施行規則樣式第三號職工負傷疾病月報記載心得第二に本月報には業務上と否とを問はず負傷又は疾病の爲引續き三日又は其れ以上休業したる者に限り記載すへしとあり夫以上休業したる者とは如何

答　三日又は夫れ以上とあるは三日又は三日以上の意なり（大正五、一〇、一六　商局第一一八二號）

第二十五條　職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滯ナク樣式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者ニ及ヒタルトキ亦同シ

(232)　規則第二十五條末尾「事故發生當時休業三日以内の見込の者」とあるは三日未滿の見込と解し差支なきや

答　見解の通り

(233)　施行規則第二十五條の負傷は業務上の負傷を包含するや

答　業務外の負傷をも包含す

第二十六條　工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ掲クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク樣式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

一　火災又ハ爆發
二　汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂
三　勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂
四　起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損
五　工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壞
六　其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十七條　（削除）

附　則

第二十八條　本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條　本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十條　工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日及雇入年月ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條　本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

大正十五年六月七日内務省令第十三號附則

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、工業勞働者最低年齡法

第一條　本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ云フ

一　鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
二　物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壞若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）

三　土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事
四　道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク
五　船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

(234) 最低年齢法第一條の「事業」の範圍如何

答　同條「事業」とは左の二條件を必要とすへく之を具備せさるものは本法を適用する限りに在らす
一　原則として營利を目的とすること但し營利を目的とせす直接效用を目的とする場合と雖も經濟の本則に依り商業的計算方法を用ふる場合は事業の觀念に入る
二　相當組織的規律的にして且少くとも或期間に渉り繼續的に爲さるるものなること
故に純然たる研究室に於ける作業、料理其の他家庭的作業自家用を目的とする一時的作業消費行程に在る作業等は之に含ます

第二條　十四歳未滿ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

(235) 最低年齢法第二條「家庭」ノ意義如何

答　「家庭」とは法律上の「家」よりはや、廣く內緣の妻の如く法律上親戚に在らさる者其の他近親者等に依りて構成せらるゝ生活團體を云ふ

(236) 製麵工場に於て請負を以て素麵の束裝（紙片を以て素麵を小束に造る輕易なる仕事）を爲す職工にして其の子妹十歳（十三歳）以上十二歳（十四歳）未滿の者にして學校の休暇若は放課後工場に來る）を同行し自己の仕事を手傳はしむることは禁すへきものとす
（大正五、一〇、二八　商局第一二四〇號）

朝鮮人の年齢計算

(237) 朝鮮人の年齢計算に關しては受胎の月より起算し十二箇月目に至りて一歳とする慣習あり本邦人の年齢計算法と其計算の基礎を異にす若し朝鮮人の申立假りに十三歳なるときは之を本邦人の所謂十二歳の者と同一に取扱差支なきや

答　年齢の計算は出生の日より起算す（大正六、二、一三　商第一三七三六號）

(238) 工業勞働者最低年齢法の適用に關し學齢兒童にして小學校令第三十三條に依り就學の猶豫又は免除を受けたるときは之を使用し得るや

答　之を使用することを得す

●工業場竝原動機取締規則

（大正十五年十二月一日
岐阜縣令第百五十號）

第一條　本則ニ於テ工業場ト稱スルハ左ノ製造所、加工所及精製所ヲ謂フ

一　石炭タール、木タール、石油蒸溜產物又ハ其殘渣ヲ原料トスル製造所

二　毒劇物、染料（日本藍ヲ除ク）顏料又ハ塗料ノ製造所

三　硝鐵所

四　鍍金所

五　製紙工場（手漉工場ヲ除ク）

六　「アルコール」「エーテル」又ハ揮發油ノ製造所及精製所

七　火熱ヲ使用スル乾燥場

八　石版「セメント」、煉瓦、瓦、陶磁器、坩堝又ハ硝子ノ製造所

九　琺瑯又ハ陶磁器ノ燒付所

十　鑄物工場

十一　製罐場

十二　電氣爐ヲ使用スル工場

十三　原動機ヲ使用スル紡績、織物、編物、組物、撚絲、紙撚又ハ製綯工場

十四　原動機ヲ使用スル陶土製造所

十五　原動機ヲ使用スル營業用ノ精穀、製粉又ハ製材工場

十六　其他著シク惡臭又ハ有害瓦斯ヲ發散スル製造所又ハ精製所、多量ノ廢液ヲ生スル製造所又ハ加工所、引火シ易キ化合物ノ製造所又ハ精製所、煤烟又ハ粉塵ヲ多シキ製造所又ハ加工所及騷響又ハ震動甚タシキ製造所又ハ加工所ニシテ

當廳ニ於テ指定シタル工業場又ハ指定シタル事業ヲ營ム工業場

十　工業場ニ附屬スル建設物其ノ他ノ設備ハ之ヲ工業場ノ一部ト看做ス

第二條　本則ニ於テ原動機ト稱スルハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車ベルトン水車及電動機ヲ謂フ

汽罐及蒸罐ハ之ヲ原動機ト看做ス

第三條　工業場又ハ原動機ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但シタービン水車、ベルトン水車、電動機又ハ四「キロワット」（五馬力）以下ノ瓦斯機關又ハ石油機關ノ設置又ハ是等ノ原動機ノミヲ使用シ若ハ原動機ヲ使用セサル工業場ヲ設置セムトスルトキハ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一　設置者ノ本籍、住所、氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名）

二　工業場ノ名稱及事業ノ種類

三　設置地名、地番

四　工業場ノ四隣二百「メートル」以内ノ見取圖

五　工業場ノ敷地及建設物ノ略圖（夫々面積及縱橫ノ長ヲ記載ノコト）

六　建設物ノ使用ノ目的、構造仕樣書及圖面（圖面ニハ原動機及機械ノ配置ヲ記載ノコト）

七　原動機ノ種類、名稱、個數、馬力數及使用ノ目的（第八號ノ原動機明細書ヲ要スル場合ニ在リテハ本號ノ事項ヲ省クコトヲ得）

八　汽罐、蒸罐、蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關及石油機關ニ在リテハ原動機明細書

九　使用機械ノ種類、名稱及個數

十　使用原料及製品ノ名稱

十一　作業方法ノ概要

十二　危險豫防及除害ノ設備方法

十三　防火及排水ノ設備

十四　工事落成ノ豫定期日

十五　常時使用職工男女別豫定數

十六　作業開始及終業ノ豫定時刻

工業場ノミヲ設置セムトスルトキハ前項第七號及第八號ノ事項ヲ、原動機ノミヲ設置セムトスルトキハ第二號、第五號、第六號、第九號乃至第十三號、第十五號及第十六號ノ事項ヲ省ク

第四條　前條第八號ノ原動機明細書ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　汽罐

イ　汽罐ノ種類、型式及個數

ロ　汽罐ノ寸法（罐胴ノ徑、長何「メートル」又ハ何呎何吋、火筒ノ徑、長、個數）

ハ　罐板ノ種類及厚（胴板、焰筒板、鏡板及水管、水管ノ質、厚、何「ミリメートル」又ハ何吋）

ニ　支柱ノ質、種類、寸法、心距及個數（鋼鐵、繫桿支柱又ハ斜向支柱、徑何「センチメートル」又ハ何呎何吋、心距何「センチメートル」又ハ何吋、何個）

ホ　接合ノ種類、鋲質、徑、心距及列數、（累接合、衝頭接合、鋼鐵徑何「センチメートル」又ハ何吋、心距何「センチメートル」又ハ何呎何吋、列數何列）

ヘ　使用量最大汽壓、每平方「センチメートル」何「キログラム」又ハ每平方吋何封度）

ト　爐格面積（幅何「メートル」又ハ何呎何吋、長何「メートル」又ハ何呎何吋、面積何平方「メートル」又ハ何平方呎）

チ　安全辨ノ種類、寸法及個數（槓桿、發條、口徑何「センチメートル」又ハ何吋何個）

第六編　工　場

リ　給水器ノ種類及個數（何式ポンプ、「ウオーシングトン」「インゼクター」何個）
ヌ　附屬設備（給炭器、燃料節約器、過熱器、送風機等）
ル　製作所名、製作年月日、履歷
ヲ　最近水壓、試驗ノ年月日及其ノ最高壓力
ワ　燃料ノ種類及其ノ一時間ノ消費量
カ　据付基礎構造圖面
ヨ　煙突ノ種類及構造（鐵筋「コンクリート」、鐵板、煉瓦、角、丸、多角、厚、地盤ヨリ何「メートル」ニ於テ何「センチメートル」又ハ何呎、頂部何「センチメートル」又ハ何呎）
タ　煙突ノ高及口徑（高何「メートル」又ハ何呎、口徑底部何「センチメートル」又ハ何呎）
レ　煙突ノ基礎（砂礫質、粘土質、地杭ノ種類、距離、個數、寸法、「コンクリート」ノ調合、厚、面積、地平面ヨリ地杭マテノ深）
ソ　支持綱ヲ用ヒタル煙突ニ在リテハ支持綱ノ個數、質構造及地盤トノ取付方法

二　蒸罐

前號ニ準ス

三　蒸汽機關又ハ蒸汽タービン

イ　蒸汽機關又ハ蒸汽タービンノ種類、型式及個數（凝縮又ハ不凝縮、橫置又ハ直立何個）
ロ　汽筒ノ寸法（徑何「センチメートル」又ハ何吋）
ハ　衝程ノ長（何「センチメートル」又ハ何呎何吋）

百七十二

ホ　每一分間ノ回轉數
ヘ　速度調整機ノ種類
ト　凝縮器ノ種類
チ　公稱馬力數及實馬力數（何「キロワット」又ハ何馬力）
リ　製造所名、製造年月日及履歷

四　瓦斯機關又ハ石油機關

イ　機關ノ種類、型式及個數
ロ　汽筒ノ寸法
ハ　衝程ノ長
ニ　勢輪ノ徑、重量及個數
ホ　每一分間ノ回轉數及爆發數
ヘ　公稱馬力數及實馬力數
ト　瓦斯、石油等ノ種類及其ノ一時間ノ消費量
チ　速度調整機ノ種類
リ　點火裝置
ヌ　消音器ノ徑及高
ル　排氣管ノ徑及高
ヲ　瓦斯發生器、瓦斯洗滌器、石油槽及瓦斯槽ノ構造、石油又ハ瓦斯ノ供給方法及汽筒ノ冷却裝置
ワ　据付基礎ノ構造圖面
カ　石油貯藏所ノ構造圖面

第六編　工　場

百七十三

製造所名、製造年月日及履歴

第五條　工業場ノ建設物及原動機其ノ他ノ設備ノ改築、増築、變更、増設若ハ移轉ヲ爲シ又ハ事業ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ第三條及第四條中ノ該當事項ヲ具シ許可ヲ受クヘシ但シ第三條第一項但書ノ原動機ニ關スルモノニシテ其ノ工業場當廳ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ、第三條第一項但書以外ノ原動機ニ關スルモノニシテ其ノ工業場所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキ亦同シ

第六條　汽罐又ハ蒸罐ノ主要部ヲ修繕セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

一　修繕ノ理由
二　修繕ノ箇所、方法及圖面
三　使用最大汽壓
四　工事落成豫定期日

第七條　工業場ノ建設物又ハ原動機ノ位置、構造及設備ハ左ノ制限ニ依ルコトヲ要ス

一　學校、病院、神社、寺院、官公署、公園其他公共ノ營造物ト相當ノ距離ヲ保ツコト
二　作業又ハ設備カ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スル虞アルモノニ就テハ適當ナル豫防ノ設備又ハ方法ヲ講スルコト
三　壓力毎平方「センチメートル」一、四一「キログラム」毎平方吋二十封度）ヲ超ユル汽罐、蒸罐ノ各部ニ使用シタル材料ハ鋼鐵若ハ鋼鑄鐵ニシテ厚六、四「ミリメートル」以上（四分ノ一吋以上）タルコト但シ徑三十「センチメートル」未滿（一呎未滿）ノ部分ニ就テハ此ノ限ニ在ラス
四　汽罐ニハ二個ノ硝子驗水管ヲ設クルコト但シ其ノ内ノ一個ハ之ヲ驗水嘴子二個ニ替スルコトヲ得
五　汽罐又ハ蒸罐ニハ一基毎ニ使用最大汽壓ノ一倍半以上ノ最大目盛ヲ有スル計壓器及適當ナル面積ヲ有スル全安辧又ハ安全裝置ヲ設備スルコト
六　機關室ノ地盤ハ煉瓦敷又ハ「コンクリート」ノ類ヲ以テ築造シ洗滌ニ便ナラシムルコト
七　定置式原動機ノ基礎ハ地盤ヲ深一「メートル」以上掘鑿シ煉瓦、石材、「コンクリート」ノ類ヲ以テ堅固ニ築造シ且ツ震動ヲ防ク設備ヲナスコト
八　瓦斯機關室及石油機關室ノ内部ハ燃質物ヲ露出セサル構造トナスコト
九　定置式機關ノ排氣管ハ高六「メートル」以上トシ燃質物ニ接觸セシメサルコト
十　煙突ノ高ハ十八「メートル」以上タルコト
十一　石油又ハ「ガソリン」ノ貯藏所ハ火災ノ虞ナキ箇所ニ之ヲ設ケ土穴式トナシ又ハ煉瓦若ハ「コンクリート」ノ類ヲ以テ造リ且不燃質物ヲ以テ密閉シ得ル構造トナスコト

前項第六號乃至第十一號ノ制限ハ設備ノ大小、土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

工業場ノ建設物若ハ原動機其ノ他ノ設備カ第一項各號ノ規定ニ違反シ又ハ危害ヲ生シ若ハ衞生、風致其他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ之カ設置ノ許可ニ條件若クハ制限ヲ附シ又ハ許可セサルコトアルヘシ

第八條　第三條及第五條ニ依リ許可ヲ受ケタル工業場又ハ第三條但シ書及第五條ニ依リ警察署ノ許可ヲ受ケタル原動機ノ工事落成シタルトキハ所轄警察署ニ届出檢査ヲ受クヘシ

第三條及第五條ニ依リ許可ヲ受ケタル汽罐又ハ蒸罐ハ罐體被覆前据付準備ヲ整ヘ當廳ニ届出檢査及水壓試驗ヲ受クヘシ

第六條ニ依リ許可ヲ受ケタル汽罐又ハ蒸罐ノ工事落成シタルトキハ當廳ニ届出檢査ヲ受クヘシ但シ被覆ヲ除去シタルモノニ在リテハ其被覆前ニ當廳ニ届出檢査ヲ受クヘシ

第三條及第五條ニ依リ當廳ノ許可ヲ受ケタル汽罐、蒸罐以外ノ原動機ハ据付準備ヲ整ヘ當廳ニ届出檢査ヲ受クヘシ

原動機當廳ノ檢査證ヲ交付セラレタル履歴ヲ有シ且ツ危害ヲ生スル虞ナシト認ムルトキハ前三項ノ檢査ヲ省クコトアルヘシ

第二項、第三項但書又ハ第四項ノ檢査ニ合格シ其ノ工事落成シタルトキ及第五項ノ工事落成シタルトキハ當廳ニ届出ツヘシ

第九條　工業場及所轄警察署ノ許可ヲ受ケタル原動機前條第一項ノ檢査ニ合格シタルトキハ其ノ警察署ニ於テ樣式第一號ノ使用認可證ヲ交付ス

當廳ノ許可ヲ受ケタル原動機ニ付キ前條末項ノ届出アリタルトキ又ハ同條第三項ノ檢査ニ合格シタルトキハ樣式第二號ノ檢査證ヲ交付ス

前二項ノ使用認可證又ハ檢査證ヲ受ケタル後ニアラサレハ工業場又ハ原動機ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條　工業場ノ使用認可證ハ工業場内見易キ箇所ニ原動機ノ使用認可證又ハ檢査證ノ定置式ニ在リテハ原動機室内、可搬式ニ在リテハ機體ノ見易キ箇所ニ之ヲ掲示スヘシ

使用認可證又ハ檢査證ノ記載事項ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ其ノ交付ヲ受ケタル官廳ニ届出書換又ハ再交付ヲ受クヘシ

第十一條　工業場又ハ原動機ノ設置者工業場ノ建設物及原動機其ノ他ノ設備ヲ使用スルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　許可ノ條件又ハ制限ニ違反セサルコト

二　檢査證ニ記載シタル最大使用汽壓ヲ超エ又ハ有效期限ヲ經過シテ之ヲ使用セサルコト

三　瓦斯機關室、石油機關室又ハ汽罐室ニ於テ燃質物ヲ乾燥又ハ貯藏セサルコト

四　原動機室ニハ當務者以外ノ者ヲ濫リニ出入セシメサルコト

第十二條　原動機ノ設置者ニシテ當廳ノ許可ヲ受ケタルモノハ工事落成前其ノ取扱主任者ヲ定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及履歷書ヲ具シ當廳ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

當廳ノ許可ヲ受ケタル原動機ハ前項ノ主任者ヲシテ之ヲ取扱ハシメ又ハ現場ニ於テ監督ヲ爲サシムヘシ

取扱主任者ハ常ニ危害豫防ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ速ニ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

取扱主任者不適任ナリト認ムルトキハ第一項ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條　左記各號ノ一ニ該當スルトキハ第三條及第五條ノ許可ハ之ヲ取消スコトアルヘシ

一　落成豫定期日ヲ經過シ尙落成セサルトキ

二　許可ノ條件又ハ制限ニ違反シ又ハ濫リニ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキ

三　本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第三條及第五條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一　許可ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ工事ニ著手セサルトキ

二　第二十四條第二號ノ届出ヲ爲サスシテ一年間工業場又ハ原動機ノ使用ヲ休止シタルトキ

第十五條　蒸汽機關及汽罐ハ毎年一回期日ヲ指定シテ檢查ヲ行フ但シ必要アリト認ムルトキハ臨時檢查ヲ行フコトアルヘシ

蒸汽機關及汽罐以外ノ原動機ハ必要アリト認ムルトキハ臨時檢查ヲ行フ

第十六條　檢查ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ依リ受檢ノ準備ヲ整ヘ置クヘシ

一　汽罐ニ在リテハ罐水ヲ排出シ人孔蓋、泥孔蓋、燄格及火橋ヲ取外シ、罐體ヲ冷却シ安全辨、硝子驗水管等ノ附屬品及煙道其ノ他檢查ニ必要ナル部分ヲ充分ニ掃除スルコト

二　蒸罐ニ在リテハ人孔蓋及蓋板ヲ取外シ罐體ヲ冷却シ安全辨其ノ他檢查ニ必要ナル部分ヲ充分ニ掃除スルコト

三　其ノ他ノ原動機ニ在リテハ其ノ種類ニ應シ檢查ニ必要ナル部分ヲ充分ニ掃除スルコト

第十七條　汽罐及蒸罐ニ就キ必要アリト認ムルトキハ罐體ノ被覆ヲ除去シ水壓試驗又ハ罐板穿孔試驗ノ施行ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條　第八條ノ檢查ニハ設置者又ハ其ノ代理者之ニ立會ヒ定期及臨時ノ檢查ニハ設置者又ハ其ノ代理者及取扱主任者之ニ立會フヘシ

第十九條　原動機第十五條第一項ノ定期檢查ニ合格シタルトキハ檢查官吏ハ檢查證ニ新ニ有效期間ヲ記入シ之ニ認印ヲ押捺スヘシ

原動機ノ有效期間數年ニ亙ルモノニシテ其ノ有效期間一年以内ニ迫リタルモノニ就キ臨時檢査ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二十條　第八條第二項ノ水壓試驗同條第三項ノ檢査及第十五條ノ定期檢査ハ保險業者ノ保險ニ附シタル原動機ニ對シテハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ、蒸汽機關及汽罐公共ノ營造物其ノ他ノ設備ニ係リ當廳ニ於テ特ニ其ノ必要ヲ認メサル場合亦同シ

前項ノ保險業者ノ檢査證ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ其ノ寫ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ之ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第一項ニ依リ檢査ヲ省略スルトキハ前項ノ届出アリタル都度之ヲ原動機設置者ニ通知ス

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ第九條第三項、第十條、第十一條第二號及其ノ罰則ノ規定ヲ第二項ノ檢査證ニ準用ス

第二十一條　當該官吏工業場又ハ原動機ヲ檢査シ若ハ臨檢スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條　工業場ノ建設物若ハ原動機其ノ他ノ設備カ危害ヲ生シ又ハ衞生、風致其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防若ハ除害ノ爲メ必要ナル事項ヲ命シ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ使用ノ制限、停止若ハ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

前條ノ檢査若ハ臨檢ヲ拒ミ又ハ受檢ノ準備ヲ怠リタルトキ又ハ工業場若ハ原動機ノ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條　當廳ノ許可ヲ受ケタル原動機ニ異狀ヲ生シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニハ戸籍法上ノ届出義務者又ハ清算人ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニハ戸籍法上ノ届出義務者又ハ清算人ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一　設置者ノ住所、氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名）又ハ工業場ノ名稱ヲ變更シタルトキ

二　工業場又ハ原動機ノ使用ヲ廢止シ又ハ一年以上ニ亙リ休止スルトキ

三　設置者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ、法人ニ在リテハ解散シタルトキ

前項第二號及第三號ノ場合又ハ原動機ノ使用ヲ禁止セラレタルトキハ五日以内ニ第五條又ハ第六條ニ依リ當廳ノ許可ヲ受ケ原動機ニ關スル工事ヲ爲サムトスルトキハ其ノ著手前其ノ檢査證ヲ返納スヘシ

第二十五條　工業場又ハ原動機ノ使用權ヲ承繼シタルモノハ住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名）ヲ具シ工業場又ハ原動機ノ使用認可證又ハ檢査證ヲ添ヘ前使用者ノ連署（連署ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ事由及使用權ノ承繼ヲ證スルニ足ルヘキ書類）ヲ以テ五日以内ニ相續ノ場合ニハ十日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出ツヘシ

前項ニ依リ届出タル承繼者ハ之ヲ工業場又ハ原動機ノ設置者ト看做ス

第二十六條　未成年者又ハ禁治産者ノ差出ス願届書ニハ法定代理人ノ連署ヲ要ス但シ其ノ營業ニ就キ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書類ハ正副二通ヲ作成シ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二十八條　第九條第三項、第十一條及第二十一條ノ規定又ハ第二十二條ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十條、第十二條第一項乃至第三項、第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項及附則第三十七條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第二十九條　工業場又ハ原動機ノ設置者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ營業ニ就キ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第三十條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第三十一條　工業場又ハ原動機ノ設置者ハ其ノ戸主、家族、雇人其ノ他ノ代理者若ハ從業員ニ於テ本則ノ規定又ハ之ニ基キテ爲シタル命令ニ違反スルノ所爲アリタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルヽコトヲ得ス

第三十二條　第十五條第二項、第二十一條、第二十二條及第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ之ヲ蒸汽乾燥機ニ之ヲ準用ス

第三十三條　第二十一條、第二十二條及第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ之ヲ製絲工場ニ準用ス

第三十四條　農業用ニ使用スル瓦斯機關及石油機關ニシテ本縣農事試驗場ニ於テ指定シタルモノニ就テハ第十五條第二

項、第二十一條、第二十二條、第二十八條乃至第三十一條ノ規定ノミヲ適用ス

附　則

第三十五條　本則ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條　本則施行前ニ受ケタル左ノ各號ノ認可、許可及檢査證ハ本則ノ施行ニ依リ其ノ効力ヲ失ハス

一　明治三十五年五月岐阜縣令第二十七號汽罐汽機取締規則ニ依ル汽罐汽機ノ設置、增設又ハ變更ノ許可、汽罐汽機取扱主任者ノ認可及汽罐又ハ汽機ノ檢査證

二　大正二年六月岐阜縣令第二十六號發動機關取締規則ニ依ル發動機關ノ設置、增設又ハ變更ノ許可、發動機關ノ取扱主任者ノ認可及發動機關ノ檢査證

三　大正六年三月岐阜縣令第十五號工業場取締規則ニ依ル工業場ノ設置又ハ變更ノ許可及工業場使用ノ認可

第三十七條　本則施行前ニ設置シタル蒸罐ニ就テハ大正十六年一月三十一日マテニ本則第三條及第四條ニ準シ當廳ニ届出ツヘシ

第三十八條　明治三十五年五月岐阜縣令第二十七號汽罐汽機取締規則、大正二年六月岐阜縣令第二十六號發動機關取締規則及大正六年三月岐阜縣令第十五號工業場取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

樣式第一號

指令番號	第　　號
位置	
所有者及管理者ノ住所氏名	
使用工業場	使用目的別建物棟數並延坪數
	使用制限
原	製作番號又ハ符號
	種類
	「キロワツト」(馬力數)
	製作番號又ハ符號
	種類
	「キロワツト」(馬力數)
	製作番號又ハ符號
	種類
	「キロワツト」(馬力數)

認可證

動機					
製作番號又ハ符號					
使用有效期間	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日
檢查年月日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日
檢查官印					

右檢查ノ上工業場並原動機取締規則ニ依リ此證ヲ交付ス

大正　年　月　日

警察署

樣式第二號

原動機檢查證

指令番號	第　　號
位置	
所有者及管理者ノ住所氏名	
原動機ノ種類	
使用最大汽壓	

檢查					
使用有效期間	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日	自大正　年　月　日 至大正　年　月　日
檢查年月日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日	大正　年　月　日
檢查官印					

右檢査ノ上工業場竝原動機取締規則ニ依リ此證ヲ交付ス

大正　年　月　日

岐阜縣

●工業場竝原動機取締規則施行心得

（大正十五年十二月十八日岐阜縣訓令甲第百五十八號）

警察署

第一條　工業場竝原動機取締規則（以下規則ト稱ス）第三條、第五條及第六條ニ依ル許可ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査シ、警察署ノ處分ニ屬スルモノニ付テハ適當ニ處理シ、當廳ニ提出スヘキモノニ付テハ其ノ調査書及意見書ヲ附シテ進達スヘシ

一　許可申請書ニハ規則ニ定ムル事項ヲ具備シ且ツ其ノ記載事項ハ事實ニ相違ナキヤ

二　許可申請書ニ記載ノ施設ハ危害ヲ生シ又ハ衞生、風致其ノ他公益ヲ害シ若ハ地方ニ紛議ヲ生スル虞ナキヤ

三　規則第七條第二項ニ依リ同條第一項第六號乃至第十一號ノ制限ニ付斟酌ヲ加フルヲ必要トスル事情ナキヤ

第二條　規則ニ依ル屆書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ニ付事實ニ相違ノ有無ヲ調査ノ上警察署ニ屬スルモノニ付テハ適當ニ處理シ、當廳ニ提出スヘキモノニ付テハ其ノ調査書ト共ニ進達スヘシ但シ規則第十二條第一項ニ依ル原動機取扱主任者ノ屆出ニ付テハ進達書ニ其ノ者ノ性行及適否ノ意見ヲ記載スヘシ

第三條　規則第六條ノ汽罐又ハ蒸罐ノ主要部トハ左ノ部分ヲ稱ス

一　汽罐

イ　罐胴（汽室ヲ含ム）

ロ　鏡板（双方）

ハ　煙筒

二　蒸罐

イ　罐胴

ロ　鏡板（双方）

第四條　當廳ノ許可ヲ受ケタル原動機ノ設置者ニ對シテハ規則第九條第一項ニ依ル工業場ノ使用認可證ハ同條第二項ニ依ル檢査證ノ交付アリタル後之ヲ交付スヘシ

第五條　原動機檢査ノ通知ヲ當廳ヨリ受ケタルトキハ運滯ナク其ノ期日ヲ設置者又ハ其ノ代理者ニ通知シテ相當ノ準備ヲナサシメ且ツ當日ハ警察官吏ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ

第六條　工業場又ハ原動機ニ對シ臨檢ヲ行フトキハ左ノ各號ノ事項ニ注意スヘシ

一　機關ノ運轉ノ調節完全ナルヤ

二　異常ノ音響又ハ震動ヲ起スコトナキヤ

三　最大使用汽壓ヲ超過セスヤ

四　安全辨ノ裝置ニ異狀ナキヤ

五　硝子驗水器ノ水準ニ異狀ナキヤ

六　其ノ他規則ニ違反スルコトナキヤ

第七條　左ノ各號ノ事項ニ該當スルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ當廳ニ報告シテ指揮ヲ受クヘシ

一　規則第三條但書及第五條ニ依ル警察署ノ處分ニ屬スル許可ノ申請ニ對シ許可ヲ與ヘサルトキ

二　規則第三條但書及第五條ニ依ル警察署ノ處分ニ屬スル許可ノ申請ナルモ異例ノモノナルトキ

三　警察署ニ於テ與ヘタル許可若ハ認可ヲ取消サムトスルトキ

第八條　左ノ各號ノ事項ニ該當スルトキハ運滯ナク報告スヘシ

一　規則第十二條末項ニ依リ原動機取扱主任者ノ認可ヲ取消ス必要アリト認ムルモノアルトキ
二　規則第十三條ニ依リ當廳ノ許可ヲ取消ス必要アリト認ムルモノアルトキ
三　規則第十四條ニ依リ當廳ノ許可ノ效力ヲ失ヒタルモノアルトキ
四　規則第十五條ニ依ル臨時檢査ノ必要アリト認ムルモノアルトキ
五　規則第二十二條ニ依ル當廳ノ命令ヲ必要ト認ムルモノアルトキ

第九條　警察署ニ於テハ樣式第一號ノ工業場竝原動機臺帳ヲ備付クヘシ
當廳ニ提出シタル文書ノ副本及警察署ニ於テ處理シタル文書ニシテ工業場竝原動機ニ關スルモノ其ノ他將來取締上ノ資料ニ供スヘキモノハ樣式第二號ノ索引ヲ附シテ工業場竝原若ハ移轉又ハ事業ノ變更ニ關スルモノ其ノ他將來取締上ノ資料ニ供スヘキモノハ樣式第二號ノ索引ヲ附シテ工業場竝原動機關係書編甲トナシ永久保存トナスヘシ其ノ他ノ文書ハ工業場竝原動機關係書編乙トナシ一年保存トナスヘシ但シ執務上ノ便宜ニ依リ工場關係書編ノ各該當簿冊ニ編綴スルコトヲ得

附　則

第十條　本則ハ大正十五年十二月岐阜縣令第百五十號工業場竝原動機取締規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樣式第一號

工業場事業場ノ名稱	工業場原動機所在地	工業場原動機設置者ノ住所氏名	設置許可年月日	使用認可年月日	事業ノ種類	許可若ハ認可ノ條件
			工業場 大正　年　月　日 原動機 大正　年　月　日	工業場 大正　年　月　日 原動機 大正　年　月　日		

原動機 種類	個數	實馬力	最大使用汽壓	使用ノ目的	取扱主任

工業場竝原動機臺帳

岐阜縣

年月日　年　月　日

原動機檢查				
使用有效期間	年月日	使用有效期間	年月日	使用有效期間
自大正　年月日 至大正　年月日				

工業場原動機設置變更願書ノ索引				
文書種別				
簿冊名				
符號				

備考

樣式第二號

索引			
符合號	年月日番號	件名	處分年月日摘要
一	大正　年　月　日工第　號	何件	大正　年　月　日改正ニ付乙ニ移ス
二		何申請	

●勞働者募集取締令

（大正十三年十二月二十九日
内務省令第三十六號）

第一條　本令ニ於テ募集主トハ募集シタル勞働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ、募集從事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ラ雇傭セムカ爲勞働者ノ募集ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條　本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外職工鑛夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス

一　應募者就業ノ爲住居ヲ變更スル必要ナキトキ
二　單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
三　移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ

第三條　募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案內又ハ雇傭契約書案ヲ募集者ノ就業場所轄地方長官ニ屆出ツヘシ

一　募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
二　應募者ノ就業場ノ名稱及所在地
三　短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始終了時期
四　應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類
五　就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項
六　賃金ニ關スル事項
七　寄舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項
八　制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
九　雇傭期間及解雇ニ關スル事項
十　負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救濟ニ關スル事項

募集主前項ノ就業案內又ハ雇傭契約書案ノ外募集ニ關シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ屆出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ屆出タル就業案內、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

第四條　勞働者ノ募集ニ從事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ寫眞二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所地所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一　募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
二　募集從事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日
三　募集從事者ノ履歷
四　募集從事期間
五　募集從事區域
六　應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

募集從事期間ハ三年以內トス

第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ從事セムトスルトキハ前項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ

第五條　地方長官前條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲シタルトキハ樣式第一號ニ依ル募集從事者證ヲ交付スヘシ

募集從事者募集從事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ樣式第一號ニ依リ其ノ再交付ヲ申請スヘシ

募集從事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集從事者ハ遲滯ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ

前二項ノ申請ハ募集從事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ許可ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第六條　募集從事者ハ應募者若ハ應募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集從事者證ヲ提示スヘシ

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集主ハ第四條ノ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

一　募集主事業ヲ廢止シタルトキ

二　募集主募集從事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集從事者ハ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク募集從事者證ヲ返納スヘシ

一　募集ニ從事スルコトヲ廢シタルトキ

二　募集從事期間滿了シタルトキ

三　募集從事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ

四　前條各號ノ一ニ該當スルトキ

募集從事者死亡シタルトキハ戸籍法第百十七條ノ届出義務者募集從事者證ヲ添付シ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク其ノ旨届出ツヘシ

第九條　募集從事者募集ニ着手セムトスルトキハ豫メ第三條ノ就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一　募集從事者ノ住所、氏名

二　募集從事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

三　當該警察官署管内ニ於ケル募集從事期間

四　當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル勞働者ノ男女別豫定人員

五　應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第十條　募集從事者ハ應募セムトスル者ニ對シ第三條ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ

第十一條　募集從事者ハ樣式第二號ニ依リ應募者名簿ヲ調製シ、募集從事中之ヲ携帶シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ届出テタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ

第十二條　募集從事者ハ左ニ揭クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　募集從事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト

二　募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ誇大虚僞ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト

三　應募ヲ强要スルコト

四　應募シ又ハ應募セムトスル女子ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

五　應募者又ハ應募セムトスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

六　濫ニ應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

七　濫ニ應募者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト

八　應募者ヲ募集從事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

九　應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手數料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十　當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ僞ルコト

第十三條　募集從事者ハ未成年者、禁治產者、準禁治產者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　募集從事者應募者ヲ引率シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一　應募者ノ住所、氏名及生年月日

二　出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定

前項各號ニ揭クル事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第十五條　募集從事者應募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セムトスルトキハ豫メ宿泊所所在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ

一　宿泊所
二　應募者ノ男女別員數
三　宿泊所到着及出發ノ日時

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到著前ニ於テハ募集從事者到著後ニ於テハ募集主應募者ノ歸鄉ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

一　就業案內又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事實ト相當相違シタルトキ
二　募集主、募集從事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
三　考試、身體檢查其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セサルトキ
四　其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸鄉ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第十七條　當該官吏ハ募集從事者ニ對シ募集從事者證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第十八條　許可ヲ爲シタル地方長官募集從事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

募集地所轄地方長官募集從事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條　募集主ノ勞働者ノ募集ニ付樣式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ分ヲ取纏メ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十條　募集主又ハ募集從事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ募集ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

一　第三條ノ規定ニ依リ届出テタル就業案內、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタルトキ
二　第三條ノ規定ニ依ル届出ナキ募集案內、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタルトキ
三　第三條、第五條第三項、第七條、第九條乃至第十六條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ
四　應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

五　第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ
六　第十八條ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ從事シタルトキ

第二十一條　第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集從事者證記載事項ノ範圍外ニ亙リ勞働者ノ募集ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條　工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條第一項第一號、第四條第一項第一號及樣式第一號ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條　募集主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ成業者ニシテ募集主ニ關スル本令ノ規定ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附　則

第二十五條　本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第三條及第十九條ノ就業場所在地所轄地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所在地所轄鑛山監督局長トス

第二十七條　應募者ノ就業場所在地又ハ募集從事者ノ住所カ本令施行區域外ニ在ル場合ニ於テハ第三條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル届出又ハ第四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ主タル募集地所轄地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　本令施行ノ際勞働者募集取締ニ關スル廳府縣ノ命令ニ依リ募集ニ從事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ爲シタル地方長官管轄區域內ニ限リ本令第四條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

（樣式第一號）

第　號

募集從事者證

（廳府縣印）

募集主	
就業場ノ位置及名稱	
事業ノ種類	
募集從事期間	
募集區域	

表

寫

眞

（廳府縣印）

氏名
生年月日

裏

（樣式第二號）

男女	氏名		
	生年月日		
本籍			
住所			
保護者氏名			
應募年月日			
就業場到著年月日			
前渡金			
旅費	汽車賃、汽船賃、車馬賃等		
	宿泊料		
	辨當代其ノ他		
備考			

應募者名簿記載心得

一　應募者名簿ハ應募毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備フヘシ

二　本樣式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス

三　住所欄ニハ應募者ノ應募當時ノ住所地ヲ記載スヘシ

四　保護者氏名欄ニハ本令第十三條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名ヲ記載スヘシ

五　前渡金欄ニハ就業場到著前ニ於テ應募者、親權者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ交付シタル金額ヲ記載スヘシ但シ返還スルコトヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

六　旅費欄ニハ應募者ノ入場ニ要シタル費用ニシテ就業後之ヲ返還スルコトヲ要スヘキモノ（條件附ニテ返還ヲ要セサルモノヲ包含ス）ヲ汽車、汽船、車馬賃、宿泊料及辨當代其ノ他ニ依リ記載スヘシ

（樣式第三號）

勞働者募集年報

事業ノ種類

就業場ノ位置及名稱

自大正　年　月
至大正　年　月

募集主住所氏名

區分	募集地別	男	女	計
北海道				
東京府				
京都府				
、				
、				
、				
計				
其ノ他				
、				
、				
、				
勞働者數				
募集從事者員數				

勞働者募集年報記載心得

一　募集地別募集勞働者數欄ニハ本令ニ依リ募集シ雇入レタル勞働者ノ總數ヲ募集地別竝男女別ニ記載スヘシ其ノ他ノ欄ニハ朝鮮、臺灣、樺太等ニ於テ募集シタル勞働者ヲ記載スヘシ

二　募集從事者員數欄ニハ十二月三十一日現在ニ於テ本令ニ依リ許可ヲ受ケ募集從事者タル者ノ員數ヲ男女別ニ記載スヘシ

●勞働者募集取締令施行細則

（大正十四年三月二十五日）
岐阜縣令第七號

沿革　大正一四年七月勅令第二八號、一五年六月第三五號改正
本則ニ於テ取締令トハ大正十三年十二月内務省令第三十六號勞働者募集取締令ヲ謂フ

第一條　取締令第三條ノ規定ニ依リ知事ニ届出ツヘキ書類ハ正副二通ヲ作成シ就業場所在地所轄警察官署ニ提出スヘシ

第二條　取締令第四條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ同條ニ掲クル事項ノ外取締令第三條ノ規定ニ依ル就業案内雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ヲ添付スヘシ但シ同條ニ依リ既ニ本縣ニ届出濟ノモノハ此限ニ在ラス

第三條　取締令第四條ノ規定ニ依リ添附スヘキ文書ハ就業場所在地所轄廳府縣又ハ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第四條　前條及取締令第九條ノ規定ニ依リ就業場所在地所轄廳府縣又ハ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケタル

第五條　取締令第四條及第五條ノ規定ニ依リ添付スヘキ寫眞ハ手札形、無帽、半身ニシテ最近六ケ月以内ニ撮影シタル無
　帖紙ノモノタルヘシ
第六條　本縣ニ於テ許可ヲ受ケタル募集從事者ニシテ本籍、住所、氏名又ハ職業ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ知
　事ニ届出ツヘシ他ノ廳府縣ニ於テ許可ヲ受ケタル者ニシテ本縣ニ住所ヲ變更シタル者亦同シ
第七條　取締令第四條及第五條ノ規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ申請者ノ住所地所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第八條　募集從業者ハ其ノ募集セムトスル者又ハ其ノ家族ヲ輿行場、遊覽場其ノ他之ニ類似ノ場所ニ招待シ又ハ料理店、
　旅館、應募者集合所其ノ他之ニ類似ノ場所ニ於テ饗應ヲ爲スコトヲ得ス
第九條　雇傭契約成立シタルトキハ雇傭契約書二通ヲ作成シ一通ヲ應募者又ハ其ノ法定代理人ニ交付スヘシ
第十條　募集從事者ハ毎月縣下ノ應募者ヲ左記ニ依リ取纏メ翌月十日迄ニ應募者居住地所轄警察官署ヲ經由シテ知事ニ届
　出ツヘシ
　一　應募者ノ住所氏名生年月日
　二　前渡金ノ有無竝其ノ額
　三　就業場ノ位置、名稱
第十一條、第十二條　（削除）
第十三條　募集主又ハ募集從事者取締令第十六條ノ規定ニ依リ應募者ヲ歸鄉セシメタルトキハ十日以内ニ其ノ住所、氏名、
　歸鄉ノ事由及之レニ關シタル措置ノ方法ヲ具シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
第十四條　募集從事者取締令第十八條第二項ノ規定ニ依リ募集ノ停止ヲ命セラレタルトキハ直ニ募集從事者證ヲ提出シ其
　ノ旨記入ヲ受クヘシ停止ヲ解除セラレタルトキ亦同シ
第十五條　募集從事者ニシテ本則ノ規定又ハ募集地所轄警察官署ニ於テ取締上必要アリト認メ爲シタル命令ニ違反シタル
　トキハ募集ノ停止ヲ命シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十六條　第六條第八條乃至第十一條、第十三條ニ違反シタルモノ又ハ第十五條ノ場合ニ於テ募集從事者證提出中ニ募集
　ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

附　則

第十七條　本則ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十八條　大正六年三月二十二日岐阜縣令第十六號職工募集取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●勞働者募集取締令執行心得

（沿革）大正一五年六月訓令甲第二三號改正

（大正十四年三月二十五日岐阜縣訓令甲第九號）

警察署　警察分署

第一條　取締令（勞働者募集取締令ヲ指ス以下同シ）第三條ノ届出アリタルトキハ其ノ内容ニ關シ誇大虚僞ノ記載ナキヤ否調査ノ上進達ス
　ヘシ
第二條　施行細則（勞働者募集取締令施行細則ヲ指ス以下同シ）第七條ニヨリ書類ヲ受理シタルトキハ同細則第三條乃至第五條ニ規定スル事項
　ヲ具備スルヤ否更ニ左記事項ニ付詳細ナル調査ヲ行ヒ意見ヲ附シ進達スヘシ
　一　素行及信用
　二　禁治産者又ハ準禁治産者ニアラサルヤ否
　三　文書又ハ印章僞造、猥褻、姦淫、賭博、殺人、傷害、墮胎、遺棄、逮捕、監禁、脅迫、略取、誘拐、窃盗、强盗、
　　詐欺、恐喝、横領、又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者ニアラサルヤ否
　四　密賣淫ノ容止又ハ媒合ノ罪ヲ犯シタル者ニアラサルヤ否
　五　紹介、周旋ノ營業取締ニ關スル法令ニ依リ營業ノ許可ヲ取消サレタル者ニアラサルヤ否
　六　藝妓、娼妓、又ハ酌婦等ノ紹介周旋ヲ業トスル者ニアラサルヤ否

七　料理屋、貸座敷、待合、藝妓屋其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ之等營業者ト同居スル者ニアラサルヤ否

八　其他參考トナルヘキ事項

尙募集從事者證ノ再交付書替ニ付テハ其ノ事由ノ適否ニ付意見ヲ附スヘシ

第三條　（削除）

第四條　取締令第十四條第十五條ノ届出アリタルトキハ警察官吏ハ臨檢スヘシ

第五條　取締令第十八條竝施行細則第十五條ニヨリ募集從事者ノ許可ヲ取消シ又ハ募集ノ停止ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ本人ノ募集從事者證ヲ添ヘ即報スヘシ

第七編

衛生

目次

第七編　衛生

第一章　醫師、歯科醫師及藥劑師

○醫師法……明三九　法律　一
○醫師法施行規則……明三九　内令　四
○醫師法施行細則……明三九　縣令　七
○醫師會令……大八　勅令　八
○醫師會令施行細則……大八　縣令　一六
○醫師試驗規則……大二　文令　一九
○醫師法第一條第一項第三號ニ依リ免許ヲ與フル者ニ關スル件……明三九　勅令　二三
○醫師資格ニ關スル指定醫學專門學校……大三　文告　二三
○醫師、歯科醫師、藥劑師等免許申請書取扱方ノ件……明四〇　内務省　二四
○醫師登錄稅納入ノ件……明二九　法律　二五